令和７年第１回龍郷町議会定例会

第　１　日

令和　７　年　３月　４　日

令和７年第１回龍郷町議会定例会議事日程（第１号）

令和７年３月４日（火曜）
午前１０時００分開議

１．議事日程（第１号）

○日程第１　会議録署名議員の指名
○日程第２　会期の決定
○日程第３　諸般の報告
○日程第４　施政方針説明
○日程第５　議案第１号　龍郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
○日程第６　議案第２号　龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
○日程第７　議案第３号　龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
○日程第８　議案第４号　龍郷町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例
○日程第９　議案第５号　龍郷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
○日程第10　議案第６号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
○日程第11　議案第７号　龍郷町債権管理条例の一部を改正する条例
○日程第12　議案第８号　龍郷町手数料条例の一部を改正する条例
○日程第13　議案第９号　龍郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
○日程第14　議案第10号　龍郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
○日程第15　議案第11号　龍郷町へき地保育所施設条例の一部を改正する条例
○日程第16　議案第12号　龍郷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
○日程第17　議案第13号　龍郷町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
○日程第18　議案第14号　龍郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
○日程第19　議案第15号　龍郷町辺地総合整備計画の変更
○日程第20　議案第16号　令和６年度龍郷町一般会計補正予算（第８号）

○日程第21　議案第17号　令和６年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）
○日程第22　議案第18号　令和６年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
○日程第23　議案第19号　令和６年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
○日程第24　議案第20号　令和６年度龍郷町下水道事業会計補正予算（第２号）
○日程第25　議案第21号　令和７年度龍郷町一般会計予算
○日程第26　議案第22号　令和７年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算
○日程第27　議案第23号　令和７年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算
○日程第28　議案第24号　令和７年度龍郷町介護保険事業特別会計予算
○日程第29　議案第25号　令和７年度龍郷町水道事業会計予算
○日程第30　議案第26号　令和７年度龍郷町下水道事業会計予算
○日程第31　議案第27号　財産の取得
○日程第32　発議第１号　龍郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

２．本日の会議に付した事件
○議事日程のとおり

３．出席議員（10名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	前　島　克　幸	２番	得　田　要　一
３番	長谷場　洋一郎	４番	平　岡　　馨
５番	久　保　　誠	６番	隈　元　巳　子
７番	圓　山　和　昭	８番	伊集院　　巖
９番	徳　永　義　郎	１０番	前　田　豊　成

４．欠席議員（なし）

５．議場に出席した事務局職員の職氏名
事務局長　川　畑　進　弥　　書　　記　岡　江　敏　幸

６．説明のため出席した者の職氏名

職　名	氏　名	職　名	氏　名

町長	竹田泰典	町民税務課長	園田徳一
副町長	則　敏光	建設課長	勝　林太郎
会計管理者	大司直美	農林水産課長	迫地政明
教育長	碇山和宏	生活環境課長	屋　浩仁
総務課長	大吉正一郎	土地対策課長	竹山智幸
企画観光課長	勝元　隆	教育委員会事務局長	里園一樹
保健福祉課長	加藤寛之	大島地区消防組合龍郷消防分署長	大司昭二
子ども子育て応援課長	松尾昭宏		

△　開　議　午前１０時００分

○議長（平岡　馨議員）

おはようございます。

ただ今から、令和７年第１回龍郷町議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△　日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（平岡　馨議員）

日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、德永義郎議員及び前田豊成議員を指名します。

△　日程第２　会期の決定

○議長（平岡　馨議員）

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より３月19日までの16日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から３月19日までの16日間に決定しました。

△　日程第３　諸般の報告

○議長（平岡　馨議員）

日程第３、諸般の報告を行ないます。

総務厚生常任委員長と経済建設常任委員長から、所管事務調査の調査報告書が提出されていますので、お配りしてあります。

お目通しをお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

△　日程第４　施政方針説明

○議長（平岡　馨議員）

日程第４、施政方針の説明を求めます。

○竹田泰典町長

おはようございます。

施政方針を述べさせていただきたいと思います。

本日、ここに令和７年第１回龍郷町議会定例会が開催されるにあたり、令和７年度の町政運営について、私の所信の一端を申し上げ議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

令和７年２月10日には、龍郷町が町制を施行して以来、50周年という節目を迎えました。

この記念すべき日を町民の皆様と迎えられたことに大きな喜びを感じるとともに、記念式典・前夜祭の開催にあたり、多くの皆様にご来場いただいたことに心より感謝を申し上げます。

これから先、次の50年を見据え、「新しいたつごう」「いつも元気なたつごう」を目指してまいりたいと思います。

町政の基本・原点は、そこに住む人々が地元を愛し、自ら町づくりに参画し、「住んでみたい」「住んで良かった」と実感できる町にしていくことだと考えているところでございます。

これらの実現のため、令和６年度から10か年の新たなまちづくりの指針として「第６次龍郷町総合振興計画」を策定いたしました。

「歴史と文化で創る活力と幸せが実感できるまちづくり」を基本理念として、地域にある資源や、文化・伝統の魅力を十分に引き出し、最大限活用していくことで、安定した雇用や活力のある町民生活の実現に取り組んでまいりたいと思います。

また、第６次龍郷町総合振興計画を基盤として、人口減少の抑制に関する重点的な取り組みで構成される第３期龍郷町創生総合戦略の策定も大詰めを迎えており、「住民、子どもたちが誇れる龍郷町～ほこらしゃのまちづくり～」をキャッチフレーズに、地域愛や地域の誇りの醸成に取り組むことにより、魅力ある地域・人材を形成し、人が集まるまちづくりを目指してまいりたいと思います。

近年の円安や物価高騰により、経済情勢が不透明な状況が続いております。

中でも肥料及び敷料の価格が急騰していることから、敷料堆肥生産施設の整備を引き続き進め、令和７年度中の完成を目指したいと思います。

また、物価高騰に鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、給食費無償化を実施いたします。

本町の健康づくり拠点である「どぅくさぁや館」につきましては、入浴施設の改修

や多目的室を整備し、子どもたちから高齢者まで多世代が交流できる施設として、令和７年度から３か年計画で改修工事を行ないます。

また、４月に供用開始する龍瀬へき地保育所におきましては、新たな支援体制を強化することにより、安心して子どもができる環境整備に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

このように、令和７年に新たに取り組む事業や、継続事業の実施にあたっては、以下のとおり六つの政策の柱を掲げ各種の事業を展開してまいります。

そして、町民の皆様の声をしっかりと受け止め、町政に反映していくことで、「住んでみたい」「住んで良かった」と実感できるまちづくりを進めてまいります。

一つ目に、「地域資源を生かした産業を創造するまちづくり」について申し上げます。

農業施策につきましては、地域での話し合いをもとに目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を令和７年３月末までに策定し、認定農業者を中心とした「農業を担う者」（担い手農家）が、農地中間管理事業をとおして農地を効率的に集約できるよう、農業委員会と連携を進めます。

また、「農業を担う者」（担い手農家）の支援と農業従事者の確保育成のため、推進作物を生産する各部会との連携を図り、荒廃農地解消事業や堆肥助成事業、パイプハウスリース事業等各種助成を実施し、さらに、就農支援センターでの農業研修生育成により新規就農者の増加を目指してまいります。

亜熱帯の特色ある産業振興のうち、さとうきびにつきましては、反収向上を推進するため、堆肥・薬剤の助成や優良種苗の導入・普及などを支援いたします。

さらに一般社団法人龍郷町地域振興公社による効率的な作業体系を構築するため、業務体制の見直しを行ない、農地再生パワーアップ事業を継続して農業振興を図ってまいります。

果樹や園芸作物につきましては、栽培技術の向上を図るとともに、光センサーを利用したタンカンの出荷手数料の助成やあまみフルーツブランド化推進事業による産地ブランド化、かぼちゃの資材補助による生産農家の負担軽減と栽培面積の拡大を図ってまいります。

畜産につきましては、肉用牛特別導入事業基金を活用し、積極的な増頭・更新を進めるほか、優良牛保留対策事業による優良系統への更新を促すことで、経営の安定化を図ってまいります。

また、畜産農家の敷料生産施設を整備し、衛生環境の改善による優良な子牛生産を推進するとともに、敷料を利用した良質な牛ふん堆肥を町内農家へ安定供給する堆肥生産施設を整備し、環境保全型農業に取り組んでまいります。

県営事業につきましては、嘉渡地区・戸口地区及び大美・浦地区におきまして、パイプラインや農道及び防護柵の整備を進めてまいります。

また、地域共同で行なう農業用施設など、地域資源の保全活動については、多面的機能支払交付金等を活用して支援いたします。

食育・地産地消につきましては、第３次龍郷町食育推進計画に基づき、引き続き「たつごう食育地産地消推進事業」による食文化の保護と継承、小中学生を対象とした農業体験、学校給食における地場産物等活用の促進、共食の場における食育活動の四つのメニューを実施し、農林漁業・食への関心を高めてまいります。

林業の振興につきましては、昨年度に引き続き森林環境譲与税の積極的な活用を図ってまいります。

また、円林道の落石防止対策を実施し、林道の機能性向上に取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、減少傾向にある漁業の担い手育成や所得の向上、豊かな水産資源の安定などに向け、漁業従事者がより活躍できる事業の導入を検討し、水産業の発展に向けて取り組んでまいります。

商工業及び特産品の振興につきましては、プレミアム商品券発行を引き続き助成するほか、「龍郷町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、町内の事業者との情報共有をはじめ官民連携に取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、町内の返礼品提供事業者をサポートするとともに、研修等の開催を通じて、ふるさと納税制度や地場産品基準への理解を深めてまいります。

令和５年10月以降、ふるさと納税に係る経費は、寄附金の５割以下ルールが厳格化されました。

また、物価上昇による商品自体の値上げなども相まって、令和６年度は前年度より寄附額が減額となる見込みです。

よって今後は送料がかからない観光・体験型の返礼品開拓や本場奄美大島紬などの高額返礼品の充実を図ってまいります。

企業版ふるさと納税につきましても、龍郷町出身者の企業を中心に制度説明を行ない、寄附の増額と出身者の皆様との継続的な関係づくりに努めてまいります。

本場奄美大島紬の振興につきましては、本場奄美大島紬協同組合など関係機関と連携し、後継者育成や産地再生に向けた取り組みを進めるとともに、生産及び販売の拡大を促進するため大島紬購入費等助成も引き続き実施いたします。

伝統柄である龍郷柄・秋名バラ発祥の地である利点を最大限に生かし、大島紬の歴史・文化の薫りが感じられるまちづくりに努めてまいります。

観光の振興につきましては、「二つの海が見える丘」の景勝地で知られる加世間峠

の整備について、財源の調達方法や管理運営などについて検討を進め、鹿児島県及び関係機関との協議を図りながら、稼げる観光地として整備できるよう努めてまいります。

また、全国に龍郷ファンを広げることを目的とした「たつごうエッセイコンテスト」を引き続き開催してまいりたいと思っています。

労働環境の整備につきましては、過疎地域持続的発展計画に基づき、対象事業の固定資産税課税免除等で、本町の産業の振興を促進してまいります。

二つ目に、「健やかで安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」について申し上げます。

子育て支援・児童福祉の充実につきましては、本年４月より子ども医療費の助成方法を従来の自動償還払い方式から、現物給付方式に変更し、高校生以下の全ての子ども医療費を窓口負担０（ゼロ）にします。

また、新たな施設として開設される龍瀬へき地保育所には、地域子育て支援拠点機能と、一時預かり機能を持たせ、更なる子育て支援体制の強化に努めます。

昨年４月に開設された、「龍郷町こども家庭センター」においては、引き続き、母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援を実施することにより、安心して産み・育てられる町づくりに取り組んでまいります。

保健・医療の充実につきましては、各種事業の充実強化を推し進めながら「第２次健康たつごう２１」に基づき、あらゆる年代においてライフステージにあった健康の保持・推進を図り、生涯を通じた健康づくりに取り組んでまいります。

また、令和６年度から実施していました帯状疱疹ワクチン接種の助成が令和７年度より定期接種となり、各予防接種の助成について周知を図ってまいります。

どぅくさぁや館の再整備につきましては、活用できる補助金を模索しながら、本年度に基本・実施設計及び地質調査を行なってまいります。

障がい福祉につきましては、第４次龍郷町障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期子ども療育計画に基づき、「健やかで安心して自分らしく豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念として、共生社会の実現に向けて支援を継続してまいります。

国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業では、特定健診や長寿健診の受診率向上、疾病の重症化予防として保健指導を推進し、メタボ対策、フレイル対策を重点取組事項とし、健康寿命の延伸や医療費の抑制に取り組んでまいります。

介護保険事業については、龍郷町高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画に基づき、「みんなで支えあい、自分らしい暮らしを選択できるまちづくり」を基本理念とした体制づくりを強化してまいります。

高齢化が一層進む中、介護予防や地域支え合い体制づくりの推進と支援や、介護が

必要になっても状態に応じて適切な介護保険サービス等を利用できるよう、介護保険事業の適切な運営に努めてまいります。

また、障がい者や高齢者など全てのライフステージの方が、住み慣れた地域で自分らしく豊かに暮らせるよう、「地域包括ケアシステム」の強化を図り、切れ目のないサービス提供や重層的支援体制づくりをより一層推進してまいりたいと思っています。

三つ目に、「快適な生活環境でゆとりあるまちづくり」について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、境界紛争の未然防止や公共工事等の円滑な推進、さらには迅速な災害復旧などの観点から、継続して事業を進めてまいります。

地域環境整備につきましては、漁港事業として機能保全計画に基づき水産基盤整備事業により、龍郷漁港番屋地区の外郭施設の修繕工事を実施いたします。

また、長寿命化計画に基づき海岸保全施設整備事業により、老朽化した玉里埋立護岸の改良工事を引き続き進めてまいります。

道路・交通体系の整備については、本茶安木屋場線及び安木屋場今井崎線の改良工事に着手するほか、屋入赤尾木線につきましては、重点的な予算配分を行ない、早期完成に向けて取り組んでまいりたいと思っています。

また、道路メンテナンス事業により、老朽化した橋りょうの補修工事と点検を行なうほか、道路修繕事業により、戸口田雲線外３路線を補修いたします。

そのほか、過疎対策事業により、安木屋場１号線、芦徳１号線及び浦前田線の用地交渉を進めながら改良工事を実施してまいります。

緊急自然災害防止対策事業として、大勝本茶線外２路線の法面補修工事を進めてまいります。

住宅の整備につきましては、公営住宅等ストック総合改善事業により、中勝団地３号棟、１棟６戸の改修工事を予定しているところでございます。

自然環境、公園・緑地の保全・整備につきましては、奄美大島本島内でまん延するカイガラムシ被害について、安木屋場ソテツ群生地助成を引き続き実施するほか、新規農薬の早期認証と普及啓発を関係機関に要望してまいりたいと思っているところでございます。

また、奄美群島成長戦略推進交付金事業を活用し、国・県及び本島内５市町村で連携して、ノネコ・野良猫対策などを継続して実施するほか、西郷隆盛翁ゆかりの地として西郷菊次郎翁の生誕地でもある龍郷小浜地区に整備した西郷小浜公園をＰＲしてまいりたいと思っているところです。

環境対策、ごみ処理の充実につきましては、引き続きごみの分別徹底と減量化及び資源化を推進し、不法投棄防止パトロールや海岸漂着物地域対策推進事業を継続し、景観及び自然環境の保全に努めてまいります。

水道事業・生活排水施設の整備、し尿処理施設の充実につきましては、水道事業において、町内全域の管路も開通したことにより施設全体のバックアップ能力も向上しております。

本年度も安定した水の供給確保を目指し、「安全」「強靭」「持続」の実現に向けて努めてまいります。

今年度も中長期的な視点をもって、水道ビジョンや経営戦略等を基に経営の健全化に取り組んでまいりたいと思っています。

浄化槽整備事業につきましては、令和５年度に公営企業会計へ移行しており、引き続き経営の健全化に取り組んでまいります。

令和５年度末時点の汚水処理人口普及率は82.99％と国・県の平均を下回っておりますが、合併処理浄化槽の新設のほか、くみ取り槽や単独処理浄化槽からの転換など、今後とも合併処理浄化槽の普及を図り、河川や海などの公共用水域の水質保全を図ってまいります。

交通安全・消防・防災体制の充実のうち、交通安全対策については、交通安全教室の開催や全国交通安全運動期間のパレードを通して、意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

消防体制につきましては、女性消防団員の増員と併せて定員数を確保し、消防団の対応力を高めてまいります。

また、導入から４年が経過し、多くの方から先進的な取組として好評価を受けております「学校ＢＬＳ教育」につきましては、今後もアンケートや感想等を生かし、さらに内容を充実させ、中学校卒業期には全生徒が心肺蘇生法を身につけ、実際に行動に移すことができるよう推進してまいります。

このほか、消防力の向上・強化につきましては、地域の実情に併せ、消防水利を新設及び更新いたします。

また、建築から数十年が経過し、老朽化が著しい消防団車庫の建て替え新築も進めてまいります。

防災体制については、自主防災組織を主体とした地区防災計画の策定や個別避難計画の作成を重点的に推進してまいります。

また、前年度に引き続き、防災無線の整備等を実施し、防災体制の充実強化を図ってまいります。

河川事業につきましては、緊急浚渫推進事業により堆積土砂撤去工事を引き続き進めるほか、緊急自然災害防止対策事業により、芦徳地区里川の護岸整備を実施いたします。

このほか、県が主体となる治山関連の諸事業について、用地調査など関係機関と連

携して進めてまいります。

また、役場前から浜千鳥館前に至る国道58号の拡張改良事業、大美川・秋名川の総合流域防災事業、砂防・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策などの県事業についても協力体制を強化し、住民が安心して住める環境向上に努めてまいります。

景観行政につきましては、特徴ある景観や地域を物語る景色や風景を守り・育むため、令和７年度からの２か年事業で景観計画を策定し、暮らしたい・暮らし続けたいまちの形成を目指します。

また、景観に悪影響を及ぼす危険空き家を含めた空き家対策につきましては、状況調査を随時実施し、所有者の特定・把握に努めるとともに、活用できる空き家につきましては空き家バンク等を通じて活用に努めてまいります。

公共交通につきましては、令和６年度に策定した龍郷町地域公共交通計画を基に、交通空白地帯における地域住民と観光客の移動手段確保に向けた事業導入について、交通事業者と連携して具体的な検討を進めてまいります。

四つ目に「豊かな心を育む教育と歴史と文化が薫るまちづくり」について申し上げます。

学校教育の充実におきましては、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「個性の伸長」を図り、主体的に考え行動する力と生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す児童生徒の育成に取り組んでいくことが大切です。

教育テーマとして「夢を紡ぎ　未来を織りなす龍郷の教育」を掲げ、「クローバープラン」を継続し、主体性の育成に重点を置いた教育行政を推進いたします。

またＧＩＧＡスクール構想では児童生徒のタブレットの更新を行ない、ＩＣＴ教育の充実を図り、平常時における持ち帰り学習を全小中学校で取り組み、個別の学びへの対応を充実するとともに、教員の活用能力の向上にも努めてまいります。

併せて、令和２年度から取り組んでいるＩＲネットワークシステム（中学校教育圏構想の構築）により、教員の授業力の向上と小中連携の更なる充実を図ってまいります。

このほか、中学校部活動における教員の負担軽減と部活動の機会均等を図るため、部活動指導員を配置する「地域スポーツクラブ活動体制」の確立を目指してまいります。

中学校の統合については、令和７年度に準備委員会を設立し、令和９年度の開校を目指して、具体的に取り組んでまいります。

学校施設については、今年度に学校施設長寿命化計画の見直しを行ない、将来に向けた学校施設の維持管理計画を策定してまいります。

また、学校敷地内の老朽化による危険度の高いブロック塀についても順次整備する

ほか、龍南中学校区において教職員住宅を建設いたします。

学校給食については、給食費の保護者負担分を無償化とし、徹底した衛生管理の下、安全性の高い食材の選択に配慮し、地場産物を生かして調和のとれた献立の工夫や食育の推進に努め、安全で安定した学校給食を提供してまいります。

家庭教育・青少年教育の充実につきましては、中学生の学習習慣の確立と基礎学力の定着及び学力向上のための学習塾「龍進未来塾」を第２木曜日以外の木曜日に継続して実施いたします。

また、小中高生による青少年ミュージカル「ＫＩＫＵＪＩＲＯ」については、昨年末の「菊次郎ミュージカル交流事業」の宜蘭市訪問を皮切りに、ミュージカルを通した友好都市との交流をさらに推進してまいります。

また、地域の教育資源を積極的に活用した「子ども博物学士講座」の更なる充実を図り、地域に根ざした教育の推進に努めてまいります。

新年度も「スクールソーシャルワーカー」を４人体制として配置し、不登校児童生徒への対応も継続いたします。

また、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援をするための「特別支援教育支援員」を引き続き配置し、支援教育の充実に努めます。

消防署と連携したＢＬＳ教育の推進により、「生命尊重の教育」の充実を図り、いじめ防止対策法に規定する重大事態が発生した場合には、「龍郷町いじめ問題調査委員会」を設置し、その事態に対処するなど、安心・安全な学校の構築に努めてまいります。

生涯学習の充実につきましては、今年度も各年代層のニーズに応じた生涯学習講座並びに特別講座を開設いたします。

23回目を迎える「短歌・俳句・川柳コンクール」を通して、友好都市である熊本県菊池市の子どもたちとの文化交流を今年度も進めてまいります。

文化の振興につきましては、引き続き八月踊り歌詞の文字起こし事業を継続して実施し、八月踊りの継承に努めてまいります。

また、とおしめ公園内にある国登録有形文化財高倉１棟の茅ぶき屋根の葺き替えを行なうとともに、文化財展示室の文化財資料を活用して龍郷町の特性を発信し、観光資源として交流人口の拡大に努めてまいります。

スポーツ・レクリェーション活動の振興につきましては、関係団体と一体となって競技団体育成・強化と競技力の向上を図るとともに、「マイライフ・マイスポーツ」運動を推進して、町民の親睦と健康増進に努めてまいります。

社会体育施設については、建設後26年が経過する「龍郷町体育・文化センターりゅうゆう館」の長寿命化を図るための改修事業を実施するとともに、総合運動公園につ

いても将来の整備に向けた調査・研究を引き続き行なってまいります。

また、島外との交流機会の少ない全国の離島中学生が一堂に会し、野球を通じて交流を図る全国離島交流中学生野球大会（通称「離島甲子園」）への「龍郷選抜チームの派遣、小中学生のスポーツ活動・文化活動を支援するための「輝く龍郷っ子支援事業」を引き続き継続し、大会や交流会を通した新たな人間形成や健全な青少年・少女の育成に努めてまいります。

五つ目に、「人がふれあい個性が輝く交流・連携のまちづくり」について申し上げます。

住民参加の推進につきましては、町民主体の町政を推進するため、駐在員会や民生委員児童委員協議会など、各種団体の皆様や、「町民と語る会」でのご意見等を町政に反映する機会の確保に努めてまいります。

共創でつくるまちづくりについては、本町所有の天然林から、カーボンクレジットを創出し、その販売代金や企業版ふるさと納税を原資として、本町の自然資源や伝統文化を将来にわたって持続可能なものにする活動を「ローカルコープ」という新たな公民連携の枠組みの下、取り組んでまいりたいと思っています。

コミュニティ・交流活動の推進につきましては、島外から修学旅行を一般家庭で受け入れ、宿泊体験を通じてシマの生活や文化に触れる「教育民泊」が令和６年度から本格始動いたしました。

本年度も既に数件の受け入れが決定しており、事務局体制のさらなる充実とともに、引き続き推進いたしたいと思っています。

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みにつきましては、奄美大島４町村とともに策定した「龍郷町男女共同参画推進総合計画」の推進により、性別にかかわらず一人一人の人権が尊重され、誰もが夢や希望を持って多様な生き方を選び、個性と能力を発揮して責任を分かち合い支え合い、安心・安全に暮らすことができる地域づくりを目指してまいります。

情報通信社会の整備につきましては、引き続き光ファイバーケーブルによるインターネットやデジタル放送などの情報通信網の整備を進めるとともに、地域情報化計画に基づきＩＣＴ技術やＡＩ、５Ｇを活用したサービスの導入などの研究・検討を進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、奄美群島広域事務組合や奄美群島観光物産協会、あまみ大島観光物産連盟等の地元各種団体をはじめ、国・県の組織とも密に連携し、各種施設を展開してまいります。

六つ目に、「効率的な行財政運営で共に創るまちづくり」について申し上げます。

多様化する町民ニーズや新たな行政課題に対応するため、既存の事務事業について、

その目的や必要性・課題・手段・コストなどについて評価することにより、事務事業のあり方を検証し、その見直しを行なってまいります。

また、老朽化した公共施設につきましては、「龍郷町公共施設等総合管理計画」に基づいて、適正に管理を行なってまいります。

行政サービスの向上と開かれた町政の推進につきましては、家屋の全棟調査を引き続き実施し、実態に沿った固定資産税の課税に努めてまいります。

行政の内部事務においては、自治体ＤＸ推進の一環としまして、庶務管理システムを昨年度導入したところでございます。

今年度本格運用し職員の業務改善に努め、住民サービス向上へつなげてまいります。

定員管理の適正化につきましては、行政需要に的確に対応できる職員数を管理していく必要があり、また、令和５年度から定年年齢が段階的に65歳までに引き上げられたことを踏まえ、今後においては、中長期的な観点からの職員の年齢構成や退職者数の見通しを踏まえた適正な定員管理に努めてまいります。

給与の適正化につきましても国・県の給与制度に合わせた適正な給与制度といたします。

効果的な行政運営と職員の資質の向上につきましては、多様化・複雑化する住民ニーズに的確に対応するため、各種研修の開催を通じて、職員・会計年度任用職員の資質とモラルの向上を図るとともに、「能力評価」による適材適所の人員配置や「業績評価」による目標管理型の人事評価制度により職員の士気の高揚を図ってまいります。

以上、令和７年度の町政運営に対する所信と施策の概要について申し述べました。

新年度も龍郷町に住んで良かったと実感できるような町、子育て世代を支援し、若者から高齢者の全ての町民が笑顔あふれる満足度の高いまちづくりに向け、予算編成をしたところでございます。

その結果、令和７年度の一般会計当初予算の総額は71億1,031万5,000円となり、対前年度比4.9％の増額予算となっております。

特別会計における当初予算額は、３会計で18億2,058万2,000円となり、対前年度比0.7％の増額予算となりました。

水道事業会計においては、収益的収入・資本的収入が前年度比18％増の４億3,124万9,000円、収益的支出・資本的支出が前年度比11％増の５億1,131万1,000円となってございます。

下水道事業会計においては、収益的収入・資本的収入が前年度比１％増の２億1,279万2,000円、収益的支出・資本的支出が前年度比１％増の２億3,872万円となってございます。

具体的な内容につきましては、予算審議を通してご説明申し上げますので、ご理解

を賜りたいと思います。

私が町長に就任してから８年目を迎え、２期目の最終年となります。

これまで、「目配り・気配り・心配り」を基本姿勢として、町民に聞かれた町政運営を目指し、町民の皆様からいただいたご意見や提言を積極的に政策として実現してまいりました。

新年度の町政運営にあたっては、「町民の皆様が安全で安心して、健やかに暮らせるまちづくり」、「真にたつごうらしいまちづくり」を特に重視し、スピード感を持って、全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員の皆様をはじめ町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和７年度の施政方針とさせていただきます。

誠にご清聴ありがとうございました。

○議長（平岡　馨議員）

以上で施政方針の説明は終わりました。

しばらく休憩します。

10時50分より再開いたします。

休憩　午前１０時４１分

―――――――――――――――

再開　午前１０時５０分

○議長（平岡　馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△　日程第５　議案第１号　龍郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第５、議案第１号、龍郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第１号、龍郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、育児休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和７年４月１日から施行されることに伴い、本町の条例も改正しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説

明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第１号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第１号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第１号、龍郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第６　議案第２号　龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第６、議案第２号、龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第２号、龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、非常勤職員に対する部分休業について、取得可能にするための改正でございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第２号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第２号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第２号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第２号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第２号、龍郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第７　議案第３号　龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第７、議案第３号、龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第３号、龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の議会の議員の報酬の支給方法に関する規定の改正及び国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、改正しようとするものでございます。

その概要を申し上げますと、議員の退職に伴う報酬の支給方法を新たに規定し、また、国の特別職のボーナス引上げ改定に基づき、本町の議会議員のボーナスを0.10月分引き上げようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第３号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第３号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第３号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第３号、龍郷町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第８　議案第４号　龍郷町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第８、議案第４号、龍郷町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

議案第４号、龍郷町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、本町の町長等の給与等に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

その概要を申し上げますと、国の特別職のボーナス引上げ改定に基づき、本町においても町長、副町長及び教育長のボーナスを0.10月分引き上げようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第４号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第４号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第４号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第４号、龍郷町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第９　議案第５号　龍郷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第９、議案第５号、龍郷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第５号、龍郷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和６年人事院勧告に基づく国家公務員の給与法改定に準じて、本町の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

その概要を申し上げますと、職員の各給料表の給料月額について、若年層に重点をおいて引き上げ、また、職員の期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第５号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第５号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第５号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第５号、龍郷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第10　議案第６号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

○議長（平岡　馨議員）

日程第10、議案第６号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

議案第６号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁固が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第６号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第６号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第６号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第６号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△　日程第11　議案第７号　龍郷町債権管理条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第11、議案第７号、龍郷町債権管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第７号、龍郷町債権管理条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、債権管理委員会で行なわれる不納欠損の審査報告を議会に提出するために、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第７号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第７号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第７号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第７号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第７号、龍郷町債権管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第12　議案第８号　龍郷町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第12、議案第８号、龍郷町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

議案第８号、龍郷町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、印鑑登録証の再交付に係る手数料を、これまでの300円から500円に改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第８号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第８号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第８号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第８号、龍郷町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第13　議案第９号　龍郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第13、議案第９号、龍郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第９号、龍郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正（改正府令第１条関係）及び、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（改正府令第２条・第３条関係）により、就労時間経過措置及び連携施設経過措置の延長、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の見直し、その他所要の改正をするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○９番（徳永義郎議員）

確認ですが、これはおそらく龍瀬保育所の新設に伴っての条例の変更だろうと思いますが、その中で、最初の第２番目、真ん中付近の、事業実施場所において代替保育が提供される場合、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業者Ａ型事業者と同等の能力を有するものを町が認める場合はできるとありますが、これには認定こども園や認可保育所とかいうのも該当していくのかどうか、町内にはまた小規模保育所が２か所ありますが、その点も一緒にされるのか。

あと、後ろのページの一番最後です。

この附則の中に、「15年を経過する日」に改めた理由まで説明をお願いしたいと思います。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

本案は、小規模保育事業所につきましては、３歳になったときに預かり手の保育園等について、必ず連携施設として確保するように法で定められております。

したがいまして、町内にございます小規模保育事業所、サンサン保育園、あすぱら保育園については、それぞれ連携施設をしっかりと持っているところでございます。

今回の改正においては、この連携施設を持つことが難しい地域が多々ありまして、そういった地域においては、連携施設を持たなくてもいいという附則がございます。

この附則が当初、最初は５年間、続いて10年間に引き延ばして、またさらに今回の改正で15年まで連携施設を持たなくてもいいということで、上位法の改正がなっているところでございます。

本町におきましては、あすぱら保育園は健児子ども園さん、サンサン保育園については大勝保育所のほうが連携施設を引き受けていただいていますので、特段この法律が適用される可能性はないと確認しております。

また、保育園、認定こども園がこの連携施設になれるんですけれども、なかなかそういった連携施設を引き受けてくれるこども園、保育園が少ないと、全国的に、ということで小規模保育事業Ａ型の事業者と同等の能力を有する事業者も連携施設としていいという形で、連携施設の対象を拡大したところです。

なかなか連携施設を持てない地域では、こういった拡充、法の連携施設を持たないでいいですよという延長も含めてやっていかないと、なかなか連携施設を持つことが難しい現状がありまして、こういった緩和措置がなされているものと存じます。

以上です。

○９番（徳永義郎議員）

あと確認ですが、今、保育所の中で、どこでも通園できるように国のほうから施策もでているだろうと思います。

それの絡みもあるだろうと思いますが、それと併せて、今、一事業者との連携ですけれども、これ複数であってもいいのかどうかまで確認をお願いしたいと思います。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

確認をしなければならないとは思いますが、現在のところは一つの事業所については一つの連携施設ということでお願いしているところでございます。

また、こども誰でも通園制度につきましては、今年度、令和７年度まで先駆的事業として実施しておりまして、令和８年度からは全国一斉の展開を目指しているところでございます。

龍郷町におきましても令和８年度の準備に向けて現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

これで質疑を終わります

お諮りします。

議案第９号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第９号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第９号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第９号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第９号　龍郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第14　議案第10号　龍郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第14、議案第10号、龍郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第10号、龍郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和６年法律第53号）により、栄養士の配置について管理栄養士を配置した場合も同要件を満たすことになる改正と、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正（改正府令第１条関係）及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施

設等の運営に関する基準の一部改正（改正府令第２条・第３条関係）により、就労時間経過措置及び連携施設経過措置の延長、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の見直し、その他所要の改正をするものです。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○９番（徳永義郎議員）

これは確認ですが、おそらくへき地保育所の、今できている龍瀬保育所の中で保育が二つできるだろうと思います。

一般的なへき地保育所の絡みと、一時預かりのこの時間の内容が変更になっていますが、この中で、まず時間の確認ですが、これは８時半から原則的に５時までの、今までどおりの内容と、一時預かりした場合は、今、延長のほうが話されておりますが、大体何時から何時の間まで延長保育をされていかれるのか、確認をお願いしたいと思います。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

龍瀬へき地保育所の中で、一時預かり事業を開始いたします。

時間においては、龍瀬へき地保育所が現行どおり行なっております８時半から17時の間、同じ時間で一時預かりをしたいと考えております。

料金については、半日利用で2,000円、１日利用で4,000円という価格を現在案として考えているところでございます。

４月１日から実際に事業を開始したいと思っておりますので、３月中には４月の申し込みの受け付けと料金の決定をして、実際に４月からはきちんと一時預かり事業を実施できるようにと考えております。

もう一点、地域子育て支援拠点事業につきましては、おおむね３歳未満のお子様と保護者が一緒に来て、へき地保育所で遊べるという環境を整えたいと思っております。

これは保護者の同伴が必ず必須ですので、利用料については無料、給食、おやつについては実費をいただくということを考えております。

現在、保健福祉センターで行なっております各種サロン、プレパパ・プレママ教室とどぅくさぁや館のリノベーションに伴い、保健センターが使えなくなった際には、龍瀬へき地保育所のほうで開催できるように、令和７年度中に順次移行をしていくという形で考えております。

以上です。

○９番（徳永義郎議員）

それともう一つ、事業実施場所のことについてお伺いいたします。

この中で代替保育が提供される場合、小規模保育Ａ型、これはおそらく６から19人の規模の小規模保育所のＡ型だろうと思いますが、その中で、場所を移して保育できるという理解でよろしいのかどうか、確認をします。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

議案第10号、家庭的保育事業所の設備及び運営に関する基準についてですが、議案第９号と同じ改正内容なんですけれども、家庭的保育事業所についての改正になります。

改正の中身については、議案第９号と全く同じなんですけれども、改正の対象となる事業所が、小規模保育事業所以外に家庭的保育事業所、ご家庭等で１人から５人までお預かりするような家庭的保育事業所についても、同じような改正をしなきゃいけないということで、議案が二つに分かれております。

ご理解いただければと思います。

○９番（徳永義郎議員）

この中で小規模保育ありますが、これはＡ型、Ｂ型、Ｃ型、今、説明されたのはおそらくＣ型、小規模のほうだろうと思いますが、Ｂ型もまた６から12ありますが、これはどこでも利用できるという理解でもよろしいのかどうか、そうじゃないのかどうかご説明をお願いしたいと思います。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

この保育の実施場所については、連携施設、例えば小規模事業保育所の中で、保育士が足りなくなったという場合に、代替保育の提供として、大きな保育園が連携施設となっている場合は、小規模保育事業所での保育ができないというときに、保育所のほうでお子さんをお預かりしますよという形の連携施設としての小規模保育事業所の連携施設が、小規模保育事業所の保育士がどうしても今日足りないという場合に、それではこちらの保育所のほうでお子さんをお預かりして保育を提供しますという、そういった場合の保育の事業の実施場所という表現になっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第10号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第10号、龍郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第15　議案第11号　龍郷町へき地保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第15、議案第11号、龍郷町へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

議案第11号、龍郷町へき地保育所設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和７年３月31日付けで戸口へき地保育所を廃止とするため、また、令和７年４月１日より、龍瀬へき地保育所の定員を現行の35人以内から15人以内と変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○９番（徳永義郎議員）

これも確認ですが、今までが35人、本当に１人の保育士がみる数では多いかなと私も思っていましたが、15人に減になりました。

それはそれでかまいませんが、その中で、15人を超えた場合、ある程度オーバーしてどれぐらいまでがみれるのかどうか、これは保育士の人員の数も配置も大事でしょうが、大体どれぐらいまでみれるのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

へき地保育所につきましては、特例保育という形になっております。

保育士１名と補助が１人いれば、３歳、４歳、５歳児が、現行の定員の規定ですと、３歳児は20名、４、５歳児は30名までみれることになってはおります。

したがいまして、法的には最大30名まではみれる形となってはおりますが、先ほどご説明させていただいたとおり、同一事業所内で一時預かり事業、子育て支援事業それも行ないますので、保育士の負担等を考えると、３歳児５名、４歳児５名、５歳児５名の15名程度が一番いいのではないかという形で、受け入れ定員の減少をさせていただきました。

なお、健児こども園さんのほうで１号認定預かりを始めていただいております。

その定員も15名ございますので、町内の１号認定ニーズについては、十分賄える計算になっておりますので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第11号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第11号　龍郷町へき地保育所設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第16　議案第12号　龍郷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第16、議案第12号、龍郷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第12号、龍郷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和７年４月から鹿児島県子ども医療費助成事業の新制度開始に伴い、全ての子どもたちの医療費一部負担金を現物給付方式とするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第12号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第12号、龍郷町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第17　議案第13号　龍郷町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第17、議案第13号、龍郷町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第13号、龍郷町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、鹿児島県重度心身障害者医療費助成事業費補助金及び重度心身障害者医療費助成事務取扱要領等の一部改正に伴い、本町においても龍郷町重度心身障害者医療費助成条例の必要事項を一部改正するものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第13号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第13号、龍郷町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第18　議案第14号　龍郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第18、議案第14号、龍郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第14号、龍郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、龍郷町国民健康保険税の課税限度額の引上げ、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し及び文言の削除について、本条例の一部を改正しようとするものです。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第14号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第14号、龍郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△　日程第19　議案第15号　龍郷町辺地総合整備計画の変更

○議長（平岡　馨議員）

日程第19、議案第15号、龍郷町辺地総合整備計画の変更を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

議案第15号、龍郷町辺地総合整備計画の変更についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、龍郷町辺地総合整備計画の実施にあたり、島育ち館加工設備整備事業の追加など変更が生じましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○１０番（前田豊成議員）

この事業内容を教えてください。

○勝元　隆企画観光課長

これは島育ち館、今、加工機器があるんですけれども、老朽化しておりまして、この老朽化した加工機器を買い換えるということで考えております。

それと補助金等を探していたんですけど、この後一般会計のほうでも出るんですけれども、奄振のほうで採択になったものですから、先に辺地の変更をかけたということでございます。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第15号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第15号、龍郷町辺地総合整備計画の変更は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

11時45分より再開いたします。

休憩　午前１１時３５分

―――――――――――――――

再開　午前１１時４５分

○議長（平岡　馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△　日程第20　議案第16号　令和６年度龍郷町一般会計補正予算（第８号）

○議長（平岡　馨議員）

日程第20、議案第16号、令和６年度龍郷町一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第16号、令和６年度龍郷町一般会計補正予算（第８号）の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に１億1,825万円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億9,640万8,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金9,593万3,000円、県支出金7,386万3,000円、町債１億2,980万円などを増額し、繰入金１億4,354万8,000円の減額となってございます。

一方、歳出においては、民生費の社会福祉費4,146万2,000円、国の補正予算対応による農林水産業費の農業費１億487万8,000円などを増額し、衛生費1,703万円、土木費1,891万円、教育費951万1,000円などの減額で、さらに現時点での予算の増減が必要な経費を調整し、補正予算を編成してございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○３番（長谷場洋一郎議員）

款６農林水産業費、目７の節18水田作物部会補助金とありますが、この水田作物の補助対象になっている作物を教えてください。

次、26ページ、先ほど質問ありましたが、款６農林水産業費、款７商工費の５、島

育ち館作業備品費の備品購入費、この備品が何なのかお答えください。

もう一つ、32ページ、款10教育費、目３文化財保護費、節12委託料、この委託料が減になっている理由についてお答えください。

○迫地政明農林水産課長

24ページの目７果樹園芸振興費の節18負担金補助及び交付金のマイナス５万円でございますが、水田作物部会補助金ということで、これは秋名のマコモの生産が盛んに進んでおりまして、これも重点品目、推進品目になっておりまして、何とかこの地区の生産組合組織を設置していこうという取り組みがなされたんですけれども、結果そこまで至ってないというところで、今回５万円落とした次第でございます。

○勝元　隆企画観光課長

26ページになります。７款、１項、５目、17節備品購入費の2,500万円でございますけれども、先ほど前田議員にも説明したとおり、老朽化した島育ち館の加工機器の更新でございます。

具体的に言いますと、打栓機、ビンの蓋と、あと冷蔵冷凍保管庫、パルパーフィニッシャーといいまして裏ごし機、あとレトルトの殺菌機、これは高温で殺菌するものでございます。

高速の脱水機、あと攪拌機、一応予定としましてこの六つを整備する予定でございます。

ちなみに財源でございますけれども、先ほど言いましたように奄振が1,500万円、あと辺地が1,000万円でございます。

以上です。

○里園一樹教育委員会事務局長

32ページ、款10教育費、項６社会教育費、目３文化財保護費、節12委託料373万9,000円減額ですが、とおしめ公園の高倉茅葺きを当初２棟予定しておりましたが、材料がどうしても１棟分しか入らないということでありましたので、１棟だけを改修しまして、令和７年度に改めてもう１棟ということで予算計上させていただいております。

併せて、八月踊り用のＤＶＤの作成を15集落分として検討しておりましたが、２集落からしか応募がなかったということでありまして、引き続きこれに関しましても令和７年度に改めて事業を継続していきたいと考えているところでございます。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○８番（伊集院　巖議員）

ページは28ページ、款８の土木費のこれは節の21、補償補塡及び賠償費の中の

1,567万円、立木の道路の補償費なんですが、この路線はどこなのか教えていただけますか。

○勝　林太郎建設課長

お答えいたします。

28ページ土木費、道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業費の21、補償補塡補償金ですけれども、屋入赤尾木線の、これ節では立木等補償となっておりますが、水道管の移設補償がでてきまして、それに関する費用でございまして、その上の委託料、それから公有財産購入費から組み替えという形で補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○７番（圓山和昭議員）

23ページ、６款農林水産業費の項１農業費の畜産振興費、これの工事請負費等の補正が大きな補正がされております。

これの歳入を見ると奄振のほうもついておりますけれども、かなり大きな補助率、本来の奄振のイメージよりも大きな補助がついているのかなというところもあるんですが、そしてその中でもまた４ページの繰越明許費で２億4,300万円あまりの金額が明許繰越になっております。

施政方針では、令和７年度中の完成を目指すと書いてありますけれども、この事業の進捗率、全体事業費、そしてこの財源構成まで答弁をお願いいたします。

○迫地政明農林水産課長

まず４ページの繰越明許費、敷料堆肥生産施設基盤整備事業の２億4,393万円、これにつきまして、今、令和６年度の当初の予算では、敷料生産施設これを今、建設中でございまして、これは今、進行中でございまして、これにさらに国の補正予算が今年度、今年またつきまして、本来ですと来年度着工予定でございました堆肥生産施設、それから機械倉庫、この二つの建物についても今年度国の補正予算として予算措置されたということで、今回予算措置をしたところです。

内容としましては、堆肥生産施設が409.5平方メートル、それから機械倉庫施設が233.16平方メートル、合わせまして１億6,000万円の工事費を計上させていただいております。

財源構成につきましては、奄振事業の補助対象経費としまして、１億4,500万円が基準額となっております。

うち、堆肥生産施設につきましては、今回の奄振の総合戦略推進交付金の中でも特

に高い補助率を措置されております。

国庫が60％、県費が16.7％、合わせまして76.7％の補助率となっておりまして、6,516万6,000円となっております。

もう一つの機械倉庫施設の補助率は、奄振の通常分の予算ということでして、国庫が50％、県費が10％、合わせまして60％の補助率となっておりまして、3,600万円が措置されております。

したがって、両方合わせますと国県支出金が１億116万6,000円となっております。

それから地方債につきましては、これは令和６年度の最終的な辺地債の最終協議分というのがございまして、その最終協議分による事業全体の配分額が、全体で１億290万円でございます。

ですので、前回までの辺地債の予算額が5,340万円となっておりまして、差し引きますと4,950万円が今回の補正予算額となっております。

財源構成については以上になります。

敷料生産施設の今の進捗率でございますが、２月中旬でございますが、現在、約40％となっていまして、４月の完成を見込んでございます。

以上です。

○７番（圓山和昭議員）

今、県の支出金も非常に高い補助をいただいているということで、そして奄振も高い補助率ということで、非常に国と県も強い後押しをしてくれているという印象を受けます。

現在が40％の進捗ということで、何とか令和７年度中の完成に間に合って、これは目標は令和８年度の供用開始ということになるんでしょうかね、その目標をしっかりと達成できますように頑張ってほしいと思います。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○９番（徳永義郎議員）

13ページです。

先ほど町長の施政方針からも説明がありました、款17の寄附金のところのふるさと納税寄附金と企業版ふるさと納税寄附金、これが4,700万円程度きております。

先ほども手数料の問題の５割以下とか、物価高の影響で減ったという説明もありましたが、それ以外にどういう理由があったのか、あれば説明をお願いしたいと思います。

それと16ページです。

款２の総務費の21の公共交通対策費、目の21、地方公共交通対策事業補助金800万

円、その中で、国県の支出金が668万9,000円、これ収入のほうでも補助金のほうが切られております。

その中で一般財源が1,468万9,000円と増えておりますが、この理由の説明と、これ最後ですけれども18ページです。

款３の民生費です。

その中の節の19扶助費です。

これは施設関係の障がい者の方々の助成金などですけれども、これが1,645万円増えておりますが、この増えた理由と、その中で、同じく国県の支出金が1,277万9,000円減って、一般財源のほうから持っていかれると思いますが、その説明までお願いしたいと思います。

○勝元　隆企画観光課長

まず歳入のほうでございますけれども、13ページ、17款、１項、１目、１節、総務費の寄附金の3,980万円の減額でございます。

議員御指摘のとおり、ふるさと納税寄附金等が減額になるということでございまして、その理由につきましてですけれども、先ほど施政方針の中でも町長は言われたんですけれども、やはり一番は、昨年５割ルールというのが10月、昨年じゃないですね、令和５年ですかね、昨年その５割ルールの前に駆け込みがものすごく多かったと、令和５年が伸びが良かったということなんですよね。

その５割ルールの厳格化によって、令和６年度はその反動がきてしまったと。

そもそも今、物価上昇でなかなか寄附金が伸びないというのも、この二つに尽きると考えております。

その５割ルールをいかにして打開するかということになりますと、離島でございますので、どうしても送料がかかってしまいますので、先ほど言いましたように、送料がかからない寄附金を、商品、返礼品を開発、開拓するというのと、高額な商品を開拓するというのが必要になってくるんじゃないかと考えております。

次に、歳出のほうになります。

16ページ、２款、１項、21目、18節の負担金補助及び交付金でございます。

地方公共交通特別対策事業補助金の800万円でございます。

これは今、しまバスさんのほうに運行補助を出しております。

戸口からビックⅡ線と、あと安木屋場からビックⅡ線、この運行補助を出しているんですけれども、実績が今ちょっと上がりまして、しまバスさんのほうから、赤字の補塡分が800万円でございます。

財源構成ですけれども、この国県支出金の668万9,000円は、この目に高校生のバス通学補助も入っているんです。

高校生のバス通学補助は国の補助があるんですけれども、これが事業確定、交付金の確定が600万円ぐらい落ちたものですから、これが落ちた分が国庫支出金で減額になったと。

そこに新たに800万円が増えますので、合計して、相殺して一般財源が増えたという形になっております。

以上です。

○加藤寛之保健福祉課長

18ページの款３民生費、項１社会福祉費、目３の障害者福祉費で19の扶助費ですけれども、障害介護給付費が月平均が伸びてきていまして、2,900万円程度月平均になっていまして、３月の給付費の支払いができないということで、1,519万4,000円増額させてもらっています。

歳入のほうなんですけれども、変更申請していますけど、変更申請した額がまだ、11月、12月そのへんの月であるので、確定がこの伸びる前の額で確定が決まっています。

来年度、次年度以降実績を出して、足りない分については令和７年度以降、また国、県のほうから入ってくる形になっていますので、財源が国県がマイナスになっております。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○７番（圓山和昭議員）

続いて17ページ、総務管理費の款２総務費の目２賦課徴収費の徴税の過納還付金が1,800万円と非常に大きい金額がでてきておりますが、これについての説明と、こういった過納還付金対策は、これはあるのかないのか、どういった今後対応をとれるのかというところですね。

そして、また農林水産課なんですけど、23ページの一番下、畜産振興費の節18の畜産振興資金利子補助金210万円の減額になっておりますが、これの実績はどのようになっていますでしょうか。

畜産農家に対する支援ということで、応援ということでこの予算をつけたと思いますけれども、実績について説明をお願いします。

その次のページまでよろしいですか。

目11の農地費について、地方債の2,880万円の減額、そして一般財源の516万3,000円の減額となっておりますけれども、この財源の組み替えについての説明までお願いいたします。

○園田徳一町民税務課長

ページ17ページ、款２総務費、項、徴税費、目、賦課徴収費の償還金利子及び割引料の徴税の過誤納付還付金の1,800万円ですが、これは固定資産税の償却資産に係るものでございまして、これは当該法人の船舶の関係で、業者さんから特例の措置かなんかできるかという問い合わせがありまして、これも今、まだ額がはっきり決定はしていないんですが、大体1,500万円から1,800万円くらいの還付が必要になってくるんじゃないかと、ちょっと検討中でございます。

以上です。

○迫地政明農林水産課長

23ページの畜産振興費の畜産振興資金利子補助金、これの実績でございますけれども、実績見込みとしましては、まだ実際に数値はあがってきておりませんが、現在２名の畜産農家が借り換えの申請を行なっている最中と聞いております。

それから24ページの農地費の緊急浚渫事業の減額ということでございますが、これは当初とおしめ公園の調整池の浚渫ということで、予算を不測の事態も想定して予算を多く組んでいたということで、今回実績見込みによる減額となっております。

その事業費が減額になったことによって地方債も減額になったということでございまして、その分の一般財源が若干増えたということでございます。

以上です。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○９番（徳永義郎議員）

24ページです。

目の11、農地費の中の節の14工事請負費2,130万円減額になっていますが、どこをする予定でこれはなったのかどうかですね。

それと同じ下の地籍調査費、同じ12のその中の、節の12の委託費の地籍調査事業委託料が同じく2,400万円ほど減額になっていますが、どこの予定をしてそれが今やられていないのか、説明をお願いします。

それと最後の34ページです。

款10の教育費です。

目２の給食センター運営費の需用費の中の節の賄い材料費200万円上がってきております。

これは私たちが見てこれは上がっていくのは当たり前だろうと、これだけ物価も高いし、米の値段や材料費もだいぶ上がってきていますので、これから多く増えていくだろうと思いますが、増えた賄い材料費の大きな原因は何になるのか、それと今後どれぐらい増えていくとまた予測されているのか、説明をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

24ページの目11農地費の工事請負費、緊急浚渫推進事業の減額でございますが、先ほど圓山議員にもお答えしたとおり、とおしめ公園の調整池、これの浚渫事業の減額でございます。

以上です。

○竹山智幸土地対策課長

24ページの農林水産業費、目12地籍調査事業費、節12委託料の2,469万9,000円の減額でございますが、これは地籍調査事業委託料の事業費確定による減額補正でございます。

○里園一樹教育委員会事務局長

款10教育費、項７保健体育費、目２、給食センター運営費、節10需用費、賄い材料費の件ですが、給食を提供するために食材全般的な値上がりでありまして、特にこれがといったようなものではないものであります。

また今後につきましてもやはりこのような状況でございますので、値上がりはしていくものと思っておりますが、予想がつかないような現状でございます。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありますか。

○７番（圓山和昭議員）

19ページ、３款の民生費の目16の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の節18、負担金補助及び交付金のこの地方創生臨時交付金事業の3,500万円あまりと、その下、これは物価高騰による福祉施設支援金、非常に金額が大きいものですから、この事業の内容説明をお願いします。

○園田徳一町民税務課長

19ページ、款、民生費、項１社会福祉費、目16の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の3,511万1,000円の内容ですが、これは給付実績に伴う補正と、令和７年度への繰越分の合算で3,511万1,000円を計上させていただきました。

以上です。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○加藤寛之保健福祉課長

同じく19ページの目16、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、18節の負担金補助及び交付金の物価高騰による福祉施設支援金1,024万円ですけれども、これは令和５年度にも各福祉施設、給食を提供している福祉施設に入所、通所の施設に補助金をやっていまして、同じような形でまた繰り越しになると思いますけれども、や

っていこうと考えております。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○大吉正一郎総務課長

先ほど質問がありました敷料生産施設基盤整備事業ですけれども、本日これからこの一般会計、議案第16号、皆さんに採決をいただくわけですが、採決いただいて議決された際には、これから入札を行ないます。

入札を行ないますが、金額がどうしても議会の議決、契約について議会の議決を得ることになると思いますので、順調に進みましたら最終本会議に追加議案ということで上程させていただきますので、またその際はご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第16号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第16号、令和６年度龍郷町一般会計補正予算（第８号）は、原案のとおり可決されました。

△　日程第21　議案第17号　令和６年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）

○議長（平岡　馨議員）

日程第21、議案第17号、令和６年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第17号、令和６年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額８億3,722万9,000円から歳入歳出それぞれ1,726万円を減額し、歳入歳出予算の総額を８億3,550万3,000円にしようとするものでございます。

歳入の内容といたしましては、国民健康保険税540万円、県支出金821万3,000円を減額し、繰入金978万4,000円を増額計上いたしました。

一方、歳出の内容としましては、保険給付費155万円、保健事業費30万円を減額計上いたしました。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○９番（徳永義郎議員）

相対的な確認ですが、現在国民健康保険の入っている方は、20歳以上から保険に入りますが、その中で75歳以上は後期高齢者のほうに移行していきますが、65歳から74歳までの加入者の方が、今後増えるのかどうか、それとも一定の人数でずっと推移していくのか、それとも75歳以上の方が、後期高齢者のほうが増えていくのかどうか、おわかりであれば少し説明をお願いしたいと思います。

○加藤寛之保健福祉課長

2025年には、後期高齢の団塊の世代がちょうど75歳になりますので、逆に今後国民健康保険の65歳から74歳までというのは、来年度におきましては減っていくと思います。

ただ、これも簡単に減っていきますけれども、また徐々に増えていくと思います。

今年度、2025年が一番団塊世代が大きく移行するということで、一番増えているということで今なっております。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○１０番（前田豊成議員）

７ページですが、300万円の予算に対して出産一時金は150万円、半額の減額になっておりますが、その理由をお願いします。

○加藤寛之保健福祉課長

当初では300万円、出産の方が６件ということでみておりました。

１件当たり50万円の支出になりますので、６人分みていたんですけれども、実質出産が３件になってしまったので、今回150万円の減額をさせていただきました。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第17号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第17号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第17号、令和６年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

△　日程第22　議案第18号　令和６年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

○議長（平岡　馨議員）

日程第22、議案第18号、令和６年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第18号、令和６年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額２億114万3,000円に歳入歳出それぞれ261万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を２億375万8,000円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料277万2,000円を追加し、保険基盤安定繰入金を44万3,000円減額計上いたしました。

一方、歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金277万1,000円を追加し、保険基盤安定分担金を44万3,000円減額計上したところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第18号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第18号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第18号、令和６年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

△　日程第23　議案第19号　令和６年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（平岡　馨議員）

日程第23、議案第19号、令和６年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

議案第19号、令和６年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額８億2,690万8,000円から歳入歳出それぞれ4,019万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を７億8,671万6,000円にしようとするも

のでございます。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料3,800万円、支払基金交付金1,924万7,000円、県支出金481万3,000円、繰入金1,318万9,000円を減額計上いたしました。

一方、歳出の主な内容としましては、保険給付費を4,738万7,000円、地域支援事業費93万8,000円を減額計上し、基金積立金を857万2,000円増額計上いたしたところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第19号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第19号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第19号、令和６年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

△　日程第24　議案第20号　令和６年度龍郷町下水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（平岡　馨議員）

日程第24、議案第20号、令和６年度龍郷町下水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第20号、令和６年度龍郷町下水道事業会計補正予算（第２号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、補正予算成立後、新たに生じた事態に対処するため、収益的収入及び支出の予定額並びに資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

主な内容は、資本的支出で会計年度任用職員の人件費7,000円を増額計上いたしました。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第20号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第20号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第20号、令和６年度龍郷町下水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

△　日程第25　議案第21号　令和７年度龍郷町一般会計予算

△　日程第26　議案第22号　令和７年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算

△　日程第27　議案第23号　令和７年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算

△　日程第28　議案第24号　令和７年度龍郷町介護保険事業特別会計予算

△　日程第29　議案第25号　令和７年度龍郷町水道事業会計予算

△　日程第30　議案第26号　令和７年度龍郷町下水道事業会計予算

○議長（平岡　馨議員）

日程第25、議案第21号、令和７年度龍郷町一般会計予算から、日程第30、議案第26号、令和７年度龍郷町下水道事業会計予算までの６件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

議案第21号から議案第26号まで一括して提案理由をご説明申し上げます。

先ほど令和７年度の町政運営にあたり、施政方針を述べさせていただきましたが、町長に就任して２期目の最終年度となります。

私の町政運営は、議会の皆様をはじめ町民の皆様と一体となって、「目配り・気配り・心配り」をモットーに「今をつむぎ未来へ織りなす共創のまち　たつごう」となるよう、町民の皆様からの要望や提案を踏まえながら予算編成をいたしたところでございます。

それでは、令和７年度各会計の概要をご説明申し上げます。

議案第21号、令和７年度龍郷町一般会計予算については、令和７年度の一般会計予算総額を対前年度比4.9％増の71億1,031万5,000円に定めようとするものでございます。

まず、歳入の主なものについて申し上げますと、町税については、前年度個人住民税定額減税による減収を見込んでいたため、対前年度比6.4％増の５億9,770万2,000円を計上いたしました。

地方交付税については、国の地方財政対策において増額を示していること、及び直近３年間で28～30億円交付されていることを鑑み、対前年度比7.4％増の29億円を計上いたしたところでございます。

国・県支出金については、国の施策である標準化システムへの移行補助金として、デジタル基盤改革支援補助金4,910万5,000円など対前年度比5.4％増の14億1,917万3,000円を計上いたしました。

寄附金は、ふるさと納税寄附金等について１億255万1,000円を計上し、繰入金は財政調整基金や安全安心対策基金など対前年度比8.6％減の６億5,057万2,000円を計上したところでございます。

町債については、緊急防災・減災事業債の３億7,750万円など対前年度比14.9％増の10億2,520万円を計上しました。

その他の歳入につきましては、過去の実績等を勘案し計上したところでございます。

一方、歳出の主なものについて申し上げますと、総務費では、防災対策費に防災無線強靭化事業、標準システム移行負担金、町長選挙費・参議院議員選挙費等を計上したところでございます。

民生費においては、児童福祉費に子育て支援拠点費やファミリーサポートセンター事業などを計上したところでございます。

衛生費においては、保健衛生費の保健センター運営事業やどぅくさぁや館改修工事の設計委託料を計上したところでございます。

農林水産業の農業費では、パイプハウス設置事業、堆肥・敷料生産施設基盤整備事業、地域振興公社管理運営費、林業費では円林道法面改良工事、水産業では水産基盤整備事業、海岸保全施設整備事業等を計上したところでございます。

商工費においては、大島紬振興のための補助金・負担金や公園管理費、奄美自然観察の森管理経費等を計上したところでございます。

土木費においては、社会資本整備総合交付金事業、緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業、港湾漁港維持補修費、公営住宅ストック総合改善事業等を計上したところでございます。

消防費においては、消防施設費に嘉渡班消防団車庫新築や消火栓設置事業等を計上

いたしました。

教育費においては、児童生徒用タブレットリース料、龍郷町体育・文化センターりゅうゆう館改修工事費等を計上しました。

その他、必要な歳出及び歳入について予算計上させていただきました。

公共施設や公共インフラの老朽化が進み、施設修繕や更新費用負担による財政の圧迫が見込まれる中、事業の平準化や事業内容の精査、有利な起債の活用など、引き続き財政の健全化に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、議案第22号、令和７年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算についての提案理由をご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険事業勘定特別会計の歳入歳出予算の総額を８億535万1,000円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容につきましては、国民健康保険税１億1,728万円、県支出金６億534万5,000円、繰入金8,253万9,000円を計上し、その他の費目についてもこれまでの実績等を踏まえ計上いたしたところでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、保険給付費５億8,149万6,000円、国民健康保険事業費納付金１億8,328万8,000円、保健事業費2,121万4,000円を計上し、その他の費目についてもそれぞれ所要の額を計上したところでございます。

次に、議案第23号、令和７年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、現行の「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により、必要な予算を計上し、歳入歳出予算の総額を２億134万2,000円とするものでございます。

歳入の主な内容につきましては、後期高齢者医療保険料として6,222万5,000円、事務費及び低所得者の負担軽減のため保険基盤安定分として、一般会計から繰入金１億3,843万9,000円を計上いたしました。

一方、歳出につきましては、被保険者より徴収した保険料及び医療給付費等にかかる鹿児島県後期高齢者医療広域連合への納付金を１億9,467万6,000円計上いたしたところでございます。

次に、議案第24号、令和７年度龍郷町介護保険事業特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、龍郷町介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を８億1,388万9,000円にしようとするものでございます。

まず、歳入の主たるものとしては、介護保険料１億2,758万4,000円、法定負担割合による国庫支出金２億1,122万1,000円、支払基金交付金２億611万1,000円、県支出金

１億1,649万7,000円、一般会計繰入金１億5,145万4,000円をもって、歳入予算を計上したところでございます。

一方、歳出の主たるものとしては、総務費2,873万4,000円、保険給付費として介護保険計画での見込額やサービス受給者数の動向、給付費の実績等を勘案して、７億4,662万6,000円、地域支援事業費3,721万4,000円をそれぞれ計上いたしたところでございます。

次に、議案第25号、令和７年度龍郷町水道事業会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

収益的収入では、給水収益を中心に３億6,124万9,000円を見込み、前年度と比較して1,679万2,000円の増額、収益的支出では水道事業の経営に必要な施設の維持管理費等の経費２億6,242万1,000円を計上し、前年度と比較して1,103万7,000円の減額でございます。

次に、資本的収支は、収入が7,000万円、支出が２億4,889万円となり、前年度と比較して収入で5,000万円、支出で6,301万8,000円の増額となりました。

なお、資本的収支の支出に対する収入不足額１億7,889万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金などで補塡しております。

次に、議案第26号、令和７年度龍郷町下水道事業会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

令和７年度当初予算の収益的収支は、収入が浄化槽使用料を中心に１億6,229万5,000円で、前年度と比較して417万5,000円の増額、支出は１億5,391万3,000円で、前年度と比較して108万4,000円の増額でございます。

次に、資本的収支は、収入が5,049万7,000円、支出は8,480万7,000円となり、前年度と比較して、収入が80万6,000円の減額、支出が321万2,000円の増額となりました。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第21号から議案第26号までは、議長を除く９名の委

員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

本件については、９名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

これにより予算審査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

しばらく休憩します。

休憩　午後０時４２分

―――――――――――――――

再開　午後０時４３分

○議長（平岡　馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が決定した旨、通知がありましたので報告します。

委員長に伊集院巖議員、副委員長に圓山和昭議員を決定しました。

△　日程第31　議案第27号　財産の取得

○議長（平岡　馨議員）

日程第31、議案第27号、財産の取得を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第27号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本財産は、本町地域振興公社の受託作業における農業用機械の運搬に支障を来していることから、特殊運搬車両を購入し、農業機械の運搬作業の安全性と効率性を確保するための機械でございます。

令和７年２月21日見積入札の結果、有限会社重信重機代表取締役、重信博志氏に落札決定しましたので、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、公用車、特殊運搬車両の購入取得について、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第27号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第27号、財産の取得は、原案のとおり可決されました。

△　日程第32　発議第１号　龍郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平岡　馨議員）

日程第32、発議第１号、龍郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提出者の趣旨を求めます。

○議会運営委員長（伊集院　巖議員）

議長の指名がありましたので、発議第１号、龍郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法」の一部改正、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の改正に伴い、併せて本条例の一部を改正する条例案を提案するものです。

なお、条例の一部を改正する条例案については、お手元に配付のとおりでありますので、よろしくお願いします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

発議第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって発議第１号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから発議第１号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

発議第１号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、発議第１号、龍郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ただ今可決されました龍郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の公布手続等につきましては、議長に一任願います。

お諮りします。

予算審査特別委員会等のため、３月５日から16日までの12日間は休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、３月５日から16日までの12日間は休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

散　会　午後０時５０分

令和７年１回龍郷町議会定例会

第　２　日

令和　７　年　３　月　１７　日

令和７年第１回龍郷町議会定例会議事日程（第２号）

令和７年３月１７日（月曜）
午前１０時００分開議

１．議事日程（第２号）
○日程第１　一般質問

１．伊集院　　巖	議員	Ｐ 64－Ｐ 82
２．徳　永　義　郎	議員	Ｐ 82－Ｐ102
３．前　島　克　幸	議員	Ｐ102－Ｐ112
４．久　保　　誠	議員	Ｐ112－Ｐ127
５．長谷場　洋一郎	議員	Ｐ128－Ｐ149

２．本日の会議に付した事件
○議事日程のとおり

３．出席議員（10名）

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
１番	前　島　克　幸	２番	得　田　要　一
３番	長谷場　洋一郎	４番	平　岡　　馨
５番	久　保　　誠	６番	隈　元　巳　子
７番	圓　山　和　昭	８番	伊集院　　巖
９番	徳　永　義　郎	１０番	前　田　豊　成

４．欠席議員（なし）

５．議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	川　畑　進　弥	書　　記	岡　江　敏　幸

６．説明のため出席した者の職氏名

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
町　　長	竹　田　泰　典	町民税務課長	園　田　徳　一
副　町　長	則　　敏　光	建設課長	勝　　林太郎
会計管理者	大　司　直　美	農林水産課長	迫　地　政　明

教育長	碇山和宏	生活環境課長	屋浩仁
総務課長	大吉正一郎	土地対策課長	竹山智幸
企画観光課長	勝元隆	教育委員会事務局長	里園一樹
保健福祉課長	加藤寛之	大島地区消防組合龍郷消防分署長	大司昭二
子ども子育て応援課長	松尾昭宏	子ども子育て応援課長補佐	里園育乃

△　開　議　午前１０時００分

○議長（平岡　馨議員）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△　日程第１　一般質問

○議長（平岡　馨議員）

日程第１、一般質問を行ないます。

順番に発言を許します。

伊集院巖議員の一般質問を行ないます。

○８番（伊集院　巖議員）

町民の皆様、おはようございます。

春とはいえ今日のように寒い日もあります。

体調管理には十分留意をされてお過ごしください。

龍郷町制50周年記念行事も無事終え、10年後の60周年へ向けて動きだしました。

令和７年度以降、各種大型事業が計画されております。

10年後の龍郷町がどのように発展していくのか楽しみであります。

また、先日ありました西郷菊次郎ミュージカルを観賞させていただき、児童生徒たちのすばらしい演技に大変魅了させられました。

今年度の様々な行事を通して、改めて龍郷町のすばらしさを実感したところであります。

先週は各中学校で卒業式が執り行なわれ、新しい門出を祝福するとともに、このすばらしい郷土を誇りに思いつつ巣立っていってほしいと思います。

明日を担う子どもたちにエールを送りつつ、先に提出してあります通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

一つ、農業振興について、二つ、水産業振興について、三つ、カイガラムシ対策について、四つ、景観条例の制定について、五つ、町道の整備について、以上、５項目について質問いたします。

１項目めの農業振興については、５点ほど質問いたします。

まず１点目は、地域計画の策定状況についてであります。

今年度は集落ごとに将来の農地利用をまとめる地域計画策定年度であります。

ホームページにも公開されておりましたが、取りまとめ状況と、それぞれの地区で

どのような課題が出されたのかをお聞きいたします。

２点目、新規就農者の推移とその営農類型についてであります。

令和６年度の就農支援センターを立ち上げ、中核的農家を確保、育成する計画もされておりましたが、これまでに就農された新規就農者の推移と営農類型についてお伺いいたします。

３点目、農作物への鳥獣被害状況と対策についてであります。

今年度はイノシシによる被害が多く、農家の皆様にとっては大変な年であったと思われます。

また、タンカンの収穫時期にはヒヨドリによる被害もあったようです。

鳥獣による農作物への被害状況と対策についてお聞きいたします。

４点目、ミカンコミバエの発生状況と対策についてであります。

徳之島では２月７日、昨年11月に引き続き２回目の誘殺板の投下がされております。

本町への進入状況とその対策についてお聞きいたします。

２項目めは水産業の振興についてであります。

漁業者の担い手状況と漁業所得の向上に向けた取り組みについてお伺いいたします。

３項目めはカイガラムシ対策についてであります。

カイガラムシ対策については、１年前の３月議会でも質問しております。

防除作業が行なわれることは承知しておりますが、被害が拡大しているように思われます。

観光スポットである安木屋場ソテツ群生地は茶褐色化しており、非常に忍びない状況となっております。

防除状況とその効果及び回復の見通しについてお伺いいたします。

４項目めは景観条例についてであります。

芦徳集落から平成28年３月に景観条例制定の要望書が出され、９年を経過しようとしております。

第６次龍郷町総合振興計画によると、景観によるまちづくりの民意を高め、景観条例の制定を推進するとありますが、制定の時期についてお伺いいたします。

５項目めは町道の整備についてであります。

町道芦徳１号線の改良工事については、芦徳集落から要望書が出されて８年になろうとしております。

施政方針によると、今年度は用地交渉を進めながら改良工事を実施するとありましたが、工事の着工時期と完成時期についてお伺いいたします。

以上、当局の答弁を求めます。

○竹田泰典町長

おはようございます。

伊集院議員から５項目について質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

１項目の農業振興について、１点目の今年度は、農地を次世代に引き継ぐための「地域計画」策定年度であるが、策定状況とそれぞれの地区でどのような課題が出されたかについてお答え申し上げます。

10年後の地域農業の将来設計図となる「地域計画」を本年度中までに策定することが法定化されていますが、本町では昨年話し合い活動を実施し、全８地区において計画案を作成し、現在ホームページ等で公告縦覧中であり、３月末に策定が完了する見込みとなっているところでございます。

課題については、どの地区においても「高齢者が多く農地の受け手の確保が難しい」との声が多く寄せられたことから、今後の地域農業のあり方については、農地中間管理事業を活用して、地域内の新規就農者や認定農業者等の担い手に集約化を進めつつ、地域外からの新規参入者も受け入れ、地域全体で農地を利用する仕組みを進めることとしているところでございます。

次に、２点目の新規就農者数の推移とその営農類型についてお答えいたします。

本町での令和６年度の新規就農者は、推進品目別でさとうきびが１名、果樹が２名、かぼちゃが２名と、近年、兼業農家による就農者が増加する傾向にあります。

なお、新規就農者に関する相談は年間を通して受け付けており、関係機関と連携した支援を継続して行なってまいりたいと考えているところでございます。

次に、３点目の農作物への鳥獣被害状況とその対策はについてお答え申し上げます。

イノシシ被害は昨年度から今年度にかけて増加傾向にあり、駆除期間における捕獲頭数は、昨年度102頭から今年度は229頭に伸びております。

また、今年度から病気感染獣の買い上げを実施しており、23頭の買い上げ実績となってございます。

その対策として、町猟友会と連携した捕獲による「個体数を減らす」対策、金網防護柵等による「侵入を防止する」対策、チラシによる地域ぐるみの「寄せ付けない」対策、これらの基本的な取り組みを引き続き推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、今年度の鳥被害は、冬場のヒヨドリによる食害が例年になく多く発生したため、奄美群島でのばれいしょやタンカンの生産量に甚大な被害を被りました。

その対策として、捕獲や駆除が困難なため、防鳥ネットや防鳥糸、爆竹での侵入防止策があります。

次に、４点目のミカンコミバエの本町での発生状況とその対策についてお答え申し

上げます。

現在、本町では月２回のトラップ調査を行なっておりますが、ミカンコミバエの発生はございません。

今後も引き続きトラップ調査を行なってまいりますが、発生が確認された場合、その対策として門司植物防疫所による「対応マニュアル」に沿い、トラップ調査回数の増、果実調査の実施、テックス板の設置及びベイト剤による防除など、関係機関と連携した初動対応を行なうこととなっております。

次に、２項目の水産業の振興について、漁業者担い手状況と漁業所得向上に向けた取り組みについてお答え申し上げます。

漁業者の担い手状況については、奄美漁業協同組合の本町の正組合員数はここ数年横ばい状態となっており、依然として担い手不足が続いている状況でございます。

本町では、漁業者への担い手育成支援事業補助金や国の離島漁業新規就業者特別交付金を活用しており、引き続き新規漁業者育成の支援を行なってまいりたいと考えているところでございます。

また、漁業所得の向上に向けた取り組みについては、現在休止中の漁業集落による離島漁業再生支援交付金事業を、令和７年度の再開に向けて進めており、漁業者が主体となる新たな事業の展開や所得向上に向けた取り組みに期待しているところでございます。

次に、３項目のカイガラムシ対策について、カイガラムシ防除状況とその効果及び回復の見通しはについてお答え申し上げます。

本町ではソテツシロカイガラムシ対策として薬剤購入の半額補助を実施しています。

今年度の薬剤販売実績は、現時点で購入者24名92本となっており、個人の鑑賞用や商業用のソテツにおいては、一定の防除効果が現れているようでございます。

一方、薬剤による防除が困難な山間地や傾斜地においては被害が拡大しており、回復の見通しは立っていないのが現状でございます。

今後も個人の鑑賞用や商業用のソテツを対象とした薬剤購入補助による防除を推進し、併せて、県や近隣市町村と連携した効率的、効果的な防除方法の確立について、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、４項目の景観条例制定について、芦徳集落から平成28年３月に景観条例制定の要望書が提出され、９年が経過しようとしているが、制定の時期はについてのご質問にお答え申し上げます。

景観条例を制定するには、まず、景観法に基づき、良好な景観の形成に関する景観計画の策定が必要でございます。

この計画を運用するために景観条例を制定いたします。

現在、県内では奄美市を含む８市町が景観計画を策定しておりますが、本町でも令和７年度から２か年をかけて、奄振交付金を活用し、策定に着手いたします。

現在のところ、条例の制定は令和９年４月の施行となる予定でございます。

次に、５項目の町道整備について、町道芦徳１号線の工事着工時期と完成時期はについてのご質問にお答え申し上げます。

町道芦徳１号線につきましては、今年度測量設計業務を実施したところでございます。

延長129メートル、幅員５メートルの道路改良として計画しており、用地の取得が必要となります。

来年度は関係する用地の取得を進めてまいりたいと考えているところでございます。

工事の着工、完成時期につきましては、仮に令和７年度で全ての用地取得が完了すれば、予算の関係もございますが、工事は令和８年度で完了するものと考えておりますので、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

以上、１回目の答弁といたします。

○８番（伊集院　巖議員）

それでは、農業振興について、地域計画の策定状況と課題についてから再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁にもあったとおり、この地域計画は、龍郷町の農用地利用方針をまとめ、円滑な継承や農地の集積、集約化を図り、本町農業の将来像を描くものであります。

地域計画策定に係る協議の場の結果がホームページでも掲載されておりました。

作成された計画において、10年後、この８地区合計で、農地の集約と後継者の確保、どれぐらい見込んでいるのかをお聞きします。

○迫地政明農林水産課長

地域計画につきましては、将来の地域農業のあり方、それから将来の農地利用のあり方を決めるということで、地域農業の指針となるものでございます。

これは地域の皆さんの指針ということで、話し合い活動による計画となっております。

その中で、集積ということでございますけれども、これは担い手の農地の集積ということでございまして、集積率というのが各地区ごとに設定されておりまして、各地区10％から35％を集積率を掲げているところでございます。

先ほど言いました担い手の農地の集積でございますけれども、先ほど言いました集積率はございますが面積というのはまだ設定をされておりません。

ただ集積率を計算しますと、約16ヘクタールほどの農地を担い手に集積させるとい

う目標を掲げてございます。

以上です。

○８番（伊集院　巖議員）

担い手の数はある程度予測は、今の現状の認定農家が担い手の数ということで理解してよろしいでしょうか。

○迫地政明農林水産課長

現在の認定農家は19名ほどいるんですけれども、それだけではございませんで、以前は人・農地プランのほうでは、中心経営体と呼ばれておりましたけれども、地域で農業を行なっている、経営を行なっている農家という、担い手という大きなくくりでは申し上げております。

以上です。

○８番（伊集院　巖議員）

この地域計画を策定するにあたっての各地区で話し合いをしたと思うんですが、この参加状況についてはどうだったでしょうか。

○迫地政明農林水産課長

話し合い活動でございますが、これは昨年の２月から12月にかけて10か所で行なわれております。

延べ参加者数は138名でございました。

○８番（伊集院　巖議員）

かなり関心が高かったものだと思われます。

この地域計画を取りまとめた結果を見てみますと、農業の将来のあり方で、地区内で認定意向のある農業者や新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を示すとあるんですが、この地域全体で利用する仕組みですが、具体的にはどのような方法でされるのか、また担い手の募集はどのような形でされるのかをお聞きします。

○迫地政明農林水産課長

どのような形で整備を進めていくかということでございますけれども、以前まで土地の貸し借りについては、農業基盤強化促進法、いわゆる基盤法による利用権設定という方法で貸し借りが行なわれておりました。

それともう一つは農地バンク、バンク法という方法で、この二通りで農地の貸し借りというのが行なわれておったわけですけれども、これが基盤法、いわゆる利用権設定というのがなくなりまして、先ほど申し上げました農地バンクによるバンク法、これによる貸し借りに一本化されます。

そういったことで地域の農地の貸し借りというのは、今後地域計画に基づいたバン

ク法による貸し借りということになりますので、こういったものをどうやって仕組みづくりをしていくかというのにおいては、今後このあたりは農業委員さんも関わりますので、町と農業委員会とよく協議して、その仕組みづくりを協議して進めてまいりたいと考えております。

○８番（伊集院　巖議員）

この地域計画、10年後を見通した計画なんですが、これは毎年見直し作業などを行なっていかれるのかをお聞きします。

○迫地政明農林水産課長

国の方針では、毎年１回以上の話し合いの継続による計画の見直しを要請しているんですけれども、各地区その地域計画の成熟度が違いますので、そういったことで判断は市町村に任せることとなっております。

本町では、引き続き農地の利用意向把握とか、話し合い活動の継続による地域計画ということで、見直しを随時必要に応じて行なっていきたいと考えております。

○８番（伊集院　巖議員）

見直しを行なっていただいて、実効性を高めていただきたいと思います。

地域公社も確か認定農家になっております。

この農地計画上でどのように10年後なっていくのか、予測がつきましたらよろしくお願いします。

○迫地政明農林水産課長

公社がその地域計画ではどのような位置づけになっているかということで、計画の中には作業の効率化が期待できるものについては、今後農業支援サービス事業体への委託を進めるとなっておりまして、その受皿として公社がこの要望にこたえていくことになるだろうと考えておりますが、公社はきびを中心に面積を拡大しておりまして、地域計画に位置づけられたこの農業支援サービス事業体になるには、やはりその業務体制というのを見直さなければいけません。

今後そういった受託作業を主体に、その地域計画の役割を担っていくことになるだろうと考えております。

○８番（伊集院　巖議員）

今の答弁からみますと、公社、受託作業が中心になっていかざるを得ないのかなということがわかるんですが、本町の農家戸数、高齢化、担い手の不足による減少傾向だと思いますが、10年前と比較した場合、どのように農家戸数はなっているのか教えていただけますか。

○迫地政明農林水産課長

農業センサスでいきますと、2010年には275名と、農業就業人口が275名でございま

して、2020年の農業者数というのが129名ということで、半分ほど減っている数字にはなっております。

○８番（伊集院　巖議員）

10年間で約半減しているということで驚いているところでございますけれども、年々農家数の減少に歯止めがかかっていない状況に思われますけれども、本町の農業振興を図るうえで、地域計画を実効性のあるものとするためにも、地域振興公社の役割はますます高まっていくのだと思っております。

公社の充実を図っていただき、持続可能な農業の実現に向かって取り組んでいただきたいと思います。

農水省の2025年度当初予算案で、事業採択に地域計画を重視ということで、農業新聞にも最近載っておりました。

その記事の内容を読んでみますと、当初予算案で利用する農家が、地域計画に位置づけられていることを事業採択の要件や優先採択の条件などにする事業数が47になることがわかった。

令和24年度、32事業から1.5倍に増えた。

10年後に地域の受皿となる農家を重点的に支援する方針を反映させるとの記事でありました。

このように国は地域計画を重視しております。

各地区で出された課題を、解決策を図っていただいて、認定農家の規模拡大、そして担い手の確保をしていただきたいと思います。

次に、新規就農者数の推移と営農類型について再質問いたします。

新規就農者の推移については、就業者の数値については先ほどの答弁でありましたが、その就農支援センターですか、令和６年度から立ち上げられていると思うんですが、令和６年度にこの答弁から５名ほど就農されているんですが、新規就農で。

この就農支援センター、これの研修状況といいますか、活用状況というのは、そういうのはこの５名の方はどういう形で研修を受けられたのかお尋ねいたします。

○迫地政明農林水産課長

町長の答弁でございました新規就農者については、町の重点品目ということで、各品目ごとの新規、今年度でてきた新規就農者ということでございますが、就農支援センターにおける新規就農者ということで言いますと、これは町のほうで今後中核的な農家を育成するという意味で、就農支援センターで研修を行なうという研修制度のことでございます。

その研修生については、今、募集をかけておりますけれども、もし希望者がおりましたら、そういう対象者がいれば、今後その就農支援センターでの研修を経て、経営

開始のほうまでつなげて、そういった様々な支援を行なって、町も新規就農者を支援していきたいと考えているところです。

○８番（伊集院　巖議員）

研修生としての応募はなかったということで理解してよろしいと思うんですが、これも多くの方が応募をしていただくためにも、公社で働いてもらいながら、公社で栽培をした農地をそのまま利用してもらえるような仕組みづくりをするなど、就農しやすい環境づくりも必要だと思います。

併せて、地域計画とも連携して新規就農者を増やしていただきたいと思います。

このことが農業振興にとっては最も重要なことだと思います。

伊仙町においては、コーヒーの木の栽培が盛んに行なわれております。

また、大島本島でもシャインマスカット、ブドウですかね、これの栽培にも適しているような記事が載っておりました。

常にアンテナを高く持って、もちろん我々もですが、振興公社のほうも本町に適した栽培品目の研究にも取り組んでいただき、繰り返しますけれども、ぜひ新規就農者を増やしていただきたいと思います。

次に、３点目の農作物への鳥獣被害の対策についてを再質問させていただきます。

先ほども言いましたけれども、今年度は年度当初からイノシシの被害が多く発生した年であります。

この１月、２月においては、ヒヨドリの被害も多く発生しており、収穫期を迎えたタンカン農家は、イノシシ対策はもちろんですが、ヒヨドリ対策にも苦慮しておりました。

先ほどの答弁で対策についてわかりましたが、また年度途中ですので、今年度の金額ベースでの被害はわからないと思いますが、ちなみに前年度ですか、前々年度でもよろしいんですが、鳥獣被害の本町での被害額がおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

被害額でございますが、さとうきびのイノシシ被害というのは、県のほうに報告をあげております。

令和６年度被害額が160万8,000円ほどとなっております。

鳥の被害につきましては、家庭菜園とかそういった小規模な農家の畑が多いということで、被害はあるんですけれども報告件数はほとんどあがってきておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○８番（伊集院　巖議員）

きびのほうでも数字はとられているようですけれども、かぼちゃのほうも相当被害

がでております。

先ほどの地域計画の任意項目の中で、全地域でイノシシ被害に取り組んでいることがわかりましたが、担当課で防護柵への普及や個体数を減らす取り組みを行なっていることは十分承知はしております。

これまで見られなかった赤尾木の集落内でもイノシシが散見されております。

これ以上イノシシの被害地区が拡大しないよう、個体数を減らす取り組みにも力を入れていただきまして、イノシシによる被害防止に努めていただきたいと思います。

次に、４点目のミカンコミバエの発生状況について再質問いたします。

ミカンコミバエは本町で発生はないということでありますが、先ほども言いましたけれども、徳之島ではミカンコミバエの定着、まん延を防止するために、ヘリコプターでの誘殺板の投下が２回ほど、去年と今年されておりますが、本町においても樹木に誘殺板が下がっているのが見受けられます。

また早期発見、早期防除に努めていただき、まん延防止に取り組んでいただきたいと思います。

農業振興の質問の最後に、地域公社は町長の一丁目一番地だとおっしゃっておりました。

龍郷町の農業振興にはなくてはならない組織となっております。

振興公社は認定農家でもありますが、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを強化していただき、本町農業を牽引し、支援していただきたいと思います。

次に、水産業の振興について再質問させていただきます。

龍郷町水産振興計画は、令和元年度に策定されているようです。

前回一般質問で、計画実現には受皿となる漁業集落活動の再開が必要であると答弁されております。

この再開の見通しについてお聞きいたします。

○迫地政明農林水産課長

この離島漁業再生支援交付金の事業の再開見込みということでございますが、今年度に漁協の２名の理事の方のほうから相談がございまして、再開に向けて漁業者への呼びかけを行なっているということでございまして、希望者数は今の段階では定かではございませんけれども、組織化へ向けて体制を整えているようでございます。

すでに令和７年度の交付金活用について、県にも要望を行なっておりまして、今後はその組織再編により、事業実施計画の承認など、諸手続きを経て、４月下旬ごろには採択される見通しとなっております。

○８番（伊集院　巖議員）

じゃあその組織がそのものがまたあるのか。

そしてまた、ここで専業で漁業をされている方がおわかりでしたら何名ぐらいいらして、そして正組合員の数までおわかりでしたらお願いいたします。

○迫地政明農林水産課長

組織というのはまだできておりませんけれども、今後その漁業集落組織の発足ということで、集めていただいて組織の再編、それから活動計画について話し合いが行なわれていると考えております。

正組合員数でございますけれど、今年度では51名となっております。

町長の答弁でもございましたとおり、正組合員数も横ばい状態で、５年前も51名ほどでしたのでほとんど、増減はあるんでしょうけれども、正組合員数については変化がないという状況のようでございます。

○８番（伊集院　巖議員）

わかりました。

漁業集落は休止状態ということですので、再開に向けて努力されてください。

離島漁業再生交付金事業ですか、これが139万4,000円ほど予算化をされておりますが、この事業内容ですか、どういったことをやるのかを教えていただけますか。

○迫地政明農林水産課長

事業内容につきましては、今後また組織化されたあとに決めていくんだろうと思いますけれども、今までやった活動でいきますと、密漁監視、あるいはウニの放流もございました。

藻場の造成もやっておりました。

イカシバの造成、それからサメ駆除、いろいろやっておりましたけれども、これについては補助事業ということで、事業規模もございますので、事業規模に併せた形で今後計画されるものと考えております。

○８番（伊集院　巖議員）

漁業振興を図るには、漁業集落の活動も必要だと思います。

自主性も大切ではありますが、漁業集落の組織活動が再開できるよう、担当課としても支援していただきたいと思います。

次に、３項目めのカイガラムシの対策についてお聞きいたします。

カイガラムシは2021年度に被害が確認をされ、急速に分布が拡大し、甚大な被害を及ぼしております。

地元紙にも載っておりましたけれども、海を隔てた喜界島でも被害が確認されております。

被害は収まるどころかますます拡大しているように思います。

先ほどの答弁で、一定の防除効果が現れているとは一部の地区であっておりますけ

れども、回復については見通しが立っていないとのことですが、カイガラムシ対策については地方自治研究会代表で、元県議の与力雄さんが、地元紙に３回ほど寄稿されております。

最後の寄稿のほうで、「命を救われたソテツへ、今こそ恩返しのときだ」ということで締めくくっております。

まさにそのとおりだと思うんです。

先月行なわれました世界遺産地域連絡協議会ですか、これにおいて問題提起がなされておりましたが、その後の環境省の反応はどうだったのかおわかりでしたらお願いいたします。

○迫地政明農林水産課長

世界遺産地域連絡会議の中での環境省への問題提起ということでご発言があったようでございます。

県に問い合わせますと、その後カイガラムシ対策として、新たな薬剤の登録申請ということで今、進めて、認可をされるという見通しのようでございます。

ただ正確な認可の時期については、まだ情報は入ってきておりません。

○８番（伊集院　巖議員）

カイガラムシの薬剤のマツグリーンが登録されているんですが、今のところ検討中だということですが、このほかに登録されている薬剤があるのか、このマツグリーン以外に。

なぜ聞いたかと言いますと、同じ農薬だけを散布してても効果が薄れてくると思うんですよ、そういうことでほかに登録された薬剤があれば教えていただけますか。

○迫地政明農林水産課長

これはカイガラムシ発生当時からいろんな試験を行なっているところですけれども、的確な防除ということで、薬剤についてはこのマツグリーンのみとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○８番（伊集院　巖議員）

安木屋場ソテツ群生地で防除が行なわれておりますが、単独事業で実施されているのか、またこれは補助事業があるのか。

○迫地政明農林水産課長

補助事業につきましては、県のみんなの森づくり県民税事業というのがございます。

これは林務サイドの里山林等補助管理促進事業でございまして、内容としては、安木屋場集落の裏山及びグラウンド側のソテツ群生地の薬剤散布と葉の伐採ということで行なっておりまして、令和６年度の総事業費が1,547万2,000円ということで、県の補助が70％、残りの30％を町のほうで負担してございます。

これは集落が事業主体となっております。

○８番（伊集院　巖議員）

わかりました。

安木屋場ソテツ群生地は本町にとって貴重な観光スポットでもあります。

今現在、群生地は、先ほども言いましたけれども、茶褐色に染まって見るも無残な景色であります。

何としても回復をしてもらいたいものだと願っております。

また、このソテツは防災機能を果たしているものだと私は思っております。

安木屋場集落の裏山ですか、裏にソテツが群生しているんですが、これが、この群生地はソテツの傾斜地、法面の土留め機能も有していると思っているんですよ。

それで完全にこれが枯死した場合に、二次被害を起こす可能性があると考えられますが、これについてどう思われるのか。

○迫地政明農林水産課長

議員のおっしゃるとおりだとは思います。

ただ、これは安木屋場集落だけではございませんで、確かに群生地は安木屋場は多いわけでございますけれども、各地域においてもそういった急斜面の下に民家と集落があるというところはございます。

この辺りについては、県のほうにもこちらのほうもそういった恐れがあるという要望はしておりますけれども、今のところ大きなそれに対しての事業ということはございません。

ちなみにですけれども、本町のほうではそういった民家に近いそういった倒木の恐れのあるソテツについては、町単のほうでも何とか今、事業を行なっておりまして、すでに今、２件ほどそういったものも今年度やってございます。

以上です。

○８番（伊集院　巖議員）

二次被害がでないように早急にそういう対応をしていただきたいと思います。

県の調査で、カイガラムシの防除効果が、幼虫期が４月から７月にかけて最も効果的であるとなっておりますが、新年度実施される時期についてお聞きします。

○迫地政明農林水産課長

今年度もやっている事業を来年度も引き続き同じような形で進めてまいりたいと、安木屋場のほうを薬剤の散布と葉の伐採、それと周辺の除草作業も同時に行なっておりますので、これも引き続き行なってまいりたいと考えております。

○８番（伊集院　巖議員）

やはりこれ以上被害を拡大させないためにも、また二次被害をださないためにも、

４月からの防除に努めていただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、ソテツの群生地は本町にとって大切な観光資源でもあります。

防災機能も有しているだろうと思っております。

この質問の最後に、先ほどの与力雄さんですかね、寄稿された文章を引用させていただきますと、「島民の命の恩人ソテツは、約１億5,000年、ジュラ紀に全盛期があり、生きた化石として知られている。この島々の苦難の歴史の中で、島民に寄り添い、命を支え、多様な食文化を生み、換金作物として収入源になった。他に例をみない多様な恩恵をもたらす植物である」と寄稿されております。

カイガラムシは、この地域だけではなく島全体の問題として、国・県にもっと働きかけていきたいと思うんですが、これについては町長も見解をお聞きします。

○竹田泰典町長

今、伊集院議員がカイガラムシの件について質問いただいているところですけれども、伊集院議員が今、考えているとおり、私も大変心配をしているところでございまして、特に安木屋場集落の後ろ、それから景観的に群生地がある安木屋場集落を含めた、各地区にもあるわけですけれども、今、ようやく、ようやくと言っていいのかどうかわかりませんけれども、たびたびこの問題については、国・県に陳情してまいりました。

そういう状況の中で、令和６年度の予算の中で、先ほども課長の答弁がありましたように、単費で投資をし、やったんですけれども、これが本当に良かったのかどうかというのもまだ検証されていない状況にあります。

ただ、マツグリーンですかね、薬剤が効くという話なんですけれども、今、県のほうで新規の農薬の早期認証という形で国・県取り組んでいまして、これが認証されますと、さらに地域の皆さんに、また町民の皆さんにしっかりとお願いをすることになりますけれども、問題はこれが復活してくるのかなあと思っていつも見るときに、どうしたもんかと今、伊集院議員がお話のとおり、急傾斜地でもあり、ソテツによって、ソテツが枯れることによって災害が発生しないかとか、いろいろ想定されるわけですけれども、今のところ決め手がないというのが実情でございまして、これもたびたび国・県、先ほども申したとおり、要望を申し上げ、何とか国のほうが早期薬剤の新規農薬の認証に今、取り組んでいるというところでございまして、これは受けますと、認証ができますと、しっかりと町民の皆さんにも説明をしながら、また町としてもしっかり取り組んでまいり、先ほど申し上げた補助事業を活用しながら、また、特別に特別交付税の中に支援措置をいただくような方策をとりながら、財源調達を行なってまいりたいと今、思っているところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

町民の皆さんが心配しているとおり、行政としても今、どういう形になるのかということで心配をしているところでございます。

以上です。

○８番（伊集院　巖議員）

ありがとうございました。

国・県に強く要望して、働きかけていただきたいと思います。

次に、４項目めの景観条例についてを再質問いたします。

先ほどの答弁から、条例制定までには景観計画を作って、２年はかかるとのことでありますが、計画策定はどのような形、方法ですか、形でされるのか、また予算額はどれぐらいで、また奄振事業を活用されるとおっしゃっていましたけれども、この活用の補助率とか、こういうのがわかりましたらお願いいたします。

○勝元　隆企画観光課長

まず、景観計画策定には、これは地域住民との共同で作成するということになっておりまして、かなりのボリュームがございます。

よって、景観計画を策定するのはその専門知識を有するコンサルタントの委託になります。

このスケジュールとしましては、１年目に町民へのアンケート調査、あと地域調査を実施いたしまして、これによって地域の課題とか、まちづくりの将来像を検討した後に、２年目になって今度は地域での話し合い、ワークショップや委員会等で検討会を経て、最終的に景観計画と条例の同時施行となる予定でございます。

予算の規模といたしましては、１年目が、令和７年度当初予算に計上しておりますけれども650万円、先ほど言いましたアンケート調査や地域の調査をいたします。

２年目が1,150万円、総額で1,800万円予定しております。

財源といたしましては、奄振の予算を充当する予定でございまして、補助率が60％となっております。

残りは単独でございまして、一応起債等の充当は今、考えておりません。

以上です。

○８番（伊集院　巖議員）

専門のコンサルタントを入れて、地域住民と共同で作られていくということでありますので、よろしくお願いします。

この景観計画まだ作ってもないんですけれども、今、計画のないところで聞くのもちょっとあれなんですが、この条例が仮にできたとした場合に、どのような起債がかけられると言えば正しいのかな、そういう起債が考えられるのか、ちょっと教えてい

ただければ、わかっている状況で。

○勝元　隆企画観光課長

まず景観計画を策定して条例を制定することによりまして、届出行為の規模とか、景観の形成基準を定めることで、景観の誘導を行なうというのが目的でございます。

具体的には、建物とか工作物等の建設には届出が必要になります。

届けて、勧告等によって緩やかに規制をするというのが可能になろうかと思います。

先ほども言いましたように、計画の策定にあたっては、アンケートとかワークショップとかを通して、町民の意見を伺いながら、本町にマッチした計画を立てようと考えておりますので、ご理解を願います。

○８番（伊集院　巖議員）

この景観条例を仮に制定した場合、この景観条例が町全域にかかわってくるのか、それとも特定の地域に条例を網の目をかけることができる、わかりませんけれども、条例の対象になる区域が特定な地域にできるのか教えていただけますか。

○勝元　隆企画観光課長

まず、届出行為の設定ということになりますので、景観区域については、町全域を今、考えております。

ただ、区域を区分して、その区域区域で条件等を変えることも一応可能となっております。

これは議員もおっしゃるように、これから各集落、町民の方々の意見を伺いながら、このへんは決定したいと考えております。

○８番（伊集院　巖議員）

この規制内容をなぜ聞いたかといいますと、現在、芦徳地区集落において、大型宿泊施設の建設計画があるように聞いております。

このことについて、芦徳集落でアンケート調査がなされております。

今回ちょっと報告したいと思うんですが、今回の計画されているホテル建設に対する、賛成・反対の問いがされているんですが、この中でされております。

今回計画されているホテル建設に対する、賛成・反対かの問いに、反対、どちらかといえば反対を合わせると79％、高さについては２階建てが43％、３階建て以下が35％、３階建て以下ということで、２階も合わせますと78％になります。

芦徳集落は、リゾート地として観光地化していくことに対しては、ということに対しての問いには、反対、どちらかといえば反対、合わせて73％になっております。

そういうことで、アンケートがとられているわけでございますが、この芦徳地区において、宿泊施設が何か所あるかご存じなのかお聞きします。

○勝元　隆企画観光課長

宿泊施設の営業につきましては、旅館業法に基づき保健所の許可が必要でございます。

芦徳集落におきましては、令和６年度、新規で３件を含めまして、17件の宿泊施設が今あるようでございます。

○８番（伊集院　巖議員）

17件ですか、私が把握した件数との違いに今、びっくりしているんですけれども、民泊とか、ちょっとしたのもあると思います。

芦徳のアンケートの結果から見ますと、これ以上、芦徳地区においては、あんまり宿泊施設は要らないとの意見が大勢を占めております。

景観条例制定までには時間がかかるようですが、集落が望まない建設計画に対し、町を通して何らかの規制をすることが、できないとは思うんですが、要望というか、そういうところはできるのかお尋ねします。

○勝元　隆企画観光課長

先ほどの質問ですけれども、議員がおっしゃるように、民泊も含めて、17件ということでご理解願いたいと思います。

規制をかけるということでございますけれども、先ほども言いました景観計画によって、ある一定の誘導というのはできるんですけれども、法的な規制となりますとなかなかハードルが大きいように思われます。

まちづくりについて町のほうでどう考えているかということなんですけれども、まちづくりはもちろん規制と緩和のバランスが大事だと思っておりまして、地域活性化に資する企業の進出とか開発行為ももちろん必要ですけれども、自然を守る、守るべきは守るということももちろん必要だと思います。

そういった意味で今回景観計画を考えているんですけれども、今後２年間かけて、いわゆる何回も言いますように、これは町民の総意がないとなかなかできないことでございまして、町民のご意見を十分に伺って、龍郷町らしい景観計画を策定したいと考えています。

○８番（伊集院　巖議員）

景観条例策定して、条例が作ってからだということですので、今、進められている芦徳地区については、規制も何もできない状況になるだろうと思います。

であればなおさらのこと景観条例の作成が必要だと思います。

同様な問題が出てくることも考えられますので、とにかくほかの地区においても、ぜひ景観計画の策定を急いでほしいと思います。

隣の奄美市笠利町においては、12階建ての高層ホテルが建つような計画が進められております。

先日建設説明会が開かれ、住民からは、自然環境や地域生活への影響を懸念する声があがっているようでございます。

自然と調和のとれた開発がされるよう、景観計画を作っていただき、地域住民と共存できるような景観計画にお願いしたいと思っております。

これについては芦徳集落のほうから要望書が出されると思いますので、対応のほうをよろしくお願いいたします。

次に、町道の整備について、最後の再質問でありますが、芦徳１号線の着工工事の時期はということで、早くても令和８年度ということになりますが、この道路改良、要望書が出されて先ほども言いましたけど８年になります。

以前、２回ほど質問しました。

令和７年度、来年度着工予定だったと思うんですが、用地交渉で遅れているようでございますので、これについては早急に用地の交渉が進んでいくことを期待したいと思いますが、仮に用地交渉が止まるのであれば、設計変更などしていただいて、何とか早期着工、早期完成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

この芦徳１号線は、ただ今道路改良中の屋入赤尾木線と接続する道路でもあり、用地に関しても関連しますので、ちょっとお聞きしたいんですが、屋入赤尾木線の改良工事の進捗状況、これと令和７年度の予算額と工事区間、これを教えていただけますか。

○勝　林太郎建設課長

お答えいたします。

議員が今おっしゃったように、芦徳１号線と屋入赤尾木線の用地の関係は重複することが多くございますので、用地交渉を進めてまいりたいと思います。

ご質問の現在改良中の屋入赤尾木線につきましては、令和６年度の発注工事の延長ベースで、33.4％の進捗率となっております。

令和７年度におきましては、１億5,000万円を計上しまして、工事と用地取得に事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○８番（伊集院　巖議員）

区間までわかったらお願いします。

○勝　林太郎建設課長

お答えいたします。

令和７年度の工事区間は、赤徳小中学校の体育館から芦徳集落に向かって、ちょうど沈砂地がございますけれども、あの辺りから延長で200メートルぐらいの区間を令和７年度の工事区間と考えております。

以上です。

○８番（伊集院　巖議員）

はい、わかりました。

施政方針でありましたとおり、屋入赤尾木線については、重点的に予算配分を行ない、早期完成に取り組んでいくとありました。

この区間は通学路でもあります。

芦徳集落は人気のリゾート地でもあり、宿泊施設が年々増加をしております。

それに伴いましてレンタカーも増えております。

児童生徒たちの安全を確保するためにも早期完成をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡　馨議員）

伊集院巖議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時10分より再開いたします。

休憩　午前１１時０２分

―――――――――――――――

再開　午前１１時１０分

○議長（平岡　馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

徳永義郎議員の一般質問を行ないます。

○９番（徳永義郎議員）

町民の皆様おはようございます。

まだ寒暖の差があり、体調を崩されることも懸念されますので、十分留意されますようお願い申し上げます。

今月の15、16日に開催されました菊次郎ミュージカル公演、感動を本当にありがとうございました。

また、今年度本町で卒業を迎えられました児童生徒、学生の皆様の今後の未来への飛躍をご祈念申し上げますとともに、私も気持ちを新たに、町議会議員として子どもたちに恥ずかしくない議員活動を肝に銘じ、先に通告しました一般質問へ移らせていただきます。

まず最初に、地域活性化と新規農業への取り組みについて。

まず１番に、民間企業との連携による小水力発電の取り組みはどのように考えられているのか。

２番目に、民間・企業・福祉施設など多様な連携による水耕栽培への取り組みのお考えはどのようになっているのか。

３番目に、上と関連しまして、地産地消への取り組みはどのようになっているのか。

４番目に、本町の大事な基幹産業である紬の原料でもありますシャリンバイの植林の取り組みは今どのようになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

２番目に、施政方針より四つの質問をします。

まず最初に、就農支援センターの農業研修生育成により、新規就農者の増加を目指すとありますが、具体的にどのような施策を講じるのか、詳しく説明をお願いしたいと思います。

２番目に、戸口田雲線の補修計画の内容はどのようになっているのか。

３番目に、これは新しい事業ですけれども、共創でつくるまちづくりでカーボンクレジットを創出し、「ローカルコープ」という新たな公民連携の内容はどのようになっているのか。

４番目に、これから先、次の50年を見据え、「新しいたつごう」「いつも元気なたつごう」を目指してまいりますとありますが、どのような構想を持たれているのか説明をお願いしたいと思います。

○竹田泰典町長

徳永議員から２項目について質問がございますので、順次お答え申し上げます。

１項目の地域活性化と新規農業者への取組みについて。

１点目の民間企業との連携による小水力発電の取組みはについてのご質問にお答え申し上げます。

本町では、令和５年度から６年度にかけて「龍郷町地域再エネ導入戦略策定業務」及び「龍郷町公共施設の再エネ最大限導入ポテンシャル調査」を行なったところでございます。

これらの業務をもとに、令和７年度「龍郷町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定する予定ですので、本町の将来像及び脱炭素シナリオ、再生可能エネルギー導入目標等を検討してまいりたいと思っているところでございます。

小水力発電等の取組みについても来年度策定する計画において、併せて検討していけたらと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、２点目の民間・企業・福祉施設など多様な連携による水耕栽培への取組みはについてお答え申し上げます。

以前にも同様の質問があり答弁が重複いたしますが、水耕栽培については、ハウス施設や給水施設等の設備投資に莫大な費用がかかることや、培養液の調整技術など専門的な知識が求められること、ランニングコストの負担が大きいこと、また、台風常

襲地帯である奄美地域での停電や断水のリスクが大きいなど課題が多い現状でございます。

また、奄美地域での民間事業者や福祉施設の水耕栽培に取り組んでいる事例がなく、現時点での本町での水耕栽培の導入は大変厳しいと考えているところでございます。

次に、３点目の地産地消への取組みはについてお答えいたします。

令和５年度より、国の消費・安全対策交付金を活用して「かごしまの“食”推進事業」を実施しておりますが、今年度から「たつごう食育地産地消推進事業」と名称を変更し、「地域における共食の場の支援」、「地域農産物を活用した学校給食献立の発案」、「小中学生親子向け農産物植付収穫体験」、「子どもやその保護者を対象とした食育講演会の開催」の四つのメニューを展開し、食育や地産地消について、関係機関と連携し、普及啓発を図っているところでございます。

次に、４点目のシャリンバイの植林の取組みはについてお答え申し上げます。

本町において、シャリンバイの植林は、数十年実施されておりません。

大島紬の染料としての原料不足が懸念されていることから、今後シャリンバイを植林する町有地の検討も含め、事業導入を模索してまいりたいと考えているところでございます。

なお、今年度本町において、群島植樹祭が開催される予定ですが、長雲地区でのシャリンバイの植林を計画しており、今後の事業導入に向けた足掛かりになればと期待しているところでございます。

次に、２項目の施政方針より、１点目の就農支援センターの農業研修生育成により、新規就農者の増加を目指すとありますが、具体的にどのような施策を講じるのかについてお答え申し上げます。

就農支援センターは、本町で農業経営を希望する者に対して、農業に関する基礎的技術及び知識を習得させるための各種研修を実施し、将来本町の中核的農家として自立できる人材の育成を目的としています。

具体的には、町の重点品目であるかぼちゃとパッションフルーツを研修品目として研修生を募集し、年間カリキュラムに沿って座学や実技講習を受講し、最長２年間の研修期間を経て就農を開始することとなっております。

また、研修終了後は、１年間のビニールハウス無償貸し付けや各種補助事業の活用など、関係機関とのサポートにより、就農を定着させるよう支援してまいりたいと考えているところでございます。

次に、２点目の戸口田雲線の補修計画の内容はについてのご質問にお答えいたします。

町道戸口田雲線につきましては、国の防災・安全交付金を活用し、路面の舗装状態

の悪い箇所の修繕工事を実施いたします。

具体的な内容については、すでにアスファルト舗装がされている区域で、ひび割れや一部破損している箇所がございます。

それらの部分の舗装を打ち替える工事を実施していく予定でございますので、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

次に、３点目の共創でつくるまちづくりでカーボンクレジットを創出し、「ローカルコープ」という新たな公民連携の内容はについてのご質問にお答えいたします。

まず、カーボンクレジットの創出につきましては、本町が所有する天然林を森林経営計画に基づき適切に管理することで、その森林の二酸化炭素吸収量をクレジットとして発行し、企業等に購入してもらうもので、Ｊ－クレジット制度として国が運営しています。

現在、登録申請の手続きを進めているところでございます。

カーボンクレジットの販売代金や企業版ふるさと納税を財源として、地域課題の解決や生物多様性の保全活動を地域と企業、関係人口が連携して取り組んでいくこと、そして、その活動のハブとなる組織としてローカルコープという新しい組織を立ち上げたいと考えているところでございます。

次に４点目の、これから先、次の50年を見据え、「新しいたつごう」「いつも元気なたつごう」を目指してまいりますとありますが、どのような構想を持たれているのかについてのご質問にお答え申し上げます。

本町が誕生して50年、町制施行時の人口は6,220人でございました。

直近の国勢調査人口は5,817人で減少率は6.5％にとどまっており、県内でも人口の減らない町として注目されておりますが、これから先、人口減少克服に向けた取組みが重要であると考えております。

そのためには、施政方針でも述べましたとおり、総合振興計画を基軸とした第３期創生総合戦略を策定し、「住民、子どもたちが誇れる龍郷町～ほこらしゃのまちづくり～」をキャッチフレーズとして、地域愛や地域の誇りの醸成に取り組み、魅力ある地域・人材を形成し、人が集まるたつごうを目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上、１回目の答弁といたします。

○９番（徳永義郎議員）

まず最初に１番目から質問していきたいと思います。

答弁書の中で、龍郷町地域再エネ導入戦略策定業務及び龍郷町公共施設再エネ最大限導入ポテンシャル調査を行なったと書いてありますが、この内容はどのような内容だったのか、説明をお願いしたいと思います。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

龍郷町地域再エネ導入戦略策定業務です。

これは2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた基礎調査として、導入可能性を調査、分析しております。

2050年脱炭素社会の本来の将来像や、そこに向けた脱炭素シナリオ、再エネ導入目標等について検討しております。

検討した再エネ種類は、太陽光・風力・水力・地熱などがあります。

検討結果によりますと、一番ポテンシャルの高い再エネとしまして、太陽光発電というような結果となりました。

議員ご質問にあります小水力発電につきましても、可能性があれば検討していきたいと思っております。

次の質問の令和６年度の龍郷町公共施設の再エネ最大限導入ポテンシャル調査です。

これは先ほどご説明しました戦略策定業務におきまして、ポテンシャルが高かった太陽光発電について調査、実施しております。

今回の調査しました25か所の公共施設のうち、設置可能性が高いと判断された施設が15か所、15施設となっております。

以上２件の調査結果をもとに、令和７年度龍郷町地域温暖化対策実行計画（地域施策編）を策定していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○９番（徳永義郎議員）

今の答弁で太陽光が一番という話もありましたが、これもりゅうゆう館に設置する予定が、採算的に合わないという、莫大な費用がかかるということで、駄目になったと私たち話を聞いておりますので、このへんも含めて、私もこれも水の利用については何度も議会のほうで質問しておりますが、前回の質問の中で、このように本町は答弁しておりました。

本町の身の丈に合った、脱炭素への取り組みや治山エネルギーの可能性を考えていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じますと答弁がありました。

それでは新しい治山エネルギー、今、説明がありましたが、併せて、私は前から戸口のダムを利用しての発電についても質問しておりますが、その後の進展はどのようになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

議員ご質問の戸口地区にあります龍南地区浄水場ですが、施設の建設当初は浄水場内で使用する電力を、ダムの水を利用して水力発電しておりました。

当時の資料はあいにく残っていないのですが、ダムと浄水場との高低差が約70メートルほどあると思います。

このことを考慮しましても、利用した水力発電は可能であるとは思われますが、現在のところは具体的な計画等はございません。

令和７年度より、新たな水源確保に向けてさく井工事を計画しております。

安定した新たな水源施設が確保できましたら、戸口ダムの再利用ということで、費用対効果や取水可能水量などを検討しながら、先ほどご紹介しました計画の中で、併せて盛り込んでまいりたいと思いますので、ご理解願います。

○９番（徳永義郎議員）

私が水力発電を復旧してほしいと思うのは、小水力発電もそうですが、中水力発電、ダムは今ある状態で活用していけばいいかなと思います。

新しいものを造る必要はほとんどないかなと思っております。

その中で、国内はもちろんですが、町内にも小水力発電が建設可能な土地が私は多くあるだろうと思います。

その中で、経済産業省や資源エネルギー庁は、最近になって小水力発電をものすごく推奨しております。

その中で、固定買取価格制度、ＦＩＴですか、それの対象にもなっております。

また、将来の重要な供給源として、国のほうも期待をしているという事例もありますので、その中で、一つ事例をとりますと、簡単にできるのが、農業水路なども利用できます。

今、秋名幾里地区で１キロほどの長い水路がありますが、あそこで昔でいえば水車をまわすような形でも発電はできますし、その地域の電力の供給もなっていくだろうと思います。

これこそ地域資源を生かした私は事業ではないかと思いますが、その件についていかがでしょうか。

○屋　浩仁生活環境課長

議員今、ご紹介の農業用施設への小水力発電ということだと思います。

これは国土交通省のほうでも水力発電施設のための手引きというのがございまして、その中で紹介されている事例の中にあります。

今言われるように、秋名地区ですかね、頭首工がございます。

そこの中に高低差がそこはさほど必要でなくても水力発電ができるというような施設もありますので、そのあたりも今後検討して、現場の状況等、あと農業用水ですので、水利が受益者との交渉が必要になってくると思います。

そのあたりも踏まえまして、今後計画を検討していきたいと思いますので、ご理解

ねがいます。

○９番（徳永義郎議員）

何かエネルギーを使って、水はそのまま元通りにまた戻ってきますので、水の量の差はそうないだろうと思います。

その中で、小水力発電は本当に地域活性化に役立てる、事例が日本全国、小さな村は多くあります。

その中で、やっぱり水力発電すると長期稼動が私は可能だろうと思います。

その中で安定している、そして地域社会への貢献もものすごく高いんではないかと思います。

それでは、まず長期的な稼動ができるということは、それだけ電力を自給できるということです。

またさっきも言いましたが、固定買取価格を用いれば、売電すれば長期的に利益をもたらすことも私は期待されると思いますので、その点について町長いかがですか。

○竹田泰典町長

大変貴重なご意見だと思いますけれども、まず、その事例等、我々も研修をしなければ、なかなか費用対効果というのがどれぐらいあるのかというので悩んでいるところですけど、前も質問いただきましたけれども、まず、今回策定される状況の中で、再エネ最大限導入ポテンシャル調査なども含めた形で、検討をさせていただくということでお願いいたします。

一番私が心配しているのは、上流水を利用している戸口ダムの件ですけれども、大島電力が発電をしたものを引き上げ、火力のほうに移行していったという経緯、それから大和村にあります水力はあるわけですけれども、その関係、それがなぜそういう形になっていることも一つの原点として考えていかなければならないだろうと思っています。

問題は、あとは費用対効果、それからどれぐらい賄えるのか、そこらあたりも今後この調査の中でしっかりと検証して、取り組んでいきたいと思っているところですけれども、いずれにしましても今後省エネというのは避けて通れないでしょうから、自然のものを利用して活用していくと、脱炭素にも引っかかってくるでしょう。

引っかかってそういう形にもなっていくでしょう。

今後そういう検討をさせていただくということで、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○９番（徳永義郎議員）

この手の話は私も前に岡山県の西粟倉村が、山を担保にして発電をおこし、公共施設の電力を今は全部賄っている話も前の議会のほうでしましたが、今回もまた別の地

域では、ある小さな村です。

人数は220人です住民、その中でやっぱり小水力発電で電気を起こして、電力自給率が230％、100を超えております。

その中で、工事費が２億4,000万円ぐらいかかったみたいで、発電した全ての電力は電力会社へ売電し、年間2,100万円を得ているそうです。

収益は発電建設費の返済、それから集落の外灯の電気代、また、今やっている農業再生のための費用に充てられております。

昨年だけで800人ほどの見学者が訪れて、住民、さっきも言いましたように220人のうち50人が移住の方が家族で来られて、学校のほうも2016年で４人いた生徒が、2019年には９人まで増えている。

私たちのこの町を示しているかなと思っておりますので、地域の人が全部で守れるようなシステムをつくるには、やっぱり地域資源をしっかり生かした産業を持ってくることが大事だろうと思います。

町長も50年後のことをさっき言いましたが、最後の質問をしますが、このことを考えても私はやるべきだろうと思います。

経費もそこまでかからない水力発電所もたくさんありますので、その付近はぜひ考えてやっていただけたらいいかなと思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に、民間企業と福祉施設との多様な連携による水耕栽培の取り組み、それから地産地消も一緒に重ねますので、同じ質問になるかと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

私も水耕栽培も何回か質問しましたが、私たち水耕栽培は奄美群島内ではありませんという答弁がありましたが、私は前、徳之島のほうで農副連携の水耕栽培を見たんですけど、そこはあまり良くなかったんですけど、あと同じ議員の仲間から、永良部にもあるんではないかという話もありましたので、それも併せて聞きますが、この中で、培養液の調整技術など専門的な知識が求められると答弁がありましたが、私たちはこの前、行政視察で沖縄県のほうに行きまして話を聞きましたら、これに対しては大した問題はなくて簡単にできるという説明がありました。

その付近についてはいかがでしょうか。

○迫地政明農林水産課長

町長の答弁の中で、奄美地域ではないというのは、これは奄美本島地域ではそういった施設はないということでございまして、おっしゃるとおり、徳之島のほうでは今でもそういった農副連携による水耕栽培は行なわれているということでございまして、議員がおっしゃるとおり、そちらのほうでの水耕栽培、なかなか難しい面がございま

す。

この障害者施設というところがなかなか、この本島内でも普及というのがなかなか進まない状況でございまして、議員のおっしゃるとおり、水を利用した、そういった発電による水耕栽培、今後検討にあたいするのではないかと考えておりますけれども、これは民間事業所が何とかして動いていかないと、町としてもなかなか進むことは難しいんじゃないかと考えております。

○９番（徳永義郎議員）

答弁書の中で、また台風常習地帯、これもわかりますし、奄美地域では停電や断水のリスクは大きいという課題もありますという答弁ですけれども、台風常習地だからこそ私はやらなければいけないのではないかと思います。

コンテナ等栽培をして、私たち行政視察に行ったところはしっかりとやられて、レタスとか夏場は特に来ない、夏場のあといつも船が欠航した、そして野菜が高騰する、この前もキャベツの高騰で1,000円ぐらいするとかいう話もでて、皆さんびっくりして、そういう話もありましたので、キャベツはなかなか今、水耕栽培ではできませんが、レタスやイチゴなどしっかりやって、栽培実証もできております。

そちらに、本当に農業にしっかり関心のある若い職員を派遣して、しっかり研修してみるべきだろうと思いますので、その付近は十分取り組んでいただきたいと思います。

こちらにもそのときいただいた資料もありますので、ぜひ必要であればお渡ししますので、ぜひみていただければなと思います。

それから、特にさっきも言いましたが、夏場台風シーズンには船便の欠航、最近は４メートルから５メートルの波でも船の欠航が多くみられます。

遠いところからは輸送コストがかかり、価格が高騰して、鮮度も悪く品質自体もあまり良くありません。

そのため私も水耕栽培が本当に必要だと思っております。

その中で、いつも思っているのは、マンゴーもそうですし、夏場は運べないとかいって、そういう中でしっかり地元で品物を作っていくということはすごく大事なことだろうと思いますので、そのことも含めてもう一度聞きますが、私はコンテナとか、公共施設、古い使わない公共施設を活用してやれば、費用はそんなにかからないだろうと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○迫地政明農林水産課長

そうですね、なるべく費用のかからない、そういった形での農業というのを本来推進すべきだと思います。

農作物の安定した供給ということでおきますと、島内消費に重点をおいて、ハウス

でも気軽に農業ができる。

ハウスにすることによって病害虫の発生を防止できますし、簡単に農産物を生産して、地元に安心・安全な食材を提供することはできるということですので、コンテナを使わず露地でもそれは可能ですし、やり方次第なのかなと考えております。

○９番（徳永義郎議員）

その中で、コンテナとか安定したハウスを使った、公共施設の建物を使うとなると、また農業のＤＸ、トランスフォーメーションの補助事業の対象にもなりますし、スマート農業なども取り入れることで、現在までの農業のイメージも変わり、若い世代が、農副連携も含めて多様な方々が参入されてくるという期待もありますので、この付近はぜひ考えられて、ぜひ導入をしていただきたいと思います。

私も給食無償化への取り組みも長い間訴えてきましたが、一番は、安心・安全な食べ物を児童生徒の給食として提供してほしいという思いがありました。

このハウスで育てたレタスとかそういうものを子どもたちに食べさせていただきたい。

現在も地元産の野菜等の提供もありますが、年間使用料を給食センターの方に聞いて調べたんですけど、ほんの一部にすぎません。

納入の際の品質のばらつきや調理の際の手間の多さなど、課題もあることは私自身しっかり理解しています。

本町も健康たつごう２１などで将来の健康について施策などがありますが、一番大事なことは、私は幼少期からの食事であり、その積み重ねが健康につながると私自身思いますが、どのような考えをしているのか２、３名お伺いしたいと思います。

先に、監査のときも会計管理課長にも聞きますよという話もしておりますが、どういうお考えか、すみませんがよろしくお願いします。

○大司直美会計管理者

これは家庭で行なっている私自身の取り組みといたしましては、基本的なことなんですが、まずは食品を購入する場合は、産地を確認してということを最近は心がけるようにしております。

つい安価なものに目がいきがちで、そのような状況であったんですが、最近はやはり奄美産、県内産、国内産、やはり近場なものを選ぶように、意識して心がけて購入するようにいたしております。

そのようなことをすることで、また家族の健康にもつながるのではないかと考えております。

以上です。

○９番（徳永義郎議員）

ありがとうございました、すみません。

それと、特に町民のいろんなものを扱う町民税務課長の園田課長に、ぜひこのことについて、自分自身の考えをぜひお願いしたいと思います。

○園田徳一町民税務課長

徳永議員、私、育てるとかそういうのはあんまりしたことがなくて、食べるほうは好きなんですけど、私の嫁さんが家庭菜園をしていて、先日できたスナップエンドウが出てきました。

やっぱり地産地消というか、地元でそういった食材ができたら、子どもたちなんかの給食なんかにもすごく栄養価があって良いかと思いますので、私もできれば菜園とかそういうのには今後勉強していきたいと思います。

以上です。

○９番（徳永義郎議員）

ぜひそういうのが良いという理解でよろしいですね。

それでは最後に、健康のために一番頑張っておられる、保健福祉課長の加藤課長に見解を伺いたいと思います。

○加藤寛之保健福祉課長

私のところで、特に幼少期からの食育というのは本当に大事だと思っております。

またいろんな食べ物とか、いろんな地元で作ったもの、特に無農薬とか、特に身体に大事なものだと考えております。

ただ、やっぱりなかなか以前は安いもの、どうしても食費がかかるということで安いものにいっていましたけど、なるべく国内のものを使用するようにということで、家庭の中でも頑張って消費しております。

以上です。

○９番（徳永義郎議員）

やはり女性の方が詳しく説明もされますし、男性の方もやっていないのかなというちょっと今、話を聞いて理解しましたが、できるだけ近くにある、町長も言われたように、子どもたちに未来をつなぐためにも、アイデンティティを持ったやつといったら、地域の食事を食べる、郷土食を食べるとかがすごく子どもたちのアイデンティティの育成に私は醸成されるんじゃないかと思いますので、この付近もぜひ考えられて、そして地域で水耕栽培することで地元にお金が落ちてくる、経済は回るだろうと思うんですよ、経済とはそういうものだと思っておりますので私自身、ぜひこの取り組みについてはしっかり考えられてほしいなと思います。

その中で、私たちも今回行政視察で沖縄県のほうへ行ってまいりました。

沖縄セルラー、今ではＫＤＤＩ、京セラが取り組んでおられる、その施設は見るこ

とは直接できなかったんですけれども、プロジェクターのほうで見て水耕栽培の説明を受けて、そんなに費用はかからないのかなと思いました。

そういう中で説明を受けたプロジェクトリーダーの方が、ここの奄美大島の出身で、本町との深い関係があり、私は今がチャンスだろうと思います。

このチャンスにぜひ若い職員を視察に行かせて、この取り組みを前に進めて、子どもたちや将来の龍郷町の町民が健康で過ごせるような私は体制づくり、これから何十年もかかってやっていかなければならないと思いますので、ぜひこれはお願いしたいと思います。

町長いかがでしょうか。

○竹田泰典町長

今、大変貴重なご意見をいただきました。

若い農家を研修をどんどん積んでいただいて、農業に従事していくと、そして自信を持って作物に精進をしていけるという状況をつくり上げるべきじゃないかということで、まさに私もそのとおり同感だと思います。

ただ、その農家がなかなか育ってこないと、新規就農をしようという意欲のある農家がなかなかいないという状況に今現在あります。

我々も第１次産業の農業をしっかりと定着することは、雇用の面においても龍郷町にとっては大事なところだと思うんですけれども、なかなか第１次産業の農業に従事する町民が少ないということでありまして、今後は今おっしゃるようなことをしながら、出身者の皆さんの子どもたち、あるいは孫さんというものを本町に異動していただくようにという、早速今やっているんですけれども、さらにそういう方向で、若い人たちが龍郷に来ていただくようなこと、そして龍郷で農業をやっていただくような施策に展開していかなければならないと思っているところでございます。

大変私は基本的に龍郷町に住んでいて良かった、住みたい町になるというのは、やはり食育だろうと、食事をしっかりとると、そして安心・安全な食をどう提供できるかということだろうと思います。

今後ともそこらあたりには十分配慮しながら、この食育のことについてはしっかり取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○９番（徳永義郎議員）

答弁だけじゃなくてぜひ実践をやってほしいなと思います。

検討しますとかそういうのでなかなか前に進みませんので、これから何十年かかるかわかりません、今やれば20年、30年後に必ず結果はでてくると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、この点について、地産地消は地域振興、また環境保全にも大きな役割を持っているだろうと思います。

加えて食育活動の一環として位置づけられておりまして、国では法律を2013年に第６次産業化、地産地消が整備されております。

地方自治体が、地域の地産地消を推奨するための促進計画があるように私は書類で見ましたが、そういう計画はあるのかどうか、なければないでかまいませんので、答弁をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

地産地消の計画ということでございますが、これについては龍郷町の食育推進計画というのが第３次の計画が、令和６年３月に作られておりまして、この中に食育、あるいは地産地消の計画ということで盛り込まれてございます。

○９番（徳永義郎議員）

今度は栽培のほうに移っていきます。

植林についても私も前から取り組んでおりました。

町長のほうも事あるごとに質問の中でも、龍郷町の基幹産業である、大島紬の大事な原料となる、そしてそれを生業としていきたいという答弁もいろいろ話の中でできますが、これシャリンバイも今すぐ植えて使えるものではありません。

20～30年後とか、長い期間を経て使っていきすますが、それに代わるものがあれば私は心配する必要もないだろうと思いますが、今のところシャリンバイのタンニンを使っての泥染めが主なものだろうと思います。

その中で、今回本町で開催される群島植樹祭でのシャリンバイの植林も予定されているようですが、今後ほかにどのような計画をされているのか、また、全然今のところ予定はないのか、説明をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

シャリンバイの植林につきましては、町長の答弁でもございましたとおり、数十年行なっておりません。

以前行なわれていた植林でございますけれども、なかなか管理が行き届かずに、なかなかそれが活用されていないということもございましたので、このあたり十分調査を進めながら、当然紬の染料としての原料でございますので、本町としましても植林について今後検討を進めてまいりたいと考えているところです。

○９番（徳永義郎議員）

この中で事業導入を模索と書いてありますので、模索とはいつまでなのかわからないので、ぜひ先に、また今後植樹祭で植えるシャリンバイについては、細葉の奄美在来で昔からあるやつの栽培の植林も進めていくようですので、この点についてはすご

く良いかなと思っております。

その中で、私は以前購入した長雲峠、20ヘクタールほど購入しておりますが、その防風林として先に植林することも少し大事ではないかと思っております。

それと併せて、子どもたちの成人式や子どもたちの卒業と併せて、いろんなイベントに対してそこにしっかり植林をしていけば、特別、補助事業をかけて植える必要もないのではないかと思いますが、その点について町長いかがでしょうか。

○竹田泰典町長

先ほど答弁で申し上げましたけれども、まず長雲20町歩、議会の皆さん、町民の皆さんのご理解をいただいて取得をさせていただきました。

その中に、まず今回群島植樹祭の中でシャリンバイを植え付けてみようということで、今、主管課のほうで計画をしているところですけれども、以前にもシャリンバイの植栽を、造林ですかね、造林をやった経緯があるんですけれども、その造林、山が荒れて、どこに造林したのかという図面上では落とせるんですけれども、確認になかなか至っていないというのが今の現状でございます。

また作業道においても荒れてなかなか行けないという状況になっていまして、今後の造林については、しっかりと作業道も地図に落とし、しっかりとしないとならないなと思っているんですけれども、このシャリンバイについては、造林事業、施業計画は、徳永議員が森林組合におられたので一番ご存じだろうと思うんですけれども、施業計画をしっかり整備し、計画を策定をして、シャリンバイの造林に向けた取り組みを早急に対応してまいりたいと思っているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

この問題については、当然あとのローカルコープのことについても関係してくるでしょうから、そこらあたりもしっかりとシャリンバイの植林についてはやっていきたいと思っているところです。

以上です。

○９番（徳永義郎議員）

町長のほうから、やっていきたいと言われましたが、いつからとかいうのがありましたらよかったんですけど、今いつからはまだわからないですよね。

それではぜひ早い機会にぜひお願いしたいと思います。

そういう中で最後になりましたが、施政方針より質問をしていきたいと思います。

まず最初に、就農支援センター、農業研修生育成により、新規就農者の増加を目指すとありますが、具体的にどのようなことかという質問ですが、先ほど伊集院議員からも多くの質問がありましたが、私なりに考えて少し質問をしていきたいと思います。

先には少しなかったんですけれども、研修期間がありますが、本町が推奨されてい

る重点５品目を研修に取り組まれているとの答弁がありましたが、もしかして研修中に本人が希望する作物、品種があれば、その時点でまた取り組みができるのかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

品目につきましては、推進品目２品目、かぼちゃとパッションフルーツとなっております。

これはほかの品目では駄目かということでございますが、これについては国の次世代交付金、前のその交付金をいただく以上は、それの要件に合わせなければなりません。

これはどういう要件かといいますと、その研修を受けられる体制ができているのかということでございまして、この体制の中には、しっかりとした指導技術員というのが配置されて、そこで研修を行なっていくということになります。

ほかの品目につきましては、やはりなかなか栽培技術というのが確立されていない部分が多いと思いますので、本町としましては、そういう観点からかぼちゃとパッションフルーツ、この２品目を研修品目として指定してございます。

以上です。

○９番（徳永義郎議員）

わかりました。

それでは、やっぱり研修をされたあと、一番気になるのが農地の確保だろうと思いますが、その点については、人・農地プランとか、農地中間管理機構などの活用になるのかなと思いますが、ほかにどのような活用をされて農地の確保に、１人ではなかなか農地確保は難しいだろうと思います。

その確保にやっぱり自治体もある程度手助けをしないといけませんが、どういう確保になっていくのかどうか、今わかれば説明をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

農地の確保ということでございますが、この研修制度につきましては、そういった農地の確保の見込めるものという要件が付いております。

事前にそういった農地の取得、あるいはそういった賃貸でもしっかりとした土地が確保できているのかが条件になっておりますので、それを見込んだうえで研修生として受け入れる体制になってございます。

ですので、その後の農地を今後増やしていきたいという意向があれば、当然それは農業委員の皆さんにも相談しないといけませんし、地域の方々、農業で先導してされている方々がたくさんいらっしゃいますので、そういった方々の意見も聞きながら、当然関係機関も相談相手になりながら、しっかりとサポートしていきたいと考えてお

ります。

○９番（徳永義郎議員）

やっぱり農業をやっていくうえで、仲間づくりもすごく大事かなと思っております。

その中で、町ファーマーズクラブ、若手が多いだろうと思いますが、交流も大事だろうと思いますので、この交流についての件とか、いろいろ手さぐりの状態でしょうが、どういうことを考えておられるのか、あれば説明をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

交流の場ということでございますが、ファーマーズクラブは農業青年組織でございますので、当然そういった観点からは、新規就農者もそういったところに積極的に参加して、加入されることを推進していきたいということで、それ以外にも本島内にもそういった新規就農者が集まるクラブ、生産者組織であるクラブ組織がございますので、そういったものにも参加していただく、あるいはいろんな講習会がございます。

そういったところでの交流はしていくことになると考えております。

○９番（徳永義郎議員）

農業も本当に高齢化が進んでいますので、ぜひ若い農家ができるだけもうかるような農業のシステムをつくっていくこともすごく大事かなと思います。

もうかると若い人が何名も来ます。

きつい・きたない、いろいろな問題があって、３Ｋみたいになっていくと、なかなか若い人が就農しないのも当たり前だろうと思います。

お金が十分もうかって、子どもが２、３人でも養えるようなしっかりした農業ができていくことを私は希望しますので、ぜひその点はしっかりご指導されて、大きな農家ができるように期待しております。

２番目に、戸口田雲線の補修計画の内容についてですが、私は期待していた場所とは違って、今ある現況の舗装だろうと思います。

そこは場所は私もしっかり理解していますので、その中で、戸口田雲線以外３路線別にありましたが、その事業内容の説明を少しお願いしたいと思います。

○勝　林太郎建設課長

今回この舗装、補修事業で行ないます実施箇所でございますけれども、戸口田雲線以外に大勝本茶線、それから屋入赤尾木線、瀬留浜田原線の３路線を交付金事業で実施してまいりたいと考えております。

○９番（徳永義郎議員）

それでは、私まだ未舗装の戸口田雲線、その部分の改良も含めて本当に事業として期待していますができません。

それは私自身も筆界未定とかいろいろ問題があってできないのはわかりますが、そ

の現況のままこれから舗装の計画はあるのかとか、それとも今のところ全然ないのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○勝　林太郎建設課長

現在議員のおっしゃる未舗装区間ございますけれども、おっしゃるように地籍調査がまだ完了していないという点などから、事業導入は厳しいと考えております。

そこを通行される方がいらっしゃいまして、雨が降ったときとか路面状態が悪くなるときには、その都度維持補修をやっていきますので、今後ともそういう対策でやっていきたいと考えております。

○９番（徳永義郎議員）

このことは、今はそんなにないんですけど、やっぱり桜のころに苦情がとても多くて、ぜひその付近は修復してほしいという意見もありますので、私は大きくする必要はないと思います。

今ある分、しっかり境界がわかる分だけでもできれば、早急な対応がとれればいいかなと思っておりますので、簡易な舗装でもかまいません、石が出て、本当に車が進むときに女性の方なら特に運転しにくいだろうと思いますので、その付近はぜひ配慮されて、ぜひ前向きに進んでいってもらえばいいかなと思っております。

３番目の共創でつくるまちづくり、カーボンクレジット創出、これについて質問したいと思います。

初めての事業で、同じようなことはたくさんあるだろうと思います。

さっきも言ったように、岡山県の西粟倉村、山を買って担保にしてそれをする、これと同じことで、地域の人が主体となっていくという私は事業だと思って理解しておりますが、これをするのも前の二つも関連してくるだろうと思います。

小水力発電や水耕栽培の地域の支援を使って、地域の方の中でやっていくということで、売電によりお金も生まれますので、これやっていくときには町民への説明、だから認識などまだ私はほとんどないかなと思いますので、この点については今後どういう取り組みをされていくのか、説明をお願いしたいと思います。

○勝元　隆企画観光課長

今後町民にいかに知らせていくかということでございますけれども、来年度予算を今、計上しておりまして、先ほど、徳永議員がおっしゃっている、これは地域づくりをするための原資をいろんなところから、外部からもらって、その中でＪ－クレジットというのもあるんですけれども、それでいろんな企画を立てて、地域づくりのための企画を立てるのが今年度の事業でございまして、そういった取り組みをきちっと政策というか、できた段階で、具体的にどういった形でというのは今、考えていないんですけれども、確定していないんですけれども、町民の皆様にも何かの形でお知らせ

はしたいと考えております。

○９番（徳永義郎議員）

ちょうど打ち合わせのときに少し課長のほうからも資料をいただいて、その中で、町有地のクレジット創出可能性という欄の中に、初年度、令和８年度ですか、天然林101.88ヘクタール、これが491.1トン、ＣＯ２の吸収量ということで、年間600万弱、２年目がおそらく902.9ヘクタールで1,400トン、ＣＯ２の吸収量、年間のクレジットが1,120万となっておりますが、これ完全にあと１ヘクタール当たり５万9,000ぐらいになるかなと思います。

大体この値段で大まかに国全体がやっていくのかどうか、これクレジット自体は国がやる事業の中で入ってくるだろうと思いますので、その点はいかがでしょうか。

○勝元　隆企画観光課長

このＣＯ２の吸収量でございますけれども、その山林によって年輪、樹木の要するに年齢とかそういったので変わってくるので、一概にヘクタールから年間の、金額からヘクタールを算出するというんじゃなくて、その算出はまだ別のものがございます。

詳しくは今、資料がないのではっきりしていないんですけれども、そういったことで、年輪とかそういった形で若干違うということをご理解願いたいと思います。

○９番（徳永義郎議員）

すみません、この中で、今、町有林だけの対象なのか、少しは龍郷もほんの一部ですけど人工林もありますが、そこは対象にならないのかどうか、その説明までお願いしたいと思います。

○勝元　隆企画観光課長

結果的に言うと私有林でもＪ－クレジットの認証というのは可能でございますけれども、まずは町有林、議員もご存じだと思いますけど、約50％は町有林になっておりますので、町有林の中で森林計画を立てて、Ｊ－クレジットに認証していきたいと考えております。

○９番（徳永義郎議員）

その中で、本町も複層林改良事業など入ったところもいくつか事業で入っているだろうと思いますが、そこも対象になっていくのか、補助金が入っていますので、その付近は金額は別にまたなっていくのかどうか、今、少し変化があるという意見でしたけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○勝元　隆企画観光課長

一度補助が入ったところが対象になるかというのは、すみません、今ちょっと資料がないのではっきりした答えは申し上げられないんですけれども、まずは先ほど、言っているように、町有林、それも天然林、改良事業制度が入っていない天然林を対象

としたＪ－クレジットを創出したいと考えております。

○９番（徳永義郎議員）

これ自体は、私は本当地域活性化に取り組む中では良い事業ではないかと思います。

おそらく西粟倉村ですか、そこなどを研修した内閣府の人なんかが、この事業を持ってきたんじゃないかと思います。

ここも10年ぐらい前からやって、地域全部電力を賄えている事業で、その地域が主体となってやっていますので、そういうことを目標にやっていくのかなと思います。

小さく言えば縁サークルなんかもそういう感じで、地域が支えていく、これを全体を大きくしたのがこの事業だろうと私、理解していますので、これからやることによって、地域によっていろいろ場所も違いますし、やる人も違ってきますので、いろんなやり方があるだろうと思いますので、ぜひこの付近はうまく質問をされて、いろんな意見も取り入れながら進めていくことは大事かなと思います。

また、７年、８年、９年と次々になっていきますので、その時点にならなければなかなかわかりませんが、効果的ではあるかなと私いろんなことを取り入れていけば、今の形のままではなかなかいかないだろうと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、この中で森林経営計画を組んでいくという話ですが、これは農林水産課と一緒にやっていかなければいけませんが、これは町有地だけを主体にやっていくのか、それとも個人有林も含めてやっていくのか、説明をお願いしたいと思います。

○勝元　隆企画観光課長

先ほどちょっと話しましたけれども、まずは令和９年度以降、令和８年度は101ヘクタールもうすでに、すでにというかそろそろ承認が出ますので、令和９年度以降は、まずは町有林を902ヘクタールに増やしていきたいと思います。

○９番（徳永義郎議員）

ぜひうまくいくような形で進んで、どこの地域も町内あれば、奄美もそうですけど活性化できるようにやっていけば、私は良くなっていくのではないかと思います。

ぜひお願いしたいと思います。

最後の質問になります。

これから先、次の50年を見据え、「新しいたつごう」「いつも元気なたつごう」を目指してまいりますと町長のあれもありますが、さっきも言いましたが、やっぱり食育とか、地元にあるものを食べていく、地元にお金を還元する、そういうのをやることによって、やっぱり子どもたちのアイデンティティも増えていくだろうと思います。

これを大事にしていく中で、私がさっき質問した上の二つは、国の大事な安全保障

の中の二つを私は担っているかなと思います。

一つはエネルギーの安全保障のほうに引っかかってくるかなと、水力発電のほうは、そして水耕栽培のほうは、食料の安全保障にも大きく絡んでくると思います。

国防のほうは今、自衛隊の基地ができて、いろいろな予算が付いてやっていますが、こういうこともかけて、やっぱり食事とか、エネルギー、すごく大事なあれですので、今、当たり前にあるような形ですけれども、これから世界情勢が本当に不安定な世の中で、どこかの国で戦争が起きた場合、必ず食料が入ってこないとかいう問題もでてきます。

今、ウクライナで戦争があったら小麦が入らないから物価がものすごく上昇して、情勢もわかりませんので、こういうことを私たちの自治体から進めていくということは、私は大きな意義があると思いますので、ぜひその付近については、私は取り組んでいきたいと思いますので、町長はこのことについて、今のエネルギーの安全保障、食料の安全保障についてはどのようなお考えなのか、答弁をお願いしたいと思います。

最後です。

○竹田泰典町長

食料、大変重要な問題でございまして、次の世代を担う龍郷町の振興というのは、我々が今、総合振興計画を持っていますし、いろんな計画案を持って対応しているところでございますけれども、しっかりとこれを執行することによって、未来につなげるたつごうにつながっていくだろうと思います。

その中でも今、ご提言の食料の安全、国防における安全という状況にもつながっていくでしょうし、そういうことが龍郷町の将来において、住んでみたいという、自信を持って誇れる町になっていくんだろうと思って今、取り組んでいるところでございまして、どうぞ今後とも計画案については、いろんな議論を通しながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○勝元　隆企画観光課長

申し訳ございません、先ほど議員からご質問ありました、育成複層林の改良事業を実施する森林はどうなのかということでございましたけれども、Ｊ－クレジットのもちろん対象になるということでございます。

ただ、将来的にはまた考えますけれども、当面の間は、まずは町有地の天然林を対象にしたいと考えております。

○９番（徳永義郎議員）

若い世代も将来に不安を持っている世代の人たちもたくさんいますので、ぜひ頼れる大人が多くなるように私、希望しまして、私の質問は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（平岡　馨議員）

徳永議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

午後は13時10分より行ないたいと思います。

休憩　午後０時１１分

―――――――――――――――

再開　午後１時１０分

○議長（平岡　馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

前島克幸議員の一般質問を行ないます。

○１番（前島克幸議員）

町民の皆様こんにちは。

昨日の菊次郎ミュージカルには、さつま町から中山教育長を含め３人見えており、中山教育長は赤徳中が初任で手広に住んでおりました。

夕べは接待のつもりが接待をされまして、ついついミュージカルを褒められると私のことのように思いまして、ついつい進んでしまいました。

慣れないのも含めいろいろ迷惑をかけますが、よろしくお願いいたします。

先に提出しました通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

一つ申し遅れました。

川畑事務局長も中山教育長の教え子でございます。

龍郷町役場にもいます。

最初に、高齢者の買物支援について質問させていただきます。

１、高齢者宅より各集落バス停までの距離の把握はなされているか。

２、高齢化が進む中で、免許返納者への返納後の対策は。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

１、施政方針でもあります「２つの海が見える丘」で知られる加世間峠の整備について、現時点での整備計画は。

２、町内の観光名所のトイレの設置状況は。

３項目め、合併処理浄化槽について。

１、これも施政方針でありました、汚水処理人口普及率が82.99％と県・国の平均を下回っていますが、その要因は。

２、合併処理浄化槽設置事業での補助の対象範囲は。

３、設置済みの合併浄化槽の耐用年数と、更新する際の設置費用は。

４項目め、１、八月踊りの継承対策として、ＤＶＤの歌詞の文字おこしを実施していますが、そのほかに継承対策は。

以上、４項目を質問いたします。

よろしくお願いいたします。

○竹田泰典町長

前島議員から４項目について質問事項がありますので、順次お答え申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

１項目の高齢者買物支援について、１点目の高齢者宅より各集落バス停までの距離の把握はなされているかについてのご質問にお答えいたします。

高齢者宅より各集落バス停までの距離の把握は現在のところなされていませんが、川内集落、手広集落の加世間、芦徳集落については、バス停がなく近くのバス停までに距離があると認識しております。

次に、２点目の高齢化が進む中で、免許証返納者への返納後の対策はについての質問にお答え申し上げます。

現在、龍郷町で免許返納者への返納後の対策としては、高齢者無料バスの補助事業を実施しております。

高齢者無料バスは、町内のバス路線が70歳以上無料となっていますが、免許証を自主返納された方は、65歳から利用可能となってございます。

次に、２項目の観光振興について、１点目の施政方針でもあります「２つの海が見える丘」で知られる加世間峠の整備について、現時点での整備計画はについてのご質問にお答え申し上げます。

加世間峠整備計画につきましては、令和６年２月に基本計画を策定してございます。

整備のコンセプトとして、２つの海が見える丘を生かした自然景観、憩い・体験を楽しむ滞在型観光拠点として、「稼げる観光地」を目標とした整備計画でございます。

具体的な整備時期につきましては、管理運営の検討や財源の調達、他の事業との調整もございますので明言はできませんが、なるべく早く工事着工できるよう作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、２点目の町内の観光名所のトイレの設置状況はについてのご質問にお答え申し上げます。

本町観光名所のトイレにつきましては、奄美自然観察の森、西郷小浜公園、とおしめ公園に整備されているほか、龍郷町観光ガイドブックには９か所の公衆トイレが掲載されております。

また、ヒカン桜の開花時やショチョガマ、ウインドサーフィン大会時期には、仮設トイレをリースし設置いたしているところでございます。

観光名所のトイレ整備は、観光客のアンケートなどでも要望がございますが、財源や用地確保の課題があり、早急な整備は困難でございます。

まずは、ニーズの把握と用地調査、財源の調達方法も検討しながら整備計画を策定したいと考えますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、３項目の合併処理浄化槽について、１点目の汚染処理人口普及率が82.99％と国・県の平均を下回ってございます。

その要因はについてお答えいたします。

国が公表している令和５年度末汚水処理人口普及率では、国の平均が93.3％、鹿児島県の平均が85.7％となっております。

国の内訳が下水道の処理率が81.4％、浄化槽が9.5％、その他が2.4％、県の内訳で下水道43.7％、浄化槽が39.2％、その他が2.5％と汚水処理人口普及率のうち、下水道による処理が多くを占めることが、県・国の平均を下回っている要因の一つと思われます。

本町では浄化槽のみで生活排水対策を実施しておりますが、合併処理浄化槽は公共下水道に近い処理能力を有していることや、地震災害等にも強いことから、今後も合併処理浄化槽の新設や、単独処理浄化槽、くみ取り槽からの転換の推進に努め、汚水処理人口普及率の向上を図ってまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

次に、２点目の合併処理浄化槽設置事業での補助の対象範囲はについてお答え申し上げます。

補助の対象範囲としましては、専門住宅、併用住宅及び公共施設で10人槽以下であるものが対象となります。

専用住宅であれば、建物の床面積によって５人槽、７人槽となり、建物内に浴槽が２か所ある場合は10人槽となります。

併用住宅には、店舗兼住宅などが対象で、住居部分の床面積が建物の２分の１以上であり、残りの部分を事務所等で使用するなど、10人槽以下であれば補助対象としていますが、住宅以外に使用する部分は用途によって人槽の算定が変わります。

これにより10人槽より大きな浄化槽が必要となる場合は補助対象外となってございます。

また、賃借物件の場合も10人槽以下であれば補助対象として取り扱っているところでございます。

次に、３点目の設置済みの合併浄化槽の耐用年数と、更新する際の費用負担はについてお答えいたします。

環境省の浄化槽長寿命化計画策定ガイドラインによりますと、躯体の寿命はおおむ

ね30年から50年とされております。

本町におきましては、平成10年度から事業を実施し、28年が経過しており、更新が必要になっていくことが予想されます。

更新に伴う設置費用や受益者負担等につきまして、今後検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

以上、１回目の答弁といたします。

○碇山和宏教育長

４項目の八月踊りの継承について、八月踊りの継承対策としてＤＶＤでの歌詞の文字おこしを実施していますが、その他に継承対策はとのご質問にお答えいたします。

八月踊りの継承対策として、令和６年度より過去に撮影された八月踊りの映像に歌詞のテロップをつける事業を実施しております。

令和６年度は、２集落より応募があり事業を実施したところであります。

令和７年度においても引き続き実施しますので、事業を活用してＤＶＤを作成していただきたいと考えております。

まずは歌詞のテロップがついたＤＶＤを利用して、各集落において定期的に練習することにより、唄や踊りを覚えていくことが継承対策の一つではないかと考えているところであります。

今後につきましても、集落の様々な意見を伺いながら継承対策を考えていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○１番（前島克幸議員）

まず１点目のほうから再質問させていただきます。

ちょうど質問事項提出後、南日本新聞に県の買物支援補助施策事業活用は３自治体と載っておりました。

県としては20市町村の活用を想定していたと書いてありましたが、活用した自治体は、曽於市、錦江町、湧水町でした。

なぜ龍郷町が取り組めなかったのか、また、その買物支援補助の具体的な内容を教えていただければと思います。

○加藤寛之保健福祉課長

まず、県の買物弱者対策の支援内容なんですけれども、市町村が地域の実情に応じた買物弱者対策を検討するために必要な経費の助成、これは協議会等の設置とか運営、あと住民へのアンケート調査、そういうようなのが含まれます。

あと商品を近くに届ける買物弱者対策の導入や、拡充に取り組む事業者等に対する市町村の支援経費、例えば移動販売の車両購入や改造、あと注文受付システムや簡易レジ等の導入に要する初期費用をそういう移動販売する事業所に支援する、そういう

事業、あと買物支援サービス等の情報発信のため、市町村がシステム構築をする経費、これの補助が対象となっています。

龍郷町のほうでなぜできなかったかということですけれども、まず、買物弱者、その必要とされるところの完全な把握というのができていませんで、いろいろ包括支援センターのほうに、日常生活に関する相談があります。

その中でいくつか買物弱者、どうしても買物に行けない、どうしたらいいかという相談はいくつかきていまして、その場合、龍郷町の場合は、とくし丸に相談したり、また、各有償ボランティア、嘉渡集落でいえば有償ボランティア、あとグループポイント事業というのをやっています。

その中でできないかということでやっていまして、まだこの事業をどのように導入したらいいか、県の事業をどのように導入したらいいかというのが、検討がなされていなかったため事業導入ができていません。

○１番（前島克幸議員）

具体的に進んでいないということですが、これはぜひ取り組んでいただきたいと思います。

先ほどの２点目の免許返納者のことも重なりますので、これは一緒に質問していきたいと思います。

これは町長は、私は手広に住んでいます。

加世間のバス停は、向こうまでお年寄りが１人で歩いていくのはこれは非常に困難なことです。

今、とくし丸が来ていただいて、食事とか少しの日用品はありますけれども、私は社協で何回か買物支援でバスを出したことがあります。

そのときに久しぶりに行くものですから、いっぱい重いものを買って、家まで持って行かないとそのお年寄りは持って行けない状態でした。

ですからそのへんの支援の方法とかを、ほかに何か考えられないのかを教えていただければと思います。

○加藤寛之保健福祉課長

この県の事業も今年度から始まった事業でございます。

また鹿児島県内におきましても薩摩半島ではさつま町、大隅半島では垂水市、また離島では和泊町がモデルケースという形でいろんな事業を取り組んでおります。

その中で、特にやっぱりデジタル技術を活用した買物代行とか、あと交通機関の構築とか、そういう無人店舗の新規設置などいろいろやっていますので、そういういろんな事例を聞きながら、龍郷町でどのようなものが導入できるか、また明日なんですけれども、令和７年度の事業説明会が実施される予定ですので、またそういうのも踏

まえながら、龍郷町に何とか導入していきたいと思っております。

○１番（前島克幸議員）

この買物支援、外出支援にもつながりますけれども、調べてみるといろんな事例が出てきます。

その事例等々、全国的にたくさんの事例が出ていますので、それも活用していただいて、本当に交通弱者の方に取り組んでいただきたいと思います。

県事業としてせっかくあるものでありますから、本当に龍郷町に合った活用の仕方を模索していただきたいと思います。

あと、今も言いましたけれども、結局外出支援も非常に大事で、健康と暮らしの調査結果等を私が独自に見た結果では、社会との多様なつながりのある人は、認知症発症リスクは半減すると書いてあります。

先だっての地域啓発会議、地域包括センターが企画したわきゃしまどぅくさネットの川内集落の有償ボランティア、秋名さねん花活動も大変参考になる社会参加でした。

講師のサカイ先生も本当に賛同していただきました。

その社会参加のためにも含めて、やっぱりお年寄りが世の中に出ていくということは、すごい認知症対策だったり、健康対策にもなると思いますので、そのへんのことを考慮していただいてお願いしたいと思います。

それと次に移ります。

次に、加世間峠計画についてということで質問いたします。

まだ町長が明言はできないというお答えでしたが、整備にあたっては、県、奄振事業を考えていらっしゃるようですが、答えられる部分でよろしいですから、現在の進捗状況をお聞かせください。

○勝元　隆企画観光課長

まず基本計画、先ほど町長答弁でもありましたができております。

総事業費を約６億円という形で想定しておりまして、これを主に造成事業を、県の魅力ある観光地づくり事業というのがございます。

これで実施をする予定でございます。

あと、これも先ほど言いましたけれども、稼げる観光地を目標とした計画でございまして、稼げる観光ということで、カフェを常設したいと考えております。

このカフェの整備を奄振交付金で何とか活用できないかと考えているところでございます。

魅力ある観光地づくり事業なんですけれども、これは県が主体となる事業でございまして、昨年から採択に向けて協議を進めておりますけれども、この中で課題といいましょうか、施設の供用後に管理運営をどこにするのか、指定管理になると思うんで

すけれども、この選定と、あと水の問題、今、この計画の中では、給水車を利用しまして、２週間なり１週間に給水車で運ぶという計画なんですけれども、この２点について、今後さらに協議を進めていく予定でございます。

あと奄振交付金につきましても奄振交付金枠がございますので、他の事業との調整も必要でございます。

今後庁舎内で協議を進めたいと考えております。

そういう面で整備の実施時期というのは、今ちょっと明言はできませんけれども、事業を着工するという意味でございましては、最短でも令和９年度になるのではないかと思っております。

少しでも早く施工ができるようにこちらも作業を進めてまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

○１番（前島克幸議員）

加世間峠、赤尾木からも車でも行けるようになりまして、私は退職してから歩く運動を、運動を少しでもしないとと思って、ちょうど加世間峠から戸口に向かっていくと、ちょうど起伏があって良い運動になります。

あそこはよく行くんですが、観光客の方がよくいらしていまして、木が生い茂っていて、課長にお願いして早速の対応ありがとうございました。

あそこもまたすぐ雑木が生えてきますので、その管理のほうもよろしくお願いいたしたいと思います。

稼げる観光地と町長はおっしゃっておりましたが、町長の施政方針の中で、観光振興の部分が大きい字で５行ぐらいしかなかったんですが、町長はどういうふうに観光産業を龍郷のポジションとして考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○竹田泰典町長

私の観光に関する考え方をまず申し上げます。

着地型観光を目指したいということで今、取り組んでいるところですけれども、まず人の流れをしっかり龍郷にまわしてもらえると、まず西のほうに人の流れを変えていくというのも一つの手なんですけれども、龍美館、あるいは公園、小浜公園、さらには景勝地を整備をすると、そしてまた今回、今、計画しています２つの海が見える丘ということも整備して、通過型ではなくて着地型の観光というものを目指しております。

一方では、子どもたちを教育民泊という形もし、宿泊をするということで目指しているところですけれども、大島紬の故郷でもございますし、紬を着用した形で、何とか地域おこしができないかということで、観光を伴った地域づくり、活性化というものを今、目指しているところですけれども、決して施政方針の中で少なかったからな

いということではありませんので、まず着地型、通過型ではなくて着地型にしたいということで、いろんな展開をさせてもらっているところでございます。

これはしっかりとこれまで先人たちが伝承してきたしまの文化、食材、食事、いろんなものがあると思うんですけれども、その文化の伝承、それから農業においてもその生産をすると、そしてそれを体験してもらうということを前提に進めてございまして、今回新たにローカルコープというのも一つの体験型というものを目指して、龍郷にとどめてもらうと、そして龍郷の良さというものを知っていただいて、観光振興につなげていこうという考え方でございます。

どうぞこれまで培ってきた文化を途切れることが絶対あってはならないと思っていまして、龍郷が持っている文化をしっかりと磨き、気付き、立派なものであると町民の皆さんが気付き、伝承をしていくことが大事だろうと思っているところでございます。

どうぞ今後とも町民の皆さんもその気持ちで一緒に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○１番（前島克幸議員）

あと２点目のトイレの整備等々の質問ですが、実はタクシーの運転手から、ハートロックのほうに観光客を運んできたときに、トイレを聞かれて、トイレがないということで、考えてみれば一番近いところで観光地といえば手広になると思いますが、そこまでお客さんにトイレを我慢しろというような今、状況だと思います。

以前はそれいゆふぁーむさんですか、あそこの駐車場も開放して、何かトイレも利用していたような状況なんですが、そういうこともまたできないのか、そういう対策は練ってないのか教えてください。

○勝元　隆企画観光課長

ハートロックに隣接するそれいゆふぁーむさんとは、令和２年度におきまして、トイレ管理委託業務を締結しております。

同施設内のトイレを使用できることとなっておりましたけれども、翌令和３年の８月から店舗販売を閉鎖しますということの申し出がございまして、トイレの一般開放を取りやめる申し出がございました。

それで委託契約を解除して今現在に至っているところでございますけれども、それ以降ちょっとそれいゆさんとの中で交渉というか、そういうのはまだできていないので、近いうちに今一度それいゆふぁーむさんの考えというのを１回話してみたいと思います。

○１番（前島克幸議員）

ぜひ検討していただければと思っております。

加世間峠に関しましては、本当に観光客も多くて、本当に一番見やすい位置は、今ちょっと降りて土手になっているところだと、ちょうど半分に両方、東シナ海と太平洋が見えるところになっておりますので、観光客がいるときはちょっと声をかけて、そこに行くと見えますよということで、いつも案内をしている状況でございました。

ただ、議員になってからなかなか不規則な生活になってしまって、歩くことが今できませんので、これからまた歩いていこうと思っております。

３項目め、浄化槽の件につきましては、平成28年と令和５年に先輩議員が質問しておりますが、汚水処理人口普及率が平成28年で62％、令和５年度82.4％の答弁でした。

先ほど町長が言った、施政方針であった統計は、令和５年度の最後ぐらいの統計だと思います。

それから１年以上もたっておりますので、その後はどういう状況なのかを教えていただければと思います。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

先ほど議員ご案内の数字が、82.99％がＲ５実績になりますが、今、手元の資料を見ますと、令和７年２月末の実績としまして、設置数が42基、Ｒ５の実績より114人の処理人口の増加の5,037人となります。

それに２月末の町の人口5,993人をもとにしますと、84.04％、約１％の増を見込んでおります。

以上です。

○１番（前島克幸議員）

普通の浄化槽でしたら家を建てれば流せば行きますから、ここは龍郷はこれのほうが一番効率的だと思ってされていることだと思います。

私は、歩いたあとに海を歩くことが少しありまして、やっぱり昔は赤尾木の浜はすごくドロドロで、やっぱり合併処理浄化槽にされていない水が流れてきたことだと思いますが、最近は少し良くなっているのはその普及のせいだと思いますので、ぜひまたこれからも取り組んでいっていただけたらと思います。

それと平成28年の答弁で、そのときの答弁の中で、18年後には100％を目指すとありますが、あと９年ありますけれども、これ100％の数字がなるのかどうか教えてください。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

議員ご案内の平成28年３月議会で、その当時、18年後に普及率100％ということのようですが、令和３年度に策定した龍郷町環境型社会形成推進地域計画の中では、生活排水の処理目標を、令和９年度で88.57％と設定しております。

本町におきましては、現在下水道整備の計画はなく、いわゆる設置困難地域の対応を模索しているところでありますので、2034年ですかね、令和16年に100％というのは少し難しいのじゃないかと考えております。

以上です。

○１番（前島克幸議員）

100％という数字を出したのがすごいなと私は思って質問したところでした。

ぜひ近い数字を出せるように頑張っていただきたいと思います。

４項目めの八月踊りの継承について、教育長からお答えがありましたけれども、実は、なぜこの質問をしたかというと、戸口小学校のことをあげますと、戸口は子ども会だけで八月踊りができるということで聞きました。

龍南中の運動会での八月踊りも、その戸口の子たちがリーダーになって、子どもたちだけで八月踊りができたと、本当にすごいなということを思いました。

その教える手段と、継承の手段として文字おこし、これもすごく良いことだと思います。

一番子どもたちが覚えると、あと進学・就職で離れていっても、たまの帰省とかもその輪にすぐ入りやすいと思うんですよ。

ですから、Ｕターンしてきて島に住んでも、私たちの時代にはなかなか大人の壁がありまして、若いのが入っていくのがなかなか難しい状況でしたが、今、子どもたちがそれをやって、俺らは帰ってきてもすぐその輪に入っていけて、これが一番の継承だと私は思っております。

ですから、学校で取り組んで、教育の中で各学校で取り組んでいけば一番継承になると思いますが、そのへんのところの見解をよろしくお願いいたします。

○碇山和宏教育長

今、議員のおっしゃるとおりだと思います。

大島教育事務所のほうでも「島口・島唄・美ら島運動」ということで提唱して、全ての学校でそれに沿った形で取り組んでいるところです。

本町でもほかの地域でもそうなんですけれども、体育大会、運動会の際には、地域の八月踊りを地元の方に教えてもらって伝承していますし、先ほどの戸口については子どもたちでできるということで、龍南中の場合には校区が四つぐらいまたがっていますので、毎年別々のところというよりは、戸口のそれを龍南の八月踊りという形でやっているんだろうと思います。

学校のほうも、島唄もそうですし八月踊りもそうですし、島口等もいろんな時間を設定をしてやっているところです。

それと個人的な考え方ですが、昨日菊次郎ミュージカルがありました。

全ての皆さん、そしてまた今日もいろんな方、すばらしかったというお話がありましたが、あれを見ながらいろんな場面に、八月踊り、島唄が出てきます。

私たちが感動するのは、やっぱり島らしさ、奄美らしさ、龍郷らしさ、それを含んだミュージカルだと思うんです。

それを見た子どもたち、我々もそうですが、非常に奄美らしさを感じて感動をしました。

私たちとしては社会教育の面でも八月踊り、または島唄について講座を入れております。

私たちの仕事としては、そういったものを通して子どもたちの身近なものとして感じてもらう、そういったことをするのが一番の継承のもとになるのかなと、個人的に考えております。

以上です。

○１番（前島克幸議員）

ぜひ学校教育の中でもその時間をつくっていただいて取り組んでいけたら、本当に今、手広集落は水曜日の月２回、練習をしないとできない状況です。

ですから子どもたちがその形をつくれたら、すぐこれは簡単に、簡単にという言い方はおかしいですが、本当に継承に一番近い道だと思いますので、よろしくお願いいたします。

短いですが、以上ですが私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡　馨議員）

前島克幸議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

13時55分より再開します。

休憩　午後１時４７分

再開　午後１時５５分

○議長（平岡　馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

久保誠議員の一般質問を行ないます。

○５番（久保　誠議員）

町民の皆さん、こんにちは。

３月に入りましたが、朝夕はまだまだ寒く感じる今日この頃ですが、山野緑は映え、春はもう近くに感じると思います。

季節の変わり目ですので、身体には十分注意をしていただきたいと思います。

また、今年卒業を迎えられました学生の皆様、４月からは新しい出会いもあり、希望に満ちた未来があると思いますので、ぜひとも頑張っていただければと思います。

それでは先に提出してあります通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

まず１点目に、ごみ処理等環境対策についてということで、町内の清掃の日の取り組み状況や不法投棄の現状とその対策や、海岸等漂着ごみの現状、その対策について。

２点目に、職員の定員管理と人事評価について、今後の定員管理を計画していくうえで、会計年度任用職員の雇用と併せて、今後どのような方向を考えているのか。

それから３点目に荒波龍美館について、事業別活動状況及び指定管理者としての課題とその対策についての３項目につきまして、当局の答弁をお願いいたします。

○竹田泰典町長

久保議員から３項目について質問事項がございますので、順次お答え申し上げます。

１項目、ごみ処理等環境対策について、１点目の町内の清掃の日の取り組み状況はについてお答え申し上げます。

町内の各集落におきまして、毎月第３日曜日に集落内の草刈りや集会場の掃除など、集落独自の清掃活動を行なっております。

「河川愛護月間」は、河川敷周辺の草刈り、「浜下れ行事」の時期には海岸清掃など、国道、県道沿線では、花壇の美化活動に取り組んでおられることに対し、集落、各種団体、また個人の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

そういう状況で今、実施されているという状況でございます。

次に、２点目の不法投棄の現状とその対策についてお答え申し上げます。

不法投棄の現状としましては、山間部などいまだに不法投棄が絶えない状況でございます。

そのため、まずは不法投棄をさせない環境づくりとして、不法投棄防止啓発看板を設置し、不法投棄をさせない取り組みを実施しているところでございます。

また、町職員が外勤をした際に、不法投棄を確認した場合や住民の方から連絡を受けた場合は、関係課と情報を共有しながら、連携して対応しているところでございます。

そのほか、奄美群島12市町村から構成される「奄美群島環境衛生連絡協議会」の事業として、不法投棄の根絶を図るため、毎年11月に不法投棄防止強化月間であることを周知する新聞広告を掲載しております。

廃棄物の適正処理を事業所や町民の皆様に周知し、不法投棄の根絶が図れるよう引き続き対策を講じてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

次に、３点目の海岸等漂着ごみの現状とその対策についてお答え申し上げます。

海岸漂着ごみの主な分類としましては、プラスチック製の容器や浮き球、発泡スチロール類が多い現状でありまして、国庫補助事業を活用して、海岸漂着物等回収処理業務を業者へ委託しております。

また、集落やボランティア団体で海岸清掃作業を行なう際に、収集用のビニール袋を配布しまして、収集していただいたごみは委託業者へ運搬処理を依頼しているところでございます。

次に、２項目、職員の定員管理と人事評価について申し上げます。

１点目の今後の定員管理を計画していくうえで、会計年度任用職員の雇用と併せて、今後どのような方向を考えているかについてお答え申し上げます。

令和５年３月に定年延長も見据えた新たな「定員管理適正化計画」を策定したところでございます。

計画に基づき、現在の職員数は105名ですが、令和９年４月には職員数を112名とすることを目標としてございます。

職員が増えることにより、会計年度任用職員は順次減らしていきたいと考えているところでございます。

次に、２点目の人事評価等（能力評価・業務評価）をどのように活用されているかについてお答え申し上げます。

人事評価については、最初に職員自身が自分を客観的に評価し、１次評価者として所属する課長等が評価し、２次評価者が副町長で実施しているところでございます。

その結果に基づき、課長等は職員の係配置に生かしています。

また、評価が低い職員については、昇給及び勤勉手当に反映させておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、３項目の荒波龍美館について、荒波龍美館の事業別活動状況及び指定管理者としての課題とその対策はについてお答え申し上げます。

荒波龍美館は、一般社団法人イモーレ秋名に指定管理委託しており、荒波地区の住民が中心となって食堂部門と宿泊部門、加工室を運営しているところでございます。

食堂部門につきましては、令和６年度の客数の見込みを約5,000人としております。

また、宿泊部門は延べ342人泊、加工室ではシマ料理の調理体験プログラム等を実施し、利用者は111名となってございます。

荒波龍美館の運営は令和２年度からスタートし、５年目を迎えました。

新型コロナウイルス感染症による自粛期間を経て、宿泊客数がなかなか伸びていな

い状況にございます。

これは団体客や家族客を想定した大部屋の和室を、コロナ以降の宿泊客は避ける傾向があるのではないかと分析しているところでございます。

利益率の高い宿泊部門を伸ばしていくためにも、１棟貸しや体験プログラムとのセット販売などの検討を進める必要があると考えているところでございます。

以上、１回目の答弁といたします。

○５番（久保　誠議員）

それではまず初めに、ごみの関係につきまして、町内の清掃の日の取り組み状況についてお伺いします。

毎月第３日曜日に集落内の草刈りや集会場の清掃、集落独自の清掃活動を行なっていると書いてあります。

文書に書かれてありますけど、これを全集落行なっているのか、確認なんですけど、そして玉里の場合は午前７時ぐらいから１時間ぐらい行なっております。

全集落行なっているのかというのと、曜日、統一されているかもしれませんけど、もし違った日に行なったところがあれば、また教えていただければと。

それと、特にこの集落はこういったことをやっていますよとかいうのがありましたら、それまで含めて答弁をお願いいたします。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

議員ご案内の集落清掃、これは全町内20集落、全集落で行なわれているものではないようです。

私の確認したところはですね。

集落におきましては、何曜日、何時からと決めずに、その都度浜下れ行事があったりとか、河川愛護月間があるときなどに、随時対応している集落もあるようです。

また、曜日としましても、私も議員と同じ集落なんですが、第３日曜日の朝７時から１時間程度とありますけど、中には土曜日の夕方とか、そのあと壮年団活動とか行なわれるようなんですけど、そういった時間設定をされておりまして、集落によって様々なようです。

もう一つは、その活動の中で、先ほど町長答弁にもありましたように、国道・県道沿線の緑地帯ですかね、花壇に集落でお金を出し合って花を植えたりとか、そういった活動も行なわれているようです。

以上です。

○５番（久保　誠議員）

何でこの質問をしたかといいますと、実はお願いがありまして、実は、玉里地区桜

並木がありますよね、あそこのグリーンベルト、あそこは町有地にはなっているんですけど、昔は防風林とかすごく植えてありましたんですけど、ここについては町の協力のもと切ってもらいました。

ただ、根っこが50あまりぐらい残っていたんですね。

そこをまた地域貢献ということで、今、港湾の事業をやっているところにお願いをしまして、根っこを処理してもらいまして、今すっきりして草刈りがしやすくなったというのが現状なんですけど、玉里地区、この清掃の日にそこのグリーンベルト、草刈りを行なうんですけど、やっぱりどうしても高齢化とかを迎えて、草刈り機で刈ったあと草が大変多いんですよ。

それである程度は桜並木のほうの根っこのほうに敷くんですけど、それでもまだごみが多すぎて、特に夏場、草が生えるですよね、それでごみの量も大変多くて、できれば年に２回ぐらい町のほうで捨ててもらえないかなということですけど、どうでしょうか。

○勝　林太郎建設課長

今、議員からありました玉里地区の緑地帯の件ですけれども、これまでも集落のほうで伐採作業をしていただいたことには感謝したいと思います。

昨年地元のほうと議員のほうから、今おっしゃられたようなお話がございましたので、量的にもだいぶ多いということもあると思います。

ですのでうちの作業員のほうで、そのごみの集積、運搬をしたいと考えております。

今後も４月以降は、作業員の体制が一元化となりますけれども、そのことにつきましてもしっかりと引き継ぎができるようにしていきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○５番（久保　誠議員）

ありがとうございます。

一番ここで聞きたかったのはその件なんですよ実際、ここで確認を取らせていただきました。

次に、２点目の不法投棄、この辺について伺います。

奄美大島は世界自然遺産でありますので、不法投棄はしてもらいたくありませんよね。

ところがやっぱり絶えない状況であるということで、不法投棄防止啓発看板を設置しているとあるんですけど、私ちょっとわからないんですけど、どの辺あたりにそのへんを多く看板の設置をしているのか、お伺いします。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

議員ご案内のこの不法投棄啓発看板、これはおっしゃるとおり、不法投棄というのがなかなか絶えない状況であります。

ですので、道路沿いの谷間とか山間部で多く見受けられますので、その確認された場所の道路沿いとか、あとは山のほうで、奥深いところで平張りになっているところ、容易に投棄できそうな場所を選定しまして設置しているところであります。

以上です。

○５番（久保　誠議員）

じゃあ確認なんですけど、今までごみが捨てられてあった場所に大体置いてあるという理解でよろしいですか。

○屋　浩仁生活環境課長

そのとおりです。

以上です。

○５番（久保　誠議員）

この不法投棄なんですけど、おそらく家電とか、そういったものだと思いますが、一番多いとかいうのはどのようなものなのか、そのへんちょっとお願いしたいと思います。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

今、お話にあります不法投棄の分別、種類、やはり電化３種、テレビ・冷蔵庫・洗濯機等が目立っております。

先日もそういった場所がありまして、警告の張り紙を貼ってきたところであります。

以上です。

○５番（久保　誠議員）

はい、わかりました。

やっぱり家電製品とか多いのが結構目につくものですから、ちょっと確認のためです。

それから、この答弁の中に、12市町村から構成される奄美群島環境衛生連絡協議会というのが市町村で構成されていると思うんですけど、この市町村のメンバーというのはどういったメンバーですか、そのへんについてお伺いいたします。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

奄美群島12市町村の不法投棄防止関係の担当課、担当部署になります。

それと県、大島支庁、あと保健所等で組織されております。

以上です。

○５番（久保　誠議員）

すみません、ちょっと順番が変わったみたいで申し訳ないですけど、不法投棄の件をもう一回、この前、屋入のほうで不法投棄、旧道のほうなんですけど、港湾の近くだったのかな、セメントから先のほうで不法投棄が見受けられたんですけど、そのへんにつきましては町のほうで処理をしていただけるのかどうか、そのへんもお伺いします。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

先ほどの構成メンバーの中には、建築建友会等も含まれているようです。

屋入、不法投棄の回収、これまでも道路沿いの谷間、先ほども申し上げましたように道路沿いの谷間などで確認されることが多く、関係課と情報を共有しながら、不法投棄防止看板、先ほど申しましたのを設置、あとは張り紙等も講じているんですが、なかなかなくなりません。

ですので、町有地でありましたら、最終的には町のほうで回収処理することになります。

以上です。

○５番（久保　誠議員）

ということは、屋入のあそこのごみについては、町のほうで処理していただけるという理解でよろしいですね。

それからまたちょっと投棄の関係なんですけど、集落のほう、私どちらかといえば一番目立つのは集落の粗大ごみのところなんですけど、粗大ごみ置場の中に産業廃棄物、それから中には引っ越しの際の家財道具、それから電化製品等を捨てる人がいます。

おそらくその際は、区長がまたクリーンセンターに持って行ったり、おそらく便利屋に頼んだりして捨てていると思います。

ところが、中にはクリーンセンターで引き取らずに集落に置いてあるというものがあるみたいなんですよ。

といったものを年に１回ぐらい町のほうで引き取ってもらえないかということなんですけど、そのへんについてどうですか。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

集落内にある家庭ごみ、粗大ごみステーションの維持管理につきましては、各集落にお任せしているところであります。

このことにつきましては、区長さん方には大変ご苦労をおかけしている問題ではあ

るんですけど、基本的には集落のほうで対応をお願いしたいと思っております。

ただし、先ほど言われたように、非回収品とか、明らかに不法投棄、大量な不法投棄等確認されるようなものでありましたら、名瀬保健所等の関係機関と連携とりまして、対応、検討していきたいと思いますので、ご理解願います。

○５番（久保　誠議員）

そしたら確認なんですけど、そうやって集落に捨てられないで置いてあるごみというのは、一つ二つあるようなところが見受けられます。

そういうときにはまた町に相談しながら、できれば集落にずっと置いとくわけにはいきませんので、１年も２年も、そのへんはまたご協力のほどお願いしたいと思います。

３点目の漂着ごみ、ここについて答弁書で、多分プラスチック製の容器や浮き球とあるんですけど、多分安木屋場から嘉渡までの海岸線、すごく見た目は赤・青・黄とか、浮きなんですかね、結局球ですが、見た目はきれいですけどあれは処理が大変みたいな話を聞いたりするものですから、何か処理を間違うと爆発じゃないですけど、何かすごいことになるみたいな話は聞いているんですけど、そのへんの処理の仕方とかもしわかっていれば教えていただければと思います。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

議員ご指摘の浮き球、これは2020年ごろから漂着が確認されるようになりました。

従来のプラスチック製とか、固い浮き球からペット製の柔らかいものに変わっているようです。

いかだのフロートとか船のクッション材なんかに使われているようでして、浮き球の重点剤につきましては空気のようです。

ですので、空気を抜いて処理施設へ搬入することになりますので、カッターナイフ等で切る際に、まれに何か月も漂流していますから膨張していまして、まれに破裂することがあるようです。

ですので、町が委託する海岸漂着物等の回収業者さんのほうの対応としましては、まずくぎなどのような鋭利なもので空気を抜いて、それからカッターナイフで切っていただくという形をお願いしています。

その際には飛散防止の対策などを十分にとっていただいて、作業にあたっていただくようお願いしているところであります。

以上です。

○５番（久保　誠議員）

例えば、浮きと言ったらいいんですかね、浮き球ですか、赤浮きの、あれとか重機

でとかいうことはないんですか、穴をあけてそのまま回収する程度でいいのか、重機で潰したりとかいうことはないのですか。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

先ほどお話しました海岸漂着物等業者さんのほうが、重機を用いて海岸の回収をする際は、重機のバケットのほうで押さえて破裂させるんですけど、その際も結構な音が出るようです。

なので集落に近いところではちょっとできないのかなというような感じはあります。

そうやって重機等で破裂させると音もしますし、やっぱり危険ですので、できれば、なるべくはまずは小さい穴をあけて空気を逃がしたあとに、カッターナイフ等で切ってもらうと、そういった方法が一番安全ではないかと思います。

その際には、細かい漁網、ネットのようなものを一度上からかけて、覆って、そのあとに空気を抜くとかいうような対応をしていただければと思っているところであります。

以上です。

○５番（久保　誠議員）

わかりました。

それとこの前、もう一回嘉渡の安木屋場、嘉渡をちょっと見たんですけど、何かごみの量がちょっと減っとったように自分自身感じたんですけど、ちょっと間違いなのかもしれませんし、これつい最近いつごろ行なったのか、そしてまた今後いつごろこのごみを取る予定にしているのか。

多分季節の関係もあって難しいとは思いますよね、多分とってすぐまた漂着ごみが流れて、ごみが出たとかなると、やっぱりどうしても気になるのは観光客、せっかく来たのに海岸の状況があのように色とりどりだとちょっとまずいのかなと思っていたんですけど、もしわかっているんでしたらまた次いつごろ取るのか、それとその前、いつ取ったのかというのをお知らせ願えればと思います。

○屋　浩仁生活環境課長

お答えします。

回収のタイミングなんですが、今日のような北風が強い時期が続きますと、今日とりましてもまた明日漂着してしまいますので、言われるように景観上、大変見栄えは悪いんですが、この天候を見ながら随時作業を委託しているところであります。

ここ最近ですと、先週委託業者さんのほうに作業を依頼したところであります。

併せて、先ほど町長答弁にもありましたように、集落やボランティア団体の海岸清掃を行なう際に、ビニール袋をお渡ししているんですけど、ちょっと正確な日にちは

今、確認できていないんですけど、円集落と嘉渡集落のほうで、集落独自の海岸漂着物の回収作業をしていただいているところであります。

その効果もありまして、議員ご案内のように漂着ごみが少なく感じたというのではないかと思われます。

以上です。

○５番（久保　誠議員）

わかりました。

ぜひ海岸のところはどうしても観光客とか見るものですから、できるだけきれいにしていただければなと思っております。

続きまして、２項目めの職員の定員管理と人事評価、それと会計年度任用職員、そのへんにつきまして質問をしたいと思います。

まず初めに、今回の会計年度任用職員の採用について、いろいろ意見が出てきております。

多分皆さんのところにもいろいろあると思っております。

おそらく町長の耳にも入っているのかなと思っております。

ちょっと私が気付いたのは、まず作業員の関係について、一応この前、予算書を見て思ったんですけど、建設課とか企画観光、農林水産課、そのへんの作業員のところが今回は委託になっていますよね、地域振興公社の委託になっていますよね。

これは別にいいんですけど、ただ会計年度任用職員、作業員の、役場のほうで採用するというのはちょっとおかしいんじゃないのかと。

１回全部、もうないわけですから、解雇という形で、改めて地域振興公社のほうで採用するのが普通だと思うんですけど、どうですかそのへんについて。

○大吉正一郎総務課長

答えします。

作業員の業務体系については、今年度いろいろ検討いたしました。

検討いたしまして、このような一応役場で採用して、地域振興公社へ委託をするということに決まったんですけれども、本来であれば会計年度を一度解いて、地域振興公社の職員でというのが議員ご指摘のとおりだと思います。

今後そのような方向で進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○５番（久保　誠議員）

わかりました、それはそれでいいんですけど、あとちょっと年齢、そのへんについてちょっとお話をしたいんですけど、何歳以上はアウトとかいう話も聞いております。

ただ年齢は個人差があると思います。

それとか年金の問題考えたときに、国民年金満額、40年掛けて６万5,000円ぐらいなんですよ、そしてこれ45年掛けても６万8,000円、65歳まで満額掛けてですよ、ただこれはあくまでも満額で６万8,000円ですから、多分中には国民年金でやってきた人の中には、やっぱり月々４、５万円という方もいらっしゃると思うんですよ。

またそういった方は生活とかかかってきますし、その人なんかも仕事をしたいということもありますし、小遣いが欲しいという方もいらっしゃると思いますので、そのへん週に２日でも３日でも雇っていただければいいのかなと感じていますけど、そのへんについてどうでしょうか。

○大吉正一郎総務課長

今回これまで議員ご指摘のとおり、各課へ所属しておりました作業員を、振興公社のほうに一元化をして今後作業をしていくということになりましたけれども、どうしても夏場、５月から10月ぐらいまで非常に草の成長といいますか、生えるタイミングが早うございます。

なかなか手が足りないというところもあるかと思いますので、今後手が足りない場合の１日雇いというんですかね、１日雇いでするということも今後考えながら、町道及び各公共施設の管理も考えていかなければならなくなるのではないかと考えております。

○５番（久保　誠議員）

そのへんについてはぜひ検討していただければと思います。

それからまた、作業員だけではなくて事務補助、それからほかの会計年度任用職員についてもいろいろ意見が出ていると思います。

そのへんについてはやっぱり町自体の目配り・気配り・心配り、そのへんの配慮が少し足りなかったと思うんですけど、もっと今までしたらもうちょっとそのへん前もって説明をして、そのようないろんな意見が出ないような形をとっていってるのじゃないかなと思っておりますので、そのへんについてはどうなんですか、ちょっとお伺いします。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

この募集が、会計年度の任用職員の募集を、昨年の12月に募集をかけております。

12月最初、１日、２日とか、月の初めに各課長がでる幹部会の中では、口頭でそのようなことはお伝えしております。

なので、対象職員がいる課については、その対象職員への周知、告知はしたんですけれども、そういう職員がまた申し込みをしてきたということでございます。

一応任用の基準でまず書類選考したんですけれども、書類選考の中で、こちらのほ

うで不採用ということで判断したところでございます。

○５番（久保　誠議員）

多分いろいろ大変だというのはわかります。

例えば働き方改革がありまして、役場の関係の会計年度の給与がすごくあがっていますよね。

これはいいんですけど、本当は民間も上がっていかなければいけないと思うんですけど、民間のほうが全く追いついていないというのが現状で、そういう中で、多分会計年度任用職員の給与というのはちょっと高いものですから、ほかの民間のほうから多分申し込みも来ているんじゃないのかなと推察はできます。

実は私もハローワークに行って現在の単価とか調べてきました。

事務員で、一般的な、やっぱりハローワークで見ると16～17万円ぐらいなんですよ。

そして普通の人でも19万円とか20万円、来ませんね、どうしても免許があるとなるとそれぐらいになるというのもありますし、そのへんもまた、高いのは良いことなんですけど、そのへんの差額があるのもまたどうなのかなという気もいたします。

そこでちょっと伺いたいんですけど、職員定数、ここに書いてあるんですけど、105人が112人、一応７名の増ですかね。

そして会計年度の任職員の数、これ私のところにはなかったんですけど、長谷場議員のところに162名という数字が出ていました。

そして、多分この適正化計画これによるものだとは思うんですけど、これで会計年度任用職員、これは最近できたからなのかしれませんが、これについては人数は書いてないですよね。

正職員については105人から112人、会計年度任用職員、この令和９年９月、大体で結構です、大体どれぐらいまで減らしていこうと思っているのか、そのへんわかる範囲で結構です。

お願いします。

○大吉正一郎総務課長

今、会計年度任用職員の数字が出ましたので、細かく言いますと、常勤的な勤務をしている職員がそのうちの106名でございます。

あと現場、保育所とか給食センターとか、ああいうところで年休をとった、病気休暇をとったということで、代替で入るところがあるんですけれども、非常勤というか、その都度その都度お願いをしている職員が56名、まず減らさないといけないのは、常態的に勤務をする106名だと思うんですけれども、職員が今後105名が112名、７名増えるということで、当然７名以上は減らしていかないといけないのかなと思いますけれども、それがどれぐらい圧縮できるかというのは、また各業務とか、これからの事

業等によってまた変わってくるのではないかなと思いますけれども、少なくともそれに見合った数の会計年度任用職員は減少させていきたいと考えております。

○５番（久保　誠議員）

やっぱり人を切るとか削るとかいうの大変でして、いろいろ恨まれたりもしますし、そのへんは、でも計画がせっかくつくってあるわけですから、それに向かってある程度思い切ったことも必要だと思いますし、そのへんはまたぜひその計画にのっとってやっていただければと思っております。

次に、２点目の人事評価についてお伺いいたします。

一応能力評価と業務評価があって、まず最初に、自分で評価をするんですかね、そしてそれを課長が、それを見せて評価するのかな、それとも自分で評価したやつは見せないで、課長、それから副町長あたりが、先に見せて課長、それから副町長と評価をするわけですよね。

そして、多分その結果に基づきとか書いてあるんですけど、多分これ本人に開示することが必要ですよね、そのへんについてはどうなんでしょうか。

○大吉正一郎総務課長

基本的にはこの最終評価、２次評価者がしたものについては、特に本人には開示はしておりません。

ただ、その評価に基づいて、昇給とか勤勉手当に反映する職員については、開示をしているということでございます。

○５番（久保　誠議員）

多分規定等がおそらくあると思うんですけど、多分本人に開示しなければいけないと私は思っております。

あとでまた調べてみていただければと思います。

それと、これはあくまでも会計年度任用職員に関しましてもあるわけですよね。

○大吉正一郎総務課長

当然会計年度任用職員についても人事評価は行なっております。

○５番（久保　誠議員）

これについてもおそらく開示をしなければいけないと思います。

もししていないのであればしたほうがいいのかなと思っております。

それから、これで感じるのは、能力評価と業務評価ありますよね、よろしいでしょうか、それはいいですけど、今ちょっと質問しているのは、能力評価と業務評価、人事評価にはこの二つなんですけど、町長がよくおっしゃっていますよね、役場職員は集落に協力しなさいと、ということで、集落への協力度とか、そのへんについての評価はないのかなと感じる部分なんですけど、そのへんについてはどうなんですか。

○大吉正一郎総務課長

この人事評価の中には、この地域貢献というのはありません。

ただ、年に一度職員から申告書を取るんですけれども、その中において、地域貢献をやっているかどうかというのは確認をしておりまして、当然そこについても昇給とか昇格には当然反映させております。

○５番（久保　誠議員）

私が特に言いたいのは、地域貢献の部分もなんですけど、例えば区長とか、集落の行事に対してどういう、参加率とか、そのへんについてもやっぱり役場職員でありますから、そのへんの評価もあってもいいのかなと感じているわけですよ、そのへんどうですか。

○大吉正一郎総務課長

当然集落行事とか、区長さんがそこに出欠を取っているわけではありませんので、なんですけれども、特にそこによく協力、参加をしている職員については、区長さんのほうからも、集落駐在員さん、区長さんのほうからも評価が届いてきたりしておりますけれども、逆に参加の少ない職員については、またこちらのほうから集落にも協力するようにということで要請をしております。

それをまたこういう評価に反映は当然させているというところでございます。

○則　敏光副町長

私のほうから２次評価者ということで、最終評価となりますのでひと言だけ。

今の集落に対する貢献度については、この能力評価も業務評価も見てはならないとなっています。

ただし、評価の対象にしてはならないとなっております。

ただし、この評価する者の心証、心証としては非常に大きなものがあります。

これは町長訓示、あるいは幹部会の中で、常に町長も私も、集落のこともできないのが町全体の業務はできないというような話をずっとしておりますので、そういった意味ではこの評価する際の評価者の心証として大きく左右します。

ただし、点数に入れることはできないとなっていますけれども、年間に少なくとも２回被評価者と面接しなければならないと、一番最初の当初の場合と、目標設定の場合と最終的な結果の場合、この二つについては必ず面接をします。

当然私は各課長との面接をしております。

その中で、評価についてのＳ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄというのがありますので、ランクがありますので、その話は口頭でやりますから、特に全面的に開示するとかいうことは、一律にはしておりません。

話の中では、Ｓというのはスーパーという意味なんですけれども、Ｓ・Ａ・Ｂ・

Ｃ・Ｄというランクでやっておりますから、それについては、口頭で本人には話をしているということになっております。

○竹田泰典町長

補足になるかわかりませんけれども、人事評価のことについて、集落作業等、集落とどういう関係にあるかと、私、常々幹部会、あるいは職員に呼ばれたときとか常に話しているのは、龍郷町役場の職員は、正規の職員であろうと会計年度任用職員であろうと、地域のことがわからない人が、役場の行政にて町民のサポートをできる発想というのは生まれてこないんじゃないかと、だからしっかりと地域の行事に参加しなさいと、そして町民と職員の信頼関係を構築しなさいと。

私どもはそういうものはしなくてサラリーマン的なことだけじゃなくて、やはり役場というのは営利を目的としてやっているところではありませんので、町民のサービスをしっかりやると、そしてその集落、町民がどういう悩みを持ち、またその集落がどういう悩みを持っているんだというものを認識をして、町の行政に生かしていくということが大事だろうと思って、口の酸っぱくなるほど町民との信頼を構築してくださいということでお願いしています。

またどうしても構成上できないものについては、集落支援員というのに任命しておりまして、集落の行事があるときには必ずそこに出席をして、区長さんあるいは幹部の皆さんのサポートをしてほしいということで、集落支援員という配置をしてございます。

そういう状況の中で、その評価については集落活動の評価についてはありませんけれども、昇格、あるいは昇給・昇格、それから人事異動、そこには十分に配慮しながら人事異動を行なっているということでご理解を賜りたいと思っています。

またその人事異動においては、同じポジションに長く置かないと、できるだけ長期にならないように、職員が等しくそれぞれのポジションで仕事ができるように、順次定期異動をやっているという状況でございまして、評価についてはしっかりとやっていると思っています。

ただ公表は、新規になってなぜうちはこうなったんですかと聞かれたときには、こういうところはちょっと足りないんじゃないかと私、直接申し上げているんですけれども、そういうやり方で進めているということでご理解を願いたいお思います。

以上です。

○５番（久保　誠議員）

一応表向きは能力評価と業務評価と、影の中では地域評価は結構ありますよということで理解をしたいと思いますので、そのようにまたしていただければと。

この人事評価について結構難しい部分があるのかなと感じているのは私も一緒です。

これで一応２点目についての質問は終わりたいと思います。

続きまして３点目の荒波龍美館についてです。

ここは簡単に済ませたいと思って、簡単というかちょっと疑問に思うことだけ述べさせてもらいたいと思います。

荒波龍美館ちょっと見たんですけど、要は言いたいのは、町民から、向こうに行っても食べるのがないということはよく聞きます。

ちょっと調べてみたんですけど、結局定食が二つとうどんが一つ、３種類しかないということです。

それとあと町民に言われているのが、休みが多いということなんですよ。

２月をちょっと調べてみたんですけど、２月は28日あるんですけど、13日休んでいるんですよね。

それにはそれぞれの理由があるのかもしれませんけど、半分近い休みというのはどんなものなのかなと思っております。

そのへんも含めてお願いしたいのが、せっかくああいう良い建物を造ったわけですから、そこの有効活用というものをちゃんと図っていただけたらと思っております。

このへんについてはまたいろいろ先ほど言ったことに関しましては、また企画のほうでいろいろ考えていただければと思っております。

時間ですので、異常で私の質問は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（平岡　馨議員）

久保誠議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

14時55分から再開いたします。

休憩　午後２時４５分

―――――――――――――――

再開　午前２時５５分

○議長（平岡　馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの久保議員の答弁について、屋課長より訂正があります。

○屋　浩仁生活環境課長

先ほど久保議員からのご質問につきまして、奄美群島環境衛生連絡協議会のこの構成についての回答につきまして、訂正させていただきます。

先ほどご質問の奄美群島環境衛生連絡協議会は、群島内12市町村の関係担当者で構成されておりまして、それとは別に奄美地区産業廃棄物等不法投棄対策等連絡会議と

いうのがございます。その中の構成員に奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内、龍郷、奄美警察署、瀬戸内警察署、大島支庁となっております。

その実施協力機関ということで、鹿児島県建設協会、鹿児島県トラック協議会などが含まれております。

お詫びして訂正、報告いたします。

以上です。

○議長（平岡　馨議員）

それでは、長谷場洋一郎議員の一般質問を行ないます。

○３番（長谷場洋一郎議員）

議会放送をお聞きしている皆様方こんにちは、改めて長谷場でございます。

先に提出いたしました一般質問通告書に基づき、私からの質問に入らせていただきます。

先に同僚議員からの質問と重複する部分もありますが、ご理解をいただきたいと思います。

１項目めは職員定数についてであります。

私の過去の一般質問で３回取り上げ、今回が４回目となります。

令和５年３月に作成している龍郷町定員管理適正化計画の概要についてお示しください。

２点目は、会計年度任用職員の雇用についてであります。

会計年度任用職員の雇用状況についてお答えください。

併せて、今後の会計年度任用職員採用計画についてもお示しください。

２項目めは、荒波地区の活性化についてであります。

１点目は、これまでどういう取り組みをしてきたのか、また、取り組んだ事例に対しての効果とこれからの展望についてお示しください。

２点目に、荒波地区休耕地の比率と今後の活用についてお示しください。

以上が１回目の質問です。

当局の答弁を求めます。

○竹田泰典町長

長谷場議員から２項目について質問事項がありますので、順次お答え申し上げます。

１項目の職員定数について、１点目の令和５年３月作成の定員適正化計画の概要はについてお答え申し上げます。

令和５年３月に定年延長も見据えた新たな「定員管理適正化計画」を策定したところでございます。

計画の内容としましては、計画策定時の職員数103名でしたが、人口減少社会の到

来や地域住民の行政ニーズの多様化に対応するため、計画終期の令和９年４月現在の職員数を112名とすることを目標とする計画でございます。

今後はこの計画を基に職員数を確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、２点目の会計年度任用職員の雇用状況と今後の計画についてお答え申し上げます。

現在会計年度任用職員は全体で162名雇用しております。

今後については常勤職員を増やす計画ですので、順次減らしていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、２項目の荒波地区の活性化について、１点目のこれまでの取り組みと効果、今後の展望をどう考えているのかについてお答え申し上げます。

荒波地区は少子高齢化と人口減少が著しい状況にあり、それを抑制することが、荒波地区活性化の目的でございます。

これまで町内全体にかかる施策として、子育て支援と空き家活用に力を入れてきたほか、荒波地区に限った施策として、荒波地区に移住した子育て世帯に対して家賃補助を実施してまいりました。

また、住民主体の地域づくり法人である一般社団法人イモーレ秋名の設立支援を行なうとともに、荒波地区に人の流れをつくるために、飲食と宿泊ができる荒波龍美館を整備し、運営を支援してございます。

結果として、秋名小学校、円小学校では10年前と比較して児童数の減少が抑制されている状況にあると思っています。

また、シマの食材を生かした料理を提供することで、シマの食文化を継承する「あらば食堂」には年間5,000人が訪れています。

今後の展望としましては荒波地区の地域資源を生かした関係人口の創出と併せて、地域の子どもたちが将来、自分が育った場所で子育てをしたいと思えるように、地域愛や地域の誇りの醸成に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、２点目の当該地区での休耕地の比率と今後の活用はについてお答え申し上げます。

荒波地区の休耕地、いわゆる農地利用状況調査における１号遊休農地は、令和５年度において畑が15.5ヘクタール、水田が24.4ヘクタール、合計39.9ヘクタールとなっており、荒波地区の農地面積約26.7％を占めている状況でございます。

今後も地域の食料安全保障や多面的機能の発揮の観点からも農地の果たす役割は重要と考えており、農業委員会及び農地中間管理事業推進員による農地中間管理事業を活用した農地流動化を進め、町の荒廃農地解消事業等を推進し、引き続き農地の有効

利用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、１回目の答弁といたします。

○３番（長谷場洋一郎議員）

それでは、職員定数について改めてお伺いします。

総務省のほうから示されている適正な定員管理推進の指標、類似団体別職員数と定員管理指標に基づいて作成されていると承知しています。

定員管理適正化５か年計画では、令和５年と令和９年の比較で、再雇用職員を含めて12名増となっていますので、一定の評価は与えてもよいかと考えます。

しかしながら、総務省による令和３年度定員管理調査から、郡内他町村との人口１万人あたりの比較では、郡内で本町の職員数は２番目に少なく、平均値より84人少ない状況とも表記されています。

これは龍郷町定員管理適正計画にも表示されています。

また日本全国市区町村別の一般行政部門職員数ランキングでは、1,740の市区町村の中で1,341位という比較的職員数が少ないという調査報告もあります。

このことを踏まえていくつかお尋ねいたします。

職員には地方自治運営の原則である最少の経費で最大の効果を上げる、こういうことを十分に理解してもらうことも大事であると、Ｒ４年の12月議会で町長が答弁しています。

そこでお伺いしますが、町長のＲ７年度の施政方針にもある、「効率的な行財政運営で共に創るまちづくり」の中に、庶務管理システムを昨年度導入し、今年度本格運用し、職員の業務改善に努め、住民サービス向上へつなげるとありますが、具体的な例として期待できるものをお示しください。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

この庶務管理システムでございますけれども、現在、令和７年２月１日からすでに試験的に運用しております。

主な例といたしましては、出勤時間、これまでは出勤したとき出勤簿のほうに印鑑をつくということで、今度退勤のときは特段何もなく、５時15分が過ぎたら職員は帰っていくという形でございましたけれども、今後はこのシステムによりまして、出勤してきたときに出勤時間を記録、今度は退勤するときは退勤時間を記録するということでございます。

以外にも年次有給休暇であったり各種休暇、特別休暇、病気休暇等の管理もいたします。

当然時間外に勤務した職員については、それによって時間外もおのずとシステムの

ほうに管理されるということでございます。

○３番（長谷場洋一郎議員）

一般的には企業であるタイムカードだと思いますが、それはわかるんですけど、今言った住民サービスの向上につながるというのは、どういうことを理由にして住民サービスの向上につながるのかをお示しください。

○大吉正一郎総務課長

職員の業務改善に努めるとありますので、職員効率的な業務にあたるとおのずと住民サービスも向上してくるのではないかと、まずは職員の業務改善をするというところから、職員は住民のために業務をやるという前提がありますので、改善サービスにつながっていくのではないかというふうに、でこのような表現をさせていただいております。

○３番（長谷場洋一郎議員）

じゃあ今のことは職員がちゃんと管理されていたら、タイムカードがあり出勤・退勤をしっかりしていたら、それが住民サービスにもつながるということと理解したいんですけど、例えば昨年前での職員の時間外勤務は、印鑑でやったり、管理の仕方がちょっと不十分だったから、これからタイムカードで庶務管理システムでちゃんとすると思っております。

公務員は一般の労働者に適用される労働基準法、これの対象外とはなると承知しています。

承知はしていますが、直近が月平均何時間ぐらいの残業をやっているのか、時間外労働をやっているのか、それがおわかりであれば示してほしいのですけど、これが定数が少なくて、職員に負担がかかっているかどうかの把握ができているのか。

そこらへんを見れば、例えば給食センターも朝７時からやっているわけですよね、それは作業効率を考えて、早出・遅出があると思うんですけど、そちらも踏まえて、執行部が職員の時間外勤務に対してちゃんと管理をしているのか、それと先ほど言った一般の労働者に労働基準は対象はないけど、それに対しての見解をお示しください。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

この時間外の管理については、これまでというか、今のやり方は、所属する所属長、主管課長が職員の時間外を管理をいたします。

それが第一段階でございます。

それをもとに月の合計額を時間外勤務手当ということで請求してまいって、総務課のほうに請求をしてまいります。

それ以外にも今、夜間警備員、土日の開放する警備員の方がいらっしゃいます。

どの職員が何時から何時までいたということをメモしておりますので、毎日警備員の方は総務課のほうにそれを提出いたしますので、それをもって確認をしております。

なので、あまりにも遅くまでいる職員とかいう職員については、また主管課を通じて、課長を通じて管理をしている状況でございます。

失礼しました、直近と言われたんですけど、直近はちょっと調べてはいないんですけれども、決算ベースで時間外勤務手当でいきますと、決算ベースですので今、令和５年度が出ております。

令和５年度の時間外勤務手当が総額で543万7,000円、令和４年が903万7,000円、令和３年609万円、令和２年623万9,000円、これは選挙の選挙事務は時間外で対応しております。

また、台風避難所の台風の際の避難所開設のときのそこの管理をする職員がでばったときは、そちらも時間外で対応しておりますので、少ないときは100万円台とかいうのが、平成30年が156万2,000円ということになっておりますので、これ時間外をだして、単純に言って100人で割りくずしても54万円ですかね、１人、５万4,000円ぐらいの１人平均で、単純に割りくずすとそのような形になりますけれども、多い職員については20万円、30万円となるかと思います。

○３番（長谷場洋一郎議員）

時間で聞きたかったんですけどね、時間でできませんか。

○大吉正一郎総務課長

時間ちょっと管理はしていないんですけれども、時間の大体平均を3,000円としたときに、１時間がですね、先ほど言った５万4,000円となると18時間とか、年間でそれぐらい、平均でいくとそれぐらいになるかと思います。

ただ、職員によっては非常に多い職員もおりますので、100時間を超える職員もいるかと思います。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

先ほどおっしゃったみたいに地震とか津波、この災害緊急時は、国民の生命財産を守ることが最優先すると思います。

そのために休日出勤や時間外勤務が発生するのはよく承知しています。

先ほどその543万円とか18時間とかいったやつが、これが通常時に残業が多いと理解しているのか、本当に残業が多かったら職員不足と受け止められかねるとも考えます。

企業では３６協定ですよね、残業の上限時間は月45時間、年360時間まで、３６協定というのが適用されていますが、本町の通常時、緊急時以外、災害時以外の通常時

の対応にこういうものが対応されているのか、それとも労働基準法に対応する必要がなかった場合には、それに準ずるものを何か対応しているのかをお答えください。

○大吉正一郎総務課長

特に36協定と、年間360時間以内にしなさいとかいうしばりは特には設けておりませんけれども、１人の職員にあまり負荷がかからないように、主管課課長等がそのような事務配分を行なっております。

また、もしそれがあまりにも負荷がかかった場合は、人事のほうにも相談があって、それを解決するためにやっておりますので、これまでに１人で360時間を超えてとかいう例はこれまでありません。

○３番（長谷場洋一郎議員）

多分これから庶務管理システムでタイムカードみたいになった場合に、必要な残業と必要じゃない時間外等があると思いますけど、そこの把握もしっかりしてほしいと思います。

先ほど選挙のときに時間外がでると言いましたが、今年の50周年式典、これとか土曜・日曜日の健診とか、狂犬病の予防接種など、職員を動員するとき、そういうときの手当、大事なやつは労働災害、これの対象はどうなっていますか。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

町の業務で土日勤務をする場合は、当然公務災害共済が適用になります。

ただ、実行委員主催、例えばふるさと祭りであったりとか、実行委員主催のものについても公務災害が、当初は適用にならないという見解だったんですが、その後適用するということで、もし適用にならないものについては、その主催者側で保険に入っていただいて対応していただいております。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

先ほどの住民サービス向上へつなげる、これが例えば庶務管理をしっかりした場合に、住民のサービスの向上へつながるということになれば、今の定数管理が適正であると判断されると思います。

ただ、残業、時間外労働が増えて、なおかつ住民のサービスということでちょっと矛盾していますので、そこらへんの判断はしっかりお願いしたいと思います。

もう一つ確認ですが、現在本町役場に課とか局、この数がいくつあるのか、それぞれの課、局にある係、それは課別にいくつあるかわかったらお答えください。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

その質問事項の前に、先ほどの時間外の時間数、わかればということでございましたので、一番直近の令和５年度中の１人当たりの時間数の平均的には、月平均１人で3.4時間、年間で41時間、これが平均でございます。

これは令和５年度決算で出ております。

役場のほうの課はいくつあるかという質問ですけれども、課は全部で10あります。

あと局が２ですね、議会事務局、教育委員会事務局で局が二つ、あと保育所が３保育所、それに給食センターが一つあります。

それに基づく係が、全部で係数は46係今のところ配置しております。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

今、46係があると言いましたが、その係、係長がいるんですね、係長がいるとしたら何名ですか。

○大吉正一郎総務課長

今、46係あるんですけれども、係長という職を任命している職員は11名です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

民間の会社では、普通係長がいればその下で数名の部下がいるわけですよ、部下がいてその係にかかる仕事を分担してこなしていく、そこで係長がいて、係長の上に課長がいる、そういう組織になっていますが、係長が係が46あって係長は11人しかいないということは、職員数とは関係ないですかね、見解。

○大吉正一郎総務課長

財政規模の問題だと思いますけれども、町村レベルで係長の下に職員を何名か配置してとかいうのはちょっと現実的ではなくて、この係は１人で複数係を持つというのが大体町村の規模に合った職員配置だと思いますので、大きいところは当然係長の下に数名の係員がいて係を運営しているんですけれども、町村の規模になると、これは46あるので係が、うち今、105名ですかね、このうちの46名が係長になるとちょっとバランスも非常に悪くなってきますので、そのような形になっております。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

じゃあ一つだけ具体的な例を確認します。

今、課長が大きな行政だったらちょっと事情が違うと言いましたが、例えば数年前から言われているＤＸ、デジタルトランスフォーメーション、この充実が進められていると認識していますが、総務課の電算係が対象になるんですかね、それが一つと、また学校教育のＧＩＧＡスクールの推進等もあります。

教育委員会にもＤＸの担当者はいるんですか。

○大吉正一郎総務課長

今、ＧＩＧＡスクールのことについてお答えいたします。

ＧＩＧＡスクールについては、教育委員会のほうでは学校施設係が兼務をしているかと思います。

総務課におります電算係と２名で共同で連絡を取りながら進めていっている状況でございます。

○３番（長谷場洋一郎議員）

奄美市商工観光情報部の中にデジタル戦略係と電算係があります。

デジタル戦略に係長１名と職員３名がいます。

電算係にも係長１名と職員６人がいます。

瀬戸内町にはＤＸ推進室があり、室長１名、係長１名、職員３名の計５名が配属されています。

先ほどちょっと行政は違うと言いましたけど、一般的に係り一つに対して係長と複数名の係員がいますが、少ない行政にはそういう人数は配置できないといいますが、この１名、例えば１人入れて２名になるんですかね、これで適正に業務が遂行されそうですか。

○大吉正一郎総務課長

議員ご指摘のとおり、他の市町村についてはこの電算係、ＤＸに係るＤＸ推進室なるものあったり、重点的にやっているかと思います。

龍郷町も令和７年度以降、先ほどありました庶務管理システムを導入して住民サービスをとあるんですが、庶務管理だけが住民サービスじゃなくて、今後のＤＸの推進によって住民サービスを上げていこうということでございますので、令和７年度以降、職員をそちらのほうを人数を厚くしていきたいと思っております。

まだ言い切りはしませんけれども、職員数の配置によって重点的にこのＤＸを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

何で私がＤＸを例として取り上げたかというと、この自治体のＤＸ推進は、国の施策だと表示しています。

本町もそういう認識で取り組んでいるとの理解でよろしいですか。

少子高齢化、職員の数が減っていく中で、今のサービスレベルを維持しながら対応するには、デジタル化は必ず必要と言われています。

フロントヤード、公共施設等の受付窓口サービス、受付窓口ですが、申請書や書類を記入する手間、負担を軽減する。

役場に行かなくても行政サービスが受けられる。

手続きの待ち時間を短縮できる。

行政サービス手続で迷うことがなく効果が得られます。

また令和４年４月では、全国1,741市町村のうち902市町村、半数以上がＤＸに取り組んでいるという政府の報告があります。

これをやることによって、ＤＸを導入していくことによって、役場の総合勤務時間の削除も期待できます。

町長の言う、最少の経費で最大の効果を上げる、これが先ほど言った住民サービス向上につながる、住民が役場に行かなくてもできる、ただ、そのかわり操作がわからない人に、スマホのやり方を教えるとか、パソコンを使っていたらパソコンに教える、奄美市はそういうのをやっていますので、最少の経費で最大の効果が上げる住民サービスにつながる、これでこの本町のＤＸ推進について、これから先、長・短期的な計画があったらお示しください。

○大吉正一郎総務課長

長期的なまだ計画は策定はされておりませんけれども、昨年の４月から、うちの電算係を座長として、ＤＸの勉強会というのを立ち上げて、月に２、３回ほど集まって、現在その職員が持っている課の業務の中で、デジタル化がこういうことがいいんじゃないかとかいうのを、いろいろ今、勉強している状況でございます。

それをもって今後長期的な計画を立てていきたいと考えておりますので、そのような方向で進んでいきたいと考えております。

○３番（長谷場洋一郎議員）

ぜひ取り組んでほしいと思います。

次、会計年度任用職員、同僚議員からもありましたが、改めてやります。

ここに龍郷町定員管理適正化計画、ごめんなさいこれじゃない、会計年度職員の採用について、これがあります。

令和７年度の龍郷町会計年度任用職員募集要領、応募資格は年齢、性別を問いません。

選考方法は、一般事務については小論文、書類選考及び面接選考、その他の職については、書類選考及び面接選考とあります。

書類選考、面接選考日程は、令和７年１月下旬から２月初旬の予定で、日程は応募者に改めて連絡しますとありますが、この条件は確実に履行されていますか。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

この選考方法、一般事務については小論文、書類選考及び面接選考ということで行

ないました。

ただ、小論文、書類選考の中で、定員が充足できたものについては面接まで行なっておりません。定員が充足したものについては面接は行なわずに、定員をオーバーしたものについては面接を行なっておりますので、これ100％充足したかというと、ちょっとイレギュラーではあるんですけれども、一応そのとおり選考方法も行ないました。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

ちょっと私の質問逆になったけど、町長の答弁で、現在会計年度任用職員は、先ほどの同僚のあれで、全体で162名雇用しているとありました。

正規が106名。

Ｒ４年に私が質問したときは124名だったんですよ、Ｒ４年の実績が124名、38名も増えているんですけど、これ合っているんですか。

私は令和４年度のやつを質問したときには、そのとき何も異議がなかったから、私はこの124名だと思ったんだけど、現在の会計年度任用職員は162名ということは38名も増えているんですけど、これは合っていますか。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

先ほどの他の議員のときもお答えしたんですけれども、常態の、通常の業務については106名、あと代替とか夜間警備の方が56名いらっしゃいます。

当時は多分この代替が４年はまだ会計年度として採用しなくてよかったんだろうと思うんですけれども、その後やっぱり働き方改革とかそういうことで、会計年度の中に充足しないといけなくなって増えているんだろうと思います。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

大幅に増えた理由はわかりました。

大幅に増えたから大幅に雇わないのかと思いましたが、違いますね。

これが今回変わっていったのは、これは若手にただ年齢制限というのは文章として書けないというのは、法務局のほうに聞いてもいわゆる差別になるから年齢制限は明記したら駄目みたいなことを聞いていますが、これは年齢制限は抜きにして、今回変わっていっているのは、若手に移行しているという考えて、理解でいいですか。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

若手に以降というのも一つの考え方かと思いますけれども、その業務の内容、やは

り外に出て一日中作業するとかいうものについては、やっぱり健康状態的には若い方がよろしいかというような考え方も一つありますので、一概に年齢が上の方を一概にいいですよとかいう話ではないんですけれども、やっぱり勤務内容によってこちらのほうも書類選考させていただいたということでございます。

○３番（長谷場洋一郎議員）

今の事情はわかりました。

ただ引き継ぐとき、例えば公社の職員であったり支援員であったり、整備をしている人は何か先輩方の技術があると思うんですよ。

例えば、公社だったら公社の職員がトラクターを畑でやったら、その農家のお年寄りの方が、この方はうまいと、技術があると。

例えば、支援員にしても子どもなんかの取り組みがしっかりしているとかあるので、技術の引き継ぎというのにもしっかり取り組んでほしいと考えます。

これが一つどうなのか。

また施政方針にも会計年度任用職員の資質とモラルの向上を図るとあります。

能力評価による適材適所の人員配置、これはどういうふうに取り組んでいるのか、２点、引き継ぎをしっかりやるべきだと考えますが、どうですか、適材適所の人員配置はどういうふうに取り組んでいるか、この２点をお願いします。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

先輩方からの技術の引き継ぎということがありましたけれども、そっくりそのままそこで業務をこなしている職員が、そっくりそのままいなくなって総入れ替えとかなるとそういうことが起こるのかと思いますが、複数人いる中の１人とか２人が入れ替わっていく状況でありますので、そこについては問題なく引き継ぎができているかと思います。

それから、今、適材適所という話だったかと思いますけれども、これは場内の課のことでよろしいんですか。

場内の課については、先ほど、議員からもご質問がありました係の数、それから、先ほどもあったように国のほうから重点施策とＤＸとか、そういうときには当然そちらに厚く職員を配置するとかいう配慮で配置をさせていただいているということでございます。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

それでは、会計年度女性職員です。

会計年度任用職員、女性の育児休暇についてはどういう対応をしているのか、また、

安心して職場に復帰できる体制はできているのか、それについてお答えください。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

令和２年４月１日に会計年度任用職員がスタートしております。

それまでは臨時職員ということで、ほとんどそのような休暇がなかったんですが、会計年度任用職員になっては、職員と一緒で産前産後休暇があります。

そのあと育児休業制度も同じように取得ができるということになっております。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

安心して職場へ復帰できる体制はできていますか。

○大吉正一郎総務課長

会計年度任用職員についてはあくまでも任用でございます。

任用でございますので、競争試験を合格した職員ではありませんので、常に任用通知というのは１年契約になって、契約というか１年の任用になっております。

４月１日から３月31日です。

そこについては当然保障されているんですけれども、年度をまたがる場合が、やはり継続で任用しますよということがないと、なかなかそこは安心してというのがちょっと語弊があるのかなと思いますけれども、非常に１年間の任用というのが大前提にありますので、それをまたがってというのがちょっと、その後また採用がされるのかどうかというのは、育休の期間と相まって、本人次第だと思うんですけれども、あくまでも任用が先にくるものですから、任用は３月31日で切れるということでございます。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

町長の施政方針、子育て支援、児童福祉の一体的支援をすることにより、安心して生み育てられるまちづくりに取り組むとあります。

男女共同参画社会の形成も踏まえ、これを全部踏まえて、今の質問も踏まえて、令和７年度の職員採用や配置について、従来からの改善点があるのかないのかまでお尋ねします。

○大吉正一郎総務課長

令和７年の職員採用についてでございますけれども、募集をかけるんですが、今現在、募集の人数が少ないというのがありまして、なかなか採用しようと思う人数まで満たなかったりすることもあるんですけれども、一応今、いわば令和５年から６年、７年と今、出向とか研修に出ている職員もおりますので、そういう職員がまた令和８

年にはこちらのほうに戻ってきます。

そのような形で令和７年については、採用者に採用をした人数で適正に配置できたものと考えております。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

今の確認ですけど、募集人員が少ないんですか応募人員が少ない、募集人員は必要な分だしているけど、応募人員が少ないということですね。

これでこれに関しては終わりたいと思いますけど、時代は職務の専門化、細分化、多様化、これ進んでいます。

また育児休暇などの子育て支援の施策により、職員不足で住民サービスが低下しないことを願います。

職員定数についてはこれで終わりますが、先日の50周年記念事業、これが本町職員の対応が非常にすばらしいと、親善大使や多くの招待客からお褒めの言葉をいただきました。

これは一町民として非常に誇らしく、この場をお借りして感謝とご報告を申し上げます。

では次に、荒波地区活性化について改めてお伺いいたします。

荒波地区活性化、施政方針のどの部分が該当する部分があるのかどうか、お答えください、施政方針で。

○勝元　隆企画観光課長

荒波地区の活性化という明文化された部分は今回の施政方針の中には明記されておりませんけれども、冒頭の１ページの後半ぐらいから、第３期龍郷町創生総合戦略のことが述べております。

これは町全体の人口抑制に関する重点的な取り組みという形になっておりますけれども、町内において、先ほど町長の答弁でもございましたように、荒波地区の人口減少は顕著なものがございます。

つまり人口規制に対する取り組みイコール荒波地区の活性化につながるものだと、このように考えております。

○３番（長谷場洋一郎議員）

施政方針の共創でつくるまちづくり、14ページのカーボンクレジット、これもそちらにかかるんじゃないかと思いますが、先ほど同僚議員からも質問がありまして、住民への周知はまだこれからだという話でしたが、本町所有の天然林からカーボンクレジットを創出し、その販売代金や企業版ふるさと納税を原資として、本町の自然資源や伝統文化を将来にわたって持続可能なものとする活動、ローカルコープという新た

な公民連携の枠組みのもと取り組むとあります。

あれからどういう運営方法を考えているのか、その人員確保とかについておわかりだったらお示しください。

○勝元　隆企画観光課長

午前中に徳永議員の質問にお答えしましたとおり、今、人口は減少していない常態では、行政のサービスもある一定程度はできています。

自助・共助・公助ございますけれども、自助と公助の部分はできているんですね、今、ただ人口がどうしても少なくなってしまうと、自助と公助の部分がどうしても少なくなりますと、その共助の部分を今後しっかりとやっていこうというのが、ローカルコープの取り組みという形で認識していただいて結構だと思います。

つまり地域づくりを地域の方々でやる、その原資となる財源をこのカーボンクレジット、Ｊ－クレジットですけれども、と企業版ふるさと納税で補っていくと、そういった形で地域の中で地域の皆さんで地域をつくっていくと、こういった取り組みがローカルコープでございます。

具体的な取り組みとか企画とか、今後令和７年度でやっていきますけれども、具体的な取り組みといたしましては、大まかですけれどもそういった形となります。

○３番（長谷場洋一郎議員）

そのローカルコープ、カーボンクレジット、確認なんですけど、多分ＣＯ２削減、これは世界的に、地球的にそうですし、国の施策でもありますが、ＣＯ２削減の基本理念があって、そこから企業によるカーボンクレジットがでてきます。

ここにローカルコープという公民連携の取り組みがありますが、枠組みありますが、ＣＯ２削減が基本理念にあってでてきたお金を、例えばそれ以外のものに使っていいのかどうかというところの確認が取れているかどうか。

○勝元　隆企画観光課長

先ほども言いましたように、地域づくりのためにＪ－クレジットを活用すると思っていただいて結構だと思います。

ですので、そもそも地域づくりに資するものであれば、カーボンクレジットでいただいた資金、企業版ふるさと納税でいただいた資金は、そちらのほうに充当したいと考えております。

○３番（長谷場洋一郎議員）

今、素朴な疑問なんですけど、ＣＯ２削減でそういうクレジットを利用するんですけど、例えばそのために、地域活性化のために、例えば広場をつくる木を切ったりとか、海に何かをやってＣＯ２削減のそぐわない、そぐわないもし行動を起こしたら、いわゆるＣＯ２削減の理念といわゆるローカルコープの間に、あくまでも地球規模で

ＣＯ２削減なんだけど、ローカルコープをするために新たに開発することがＣＯ２を生み出すということなんですよ、だからそれがどこかで矛盾しないか、それは法律的にそのカーボンクレジットを例えばローカルコープに使う場合に、ＣＯ２削減のもとに森林破壊にならないような、そういうところの確認は取れていますか。

○勝元　隆企画観光課長

Ｊ－クレジットが要するにオフセットになりますので、出しているものに対して吸収するという形になって、それをＪ－クレジットとして販売するという形になっていますので、もちろん森林破壊をするようなことに、Ｊ－クレジットで使った収入を得たものを使うというのは、基本的にはないと思います。

○３番（長谷場洋一郎議員）

森林破壊を目的として使うんじゃなくて、ローカルコープという新たな取り組みのときに、ただそこに引っかからないようにそれは注意してほしいと思います。

地球規模で地球温暖化を防ぐためですからすごく良い考えだと思います。

その資金を、クレジットをローカルコープで使えればこんな良いことはないと思っていますので、そこの確認だけはしっかりしたいと思います。

あと、先ほどもありましたが、荒波龍美館、これ質問がこうやって重なるのは、やっぱり住民が知りたいから、知りたいから議員さんがこうやって質問するということを理解していてください。

それでは町の指定管理委託を承知していますが、これまでの投資金額、対費用効果についての見解をお示しください。

営利目的じゃないと思いますけど、そこらへん。

○勝元　隆企画観光課長

投資金額ということでございますけれども、今、手元に資料はございませんけれども、まず荒波龍美館、これは奄振を活用して造っておりますけれども、ここに約２億円程度はかかっていると思います。

この荒波龍美館を運営するイモーレ秋名、あそこには指定管理料としまして、最初は若干少ないんですけれども、令和５年度でいえば500万円の指定管理料を計上しております。

令和７年度についても600万円の指定管理料を計上させていただいております。

○３番（長谷場洋一郎議員）

営利目的で建てたやつじゃないでしょうから、これ民間でやったら赤字になるかならないかという問題もありますが、例えば民間でやったら赤字にならないようなやり方をやります。

だけど目的が営利目的じゃなくて、荒波地区の活性化、そのために町が手がけたと

考えましょう。

と考えた場合にしても、いつまで指定管理として荒波龍美館を毎年毎年お金を払っていくのか、最低でもプラスマイナスになるようなこういう経営ができるのか。

人の流れをつくりだしといいますが、着地点ですよ、いつまでたっても10年も20年もこのまま指定管理料を払ってやっていくのか、それともある程度で独立採算制にして人の流れをつくる、そこらへんの判定をいつ下すのか、そこらへんが大まかでもかまわんですけどあるんだったら、なかったらないでずっと一応やるんだということでもかまいません。

○勝元　隆企画観光課長

黒字がいつになるのかというのは、ちょっと私のほうで今、即答はできませんけれども、この龍美館を運営しているイモーレ秋名の令和５年度の収支としましては、指定管理料枠も入れてでございますけれども、70万円ほどの黒字のほうになっています。

効果とする部分ですけれども、秋名、幾里は、議員がおっしゃるように、立地的にビジネスについてはこれまで成り立っていない地区だったと思います。

それが証拠にというか、荒波龍美館ができるまでは、宿泊施設とかこれといった飲食店とかなかったことから、それは理解できるだろうかと思います。

そこに人の流れを期待するということで荒波龍美館を整備しまして、先ほど言いましたように、荒波食堂に年間5,000人の来店者がございます。

またイモーレ秋名が行なっている荒波の暮らしぶりを伝える活動、これは農水省の奨励賞とか総理大臣賞も受賞しておりまして、この活動によって、秋名、幾里地区だけじゃなくて、龍郷町の知名度に貢献しているんじゃないかと思っております。

このほか関係人口の創出というのも目玉にしておりまして、この特徴といたしまして、将来的には交流人口の増加とか定住人口の増加、このようなものにもつながるだろうと期待しているところでございます。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

先ほどの同僚議員の答えで、令和６年度が5,000人、食堂部分、宿泊部分は342名、これが多いか少ないかというのが、人の流れがちゃんとできているかできていないかという判断の一つになると思いますけど、これは適正だと考えていますか、今現在、目標があるんだったら目標を示してくれれば、お願いします。

○勝元　隆企画観光課長

先ほども申し上げましたけれども、これまで来なかったものが、荒波食堂を目当てに5,000人の方が来ているという結果は、ある一定程度の効果は発揮されているものと思います。

○３番（長谷場洋一郎議員）

今の人の流れなんですけど、龍郷町を考えた場合に、一つジェラートお菓子関係の島の食材を利用したやつを考えましょう。

赤尾木にジェラートで作ったところありますが、ネットで評判になっていつも並んでいます。

大勝鰻も、名詞出してはいかんけど、鰻屋なんかもそうです。

嘉渡にもあるんですよ、嘉渡にもジェラート屋があって、そこにも人が並んでいます。

だから、どこで満足するかて、満足度、目標がないことにはそれに向かって進めないわけですよ、だから、そこのところを行政のほうからでも、何年度までにはこれだけ、それは例えば住民の方も寄りたいお店、住民の方も寄れるところじゃないと、一般の方にも口コミで広がっていかないから、そのトータルで考えて、本当に人の流れがそこに集まるのか、そういうところをもう一回考えてほしいと思います。

これは答え要りません、問題提起です。

だからそういうのをもう一度、指定管理であったら今まで何でできなかったのか、じゃあ次できるようにどうすればいいか、目的に早く近づく、こういうことを考えて経営なりそういう指定をしてほしいと思います。

この話は終わりましょう。

次、荒波活性化です、これは時間長いかな、活性化ですから言いますが、秋名保育所、この建物が利用されていませんが、この利用法ですよ、例えば観光窓口であったり、観光人口での利用とか、そういう利用法というのは考えていますか。

○勝元　隆企画観光課長

秋名へき地保育所につきましては、子ども子育て応援課の所管になるんですけれども、確認しましたところ、今年の初めに保育所の存続に関するアンケートを実施しているようでございます。

この保育所を一度廃止すると、再び認定するというのは難しいらしく、慎重に決定するということでございました。

アンケートの結果について、ただ今集計中ということでございますので、結果がでましたら議員の皆さんにお示しすると思います。

この結果を受けて協議を行なうことになるんですけれども、仮に活用できるとすれば、今、荒波地区、結構移住者の方が結構来るんですけれども、なかなか移住するところがないということもありますので、まずはお試し住宅とか、単身者用のシェアハウスとか、議員がおっしゃるように、関係人口創出策としてインターンシップの受け入れが、学生の宿泊施設とかそういったものに活用できるのではないかと考えており

ます。

いずれにしましても今後アンケートの集計結果をもとに、地元、あと議員の皆様と十分に協議をしたうえで、結論をだす案件ではないかとこのように思います。

○３番（長谷場洋一郎議員）

同じように中学校の統廃合が、早ければ令和９年度には実施されます。

跡地校舎の利用法、これは検討されていますか。

例えば大学のサテライトキャンパスの民間企業への貸し出し、こういうのは早めに計画が必要だと考えますが、大学でも一つの大学ではなく複数の大学、例えば観光学科、自然学科、歴史、海に行くとか、そういう３回交替で利用するとか、その跡地校舎の利用法、これを検討しているかどうかをお聞かせください。

○勝元　隆企画観光課長

まだ具体的な利用方法については、現段階ではなされていないところでございます。

議員がおっしゃるように、早めにこれは協議しまして、計画を策定する必要があるんじゃないかと思っております。

文部科学省が立ち上げました「みんなの廃校プロジェクト」あるんですけれども、ここに全国の廃校活用事例等も紹介されております。

民間企業とかＮＰＯ法人への譲渡貸し出し、活用を紹介されておりますので、今後こういったものも参考にしながらしたいと思います。

あと昨年２月に策定されました奄美群島成長戦略ビジョン2033には、共同キャンパスの設置というのがうたわれておりまして、今後本町での広域的な取り組みとして、この龍北中跡地に共同キャンパスみたいなものが誘致できれば、荒波の活性化にもつながるんじゃないかと思います。

産官学による活用を計画するのであれば、議員がおっしゃるように、大学との包括協定も必要であると考えますので、今後の検討課題であると思います。

ただ、龍北中学校の老朽化というのがまた一つありまして、このへんも課題になろうかと思います。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

今、話を聞いて大学のキャンパスをやってもらう、広域組合が琉球大学や鹿児島大学との協定を結んでいると承知していますが、本町が琉大なり鹿大なりその他の大学と協定を結ぶ、そういう必要性は考えていないですか。

○勝元　隆企画観光課長

先ほど言ったように、活用方法で産官学による活用を計画するのであれば、そういった大学との包括連携協定も必要じゃないかと考えております。

○竹田泰典町長

今、龍北中の校舎跡地をどう利用していくかということなんですけれども、まずはこの統廃合がしっかりとできるのかどうかという今、段階でございまして、その跡地利用をまたやりますと、いろんな形でこの統廃合に影響がでますから、今しばらく検討しなければならないと思っています。

今、提言の大学へのことも十分に考えられるわけですけれども、まだほかに可能性がある場合も想定をしながらいくんですけれども、まずはしっかりと統廃合をやっていくという形にしたいと思っているところでございます。

この場で跡地利用についてはコメントを、可能性はいろいろ考えられますけれども、コメントを差し控えさせていただくということでご理解を願いたいと思います。

○３番（長谷場洋一郎議員）

ちょっと長くなりましたが最後の項目になります。

休耕地利用についてです。

今、秋幾地区でマコモの栽培農家、これが何名で売上がいかほどあるのかお答えください。

○迫地政明農林水産課長

マコモの栽培農家でございますが、現在、名簿上では26名となっております。

面積は4.6ヘクタールとなっておりますが、全て個人販売となっておりますので、売上については不明となっております。

仮に１反当たり収量を150キロと想定しますと、4.6ヘクタールということで6.9トンの生産量ということで、キロ単価1,500円としますと、全体で約1,000万円の売上となっております。

○３番（長谷場洋一郎議員）

秋幾地区の水田状況、3,843アール、これは町全体の30％になっております。

町全体の30％、3,843アールの水田がありますが、そのうちの作付面積は633アール、16％しか使っていません。

使われていない及び把握ができていない面積が3,210アールあるという状況は承知しています。

何年か前に、多分そのとき町長が担当だったんじゃないかと思うけど、田芋の促進を図ったことがあると認識しています。

これが成功しなかった理由、何で成功しなかったのか、この理由をお聞かせください。

○迫地政明農林水産課長

町長がよくご存じだとは思っておりますけど、私のほうも調べましたので答弁した

いと思います。

田芋は連作しますと連作障害ということで、芋の腐敗が発生しやすいということで、特に水がよどんで酸素不足になりますと、腐敗菌の発生が助長されるということでございまして、水管理、あるいは施設の管理、公共施設の施設管理、それから有機物の還元など土壌の適正管理が大変難しくて、それによって離農者が増えていったということのようでございます。

○竹田泰典町長

大変私、秋名の水田に田芋ということを奨励して、見事に失敗をしたということなんですけれども、決して今でも諦めたわけではございません。

しっかりと水の管理さえ行なえば可能だと私、思っているんですけれども、種類として以前から在来種というんですかね、島にきた田芋については、確かに水管理が重要だと思うんですけれども、沖縄、あるいは沖永良部辺りに作っている田芋は若干味は違うんですけれども、可能じゃないかと今でも思っているんですけれども、問題は秋名の水田はものすごく深いです。

管理上、今の沖縄、あるいは沖永良部に作っている田芋が適正化というと、またこれはもう一度チェックをしなおさなければならないと思っているところでございます。

大変連作障害がでて、水の管理が悪くウイルスが発生し、なかなか育たないという結果でありましたけれども、この問題は、水さえしっかり流れを良くすれば可能だと今でも信じているところです。

そして水田をいかに活用していくかということは、今後の課題だし、また地域の皆さんの頑張りだと思っているところでございます。

以上です。

○３番（長谷場洋一郎議員）

信じる者は救われます。

そのとき、私も秋名のそこに行って説明を受けたわけですよ、２次加工、３次加工してパイを作ったり料理を作ったのは覚えています。

そのとき北海道物産のバイヤーが来ていて、需要があっても供給が足りないと、とても物産展には出せないという話も伺ったこともありますから、生ものに関しては量が多くないといけないと思います。

先ほど沖縄セルラーの話がでましたが、私たち経済建設委員会は、今年２月に現地研修に行きました。

沖縄の金武町、田芋栽培の視察を行ないました。

若手農家たちが専業で取り組んでいます。

先ほどおっしゃったように田芋は連作がききません。

連作がききませんので、金武町では稲作と交互に栽培しています。

稲作と栽培しているということは、秋幾の稲作歴史、ショチョガマであったり、そういう稲作文化、この調和もとれますから、秋名、幾里地区の田芋栽培の可能性は、すごく大きいと思っています。

金武町では、Ｒ３年～５年、３年間で146戸の農家が生産し、791トンの収穫をあげています。

一農家平均で年間5.4トン、連作の水稲でも年平均147トン生産しています。

今回視察をした田芋農家、これは24歳です。

24歳で専業として、生業として取り組んでいます。

結局作っても専業でそれだけ暮らせるお金が、収入が入ってこないと、農家は難しくてやれません。

今これで計算すれば500万円から700万円ぐらい入る、専業であればですね。

私、20数年ほど前から、田芋耕作には関わっています。

すごく魅力のある作物だと確信はしています。

先ほど言った腐敗、腐るそういう病気があります。

それも輪作をすることで大丈夫です。

水の流れも大丈夫です。

あと、今恐いのはイノシシとジャンボタニシ、それも努力をすればどうにかなります。

金武町では、田芋アンギーや田芋パイ、これを２次加工する、２次加工することで通年の商品提供が可能になります。

ですから安定した農業ができます。

町長の施政方針にもある龍郷食育地産地消推進事業、これにも貢献すると思います。

栄養的にも良い、子どもたくさんできて縁起物でもある。

金武町でやっていたのは白い田芋です。

ここにあるのは赤田芋です。

味に関してはそれぞれ個人の評価がありますけど、一般的に赤いのがもちもちしているという話があります。

これを踏まえて、もう一度本町の特産物としてぜひ取り組むべきだと考えますが、もう一度、課長がいいかな、町長がいいかな、課長さんお願いします。

○迫地政明農林水産課長

田芋は非常に魅力的な作物の一つであろうと思っております。

前回そういった失敗したところも十分反省しまして進めていきたいとは思っておりますけれども、今、田芋が増えればいいんですけど、マコモの栽培が非常に増えてお

ります。

それに伴いまして、やはり水のほうも夏場は渇水時期といいますか干ばつ時期は、水が非常に足りない状況になってきております。

併せまして施設の老朽化がございまして、漏水も多く見受けられているところです。

やはり田芋は水管理が一番大事ですので、そういった施設管理ももう一度見直しを行なって、安定した水の供給によって、そういった田芋生産がまた生まれていくということで、地域の機運づくりにも今後私どもも努めてまいりたいと考えているところです。

○３番（長谷場洋一郎議員）

先ほど秋幾地区で、作られていない及び把握ができていない面積が3,210アールの水田がありますので、これを有効利用することによって、田芋栽培をする。

田芋栽培は稼ぐ力としてもすごく魅力あります。

栄養的にも縁起物としても需要があり、荒波地区、特に秋幾地区活性化の核になると考えます。

将来を見据えて改めてご検討願い、ぜひ田芋農家、田芋で稼げる町にしてほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（平岡　馨議員）

長谷場洋一郎議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

明日３月18日の会議は、午後１時から開くことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがいまして、明日の会議は午後１時より開会します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

散　会　午後４時１０分

令和７年１回龍郷町議会定例会

第　３　日

令和　７　年　３　月　１８　日

令和７年第１回龍郷町議会定例会議事日程（第３号）

令和７年３月１８日（火曜）
午後１時００分開議

１．議事日程（第３号）
○日程第１　一般質問
１．隈　元　巳　子　議員　Ｐ152－Ｐ161
２．圓　山　和　昭　議員　Ｐ162－Ｐ176

２．本日の会議に付した事件
○議事日程のとおり

３．出席議員（10名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	前　島　克　幸	２番	得　田　要　一
３番	長谷場　洋一郎	４番	平　岡　　馨
５番	久　保　　誠	６番	隈　元　巳　子
７番	圓　山　和　昭	８番	伊集院　　巖
９番	徳　永　義　郎	１０番	前　田　豊　成

４．欠席議員（なし）

５．議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	川　畑　進　弥	書　記	岡　江　敏　幸

６．説明のため出席した者の職氏名

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	竹　田　泰　典	町民税務課長	園　田　徳　一
副町長	則　　敏　光	建設課長	勝　　林太郎
会計管理者	大　司　直　美	農林水産課長	迫　地　政　明
教育長	碇　山　和　宏	生活環境課長	屋　　浩　仁
総務課長	大　吉　正一郎	土地対策課長	竹　山　智　幸

企画観光課長	勝元　隆	教育委員会 事務局長	里園一樹
保健福祉課長	加藤寛之	大島地区消防組合 龍郷消防分署長	大司昭二
子ども子育て 応援課長	松尾昭宏		

△　開　議　午後１時００分

○議長（平岡　馨議員）

皆さん、こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△　日程第１　一般質問

○議長（平岡　馨議員）

日程第１、一般質問を行ないます。

順番に発言を許します。

隈元巳子議員の一般質問を行ないます。

○６番（隈元巳子議員）

町民の皆様、こんにちは。

まだまだ寒さが抜けませんが、毎日いかがお過ごしでしょうか。

体調には十分気をつけられ、日々をお過ごしください。

また、卒業されました皆さん、ご卒業おめでとうございます。

夢と希望を持っていろんなことにチャレンジをしてください。

先日の菊次郎ミュージカルでは、子どもたちの堂々とした演技に心を打たれ、感動いたしました。

また、ミュージカルを指導されました皆様、関係者の皆様や父兄の皆さんに感謝いたします。

まだまだ余韻も残っていますが、先に提出してあります通告書に基づいて質問をいたします。

まず１項目めが、龍郷町バス運行について。

１点目が、荒波地区の定期路線バスについては、安木屋場集落での乗り換えが必要ですが、乗り換えしなくてもよい方向でバス会社と調整できないのでしょうか。

２項目めが、町営住宅について。

１点目が、新規公営住宅の建設予定は。

３項目めが、食育・伝承文化について。

１点目が、子どもたちへの安心・安全な職の提供について。

２点目が、各集落の食育と文化を伝承していくには、どのような方策をお考えでしょうか。

以上、３項目の答弁を当局に求めたいと思います。

○竹田泰典町長

皆さん、こんにちは。

隈元議員から３項目についてご質問がございますので、順次お答え申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

１項目の龍郷町バス運行について、荒波地区の定期路線バスについては、安木屋場集落での乗り換えが必要ですが、乗り換えしなくてもよい方向でバス会社と調整できないかについてのご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のように、現在秋名方面からの利用者は、安木屋場での乗り換えが必要でございますが、４月１日から、地域間幹線経路である奄美市平田町奥又からビッグツー奄美店までの系統を、ワゴン型車両に変更する申し出がしまバスより提出されております。

これにより、従来の乗り換えがなくなることとなり、奄美市及び本町の地域公共交通活性化協議会において、承認される見込みでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、２項目の町営住宅について、新規公営住宅の建設予定はについてのご質問にお答え申し上げます。

本町では、平成29年に策定した公営住宅長寿命化計画の見直しを令和４年に行ない、建て替えや個別改善を実施してまいりました。

新規の建設につきましては、平成27年度に建設した「上戸口団地３号棟」を最後に、建設には至ってございません。

近年、住宅は量の確保から質の確保へ政策転換が図られ、本町でも現在ストック総合改善事業により住宅の長寿命化を図っているところでございます。

見直し後の長寿命化計画では、本町における公営住宅の絶対数も多いと推計されていることなどから、新規での建設ではなく、建て替えを前提とした公営住宅の建設という方針で進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

次に、３項目食育・伝承文化について、１点目の子どもたちへの安心・安全な食の提供について、未就学児へのご質問にお答え申し上げます。

保育所においては、管理栄養士が作成する献立表をもとに、自園料理により給食の提供を行なっております。

毎月管理栄養士が保育所に出向き、調理から配食までの手順を確認し、園児と共に実食して、直接子どもたちの反応を確かめています。

また、アレルギーを持つ園児には、完全除去食での対応を行なっているところでございます。

次に、２点目の各集落の食育と文化を伝承していくには、どのような方策をお考えかについてお答え申し上げます。

食文化の伝承については、令和６年３月に策定されました、第３次龍郷町食育推進計画の基本理念として『生まれ育った「たつごう」の食を受け継ぎ伝えよう』と位置づけ、基本方針として、食文化継承につながる取り組みの推進を掲げております。

本計画に沿った取り組みを積極的に行ない、各家庭や地域で伝承されてきた食文化を次世代へつなげたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、１回目の答弁といたします。

○碇山和宏教育長

３項目の食育・伝承文化について、１点目の子どもたちへの安心・安全な食の提供について、小学生以上の児童生徒への質問にお答えいたします。

子どもたちへの安心・安全な食の提供のため、学校給食センターにおいては、良質で安全な給食用物資の確保に努め、納入された物資の温度管理・衛生管理を徹底的に行なっております。

また、物資を納入する業者につきましても同様の管理ができる業者を選定しているところでございます。

学校給食センターの設備につきましても、毎日の給食調理後の調理室・調理器具の清掃・消毒、毎学期終了後の徹底清掃・消毒を実施し、安全・安心な給食提供ができるよう努めておりますので、ご理解ください。

次に、２点目の、各集落の文化を伝承していくには、どのような方策をお考えか、とのご質問にお答えいたします。

学校における伝統文化の伝承につきましては、各学校が地域の方々を講師としてお招きし「島ユムタ・島唄活動」、運動会・体育大会前の「八月踊り練習」、稲作体験やさとうきび栽培等の「郷土体験学習」などに取り組んでおります。

学校教育だけでなく、社会教育の面でも子ども博物学士講座において「シマ唄についての講座」、「シマ遺産や大島紬の学習」なども取り入れるなど、体験を通した伝統文化の継承に努めているところでございます。

今後も地域の方々と連携しながら、地域の伝統文化を継承するための特色ある教育活動に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解ください。

○６番（隈元巳子議員）

まず１項目めから再度質問をいたしたいと思います。

バス運行についてですけれども、協議会で認証される見込みとのことでありますが、いつごろ承認されるのでしょうか。

○勝元　隆企画観光課長

先ほどの町長答弁の繰り返しになるんですけれども、４月１日からしまバスさんのほう、これは奄美市からビックツーまで同じ一つの系統なんですけれども、ここを全て奄美市を出発するときからワゴン型に変更になるということです。

ですので、今まで秋名から大型のバスに乗って安木屋場でワゴンに乗り換えるのが、１回で全部ワゴンになるので乗り換えも必要がなくなるということでございます。

今回の車両変更の路線なんですけれども、奄美市と龍郷町を運行するものですから、両市町の協議会のほうで承認を受けることが必要となっております。

実は、奄美市のほうでは、先月28日に奄美市の地域公共交通活性化協議会のほうで承認をされております。

私ども本町では、今月中に書面での協議会を承認という形になる予定でございます。

○６番（隈元巳子議員）

今回この系統をワゴン車型車両に変更する理由というのがあるのでしょうか。

○勝元　隆企画観光課長

これもしまバスのほうから報告を受けております。

近年これ問題にもなっているんですけれども、運転士不足、これが顕著でございまして、この運転士不足に対応するために、利用客の状況に応じてバス型車両をワゴン型車両に運行する区間の棲み分けを行なっているようでございます。

大型２種免許所持者の効果的な配置を図るために、空港線とか古仁屋線とか、国道58号の古仁屋線とか、そういったところの系統はバス型にして、その支線となる系統を一部ワゴン型車両にするということでございました。

今回の奄美市の平田町奥又からビックツーの路線も、この路線も一部の地域間幹線として位置づけられているようでございます。

○６番（隈元巳子議員）

ワゴン車は10人乗りですが、利用者が乗れないといったことが生じないのか、名瀬の方面から来るので、今後観光客の増加にも考えられるのではないでしょうか。

観光客や地元住民が乗れない場合の対策は考えていらっしゃるのでしょうか。

○勝元　隆企画観光課長

議員がおっしゃる心配はごもっともだと思います。

しまバスによりますと、これまで乗降調査を十分に行なったうえで、現在の状況では10人乗りでも十分に対応はできるという判断をしたようでございますけれども、ご指摘のように、今後観光客が大幅に増えた場合、奄美市から例えば観光客が乗って荒波方面に行くといった場合に、観光客が乗れない、地域の方が乗れないという場合も予想されます。

このことについてしまバスさんのほうに確認しましたけれども、大幅に乗降者が増

加する場合においては、またバス型に変更という対応も可能ということで伺っております。

ご理解を願いたいと思います。

○６番（隈元巳子議員）

この件では荒波地区の高齢者の皆さんが、車の免許返納したり、そしてまた乗り換えるということで、足の不自由な方たちがすごく、荒波の高齢者はバスを利用する方は少ないんですけれども、やっぱり高齢者にしては大変な問題だったと感じています。

今日この議会を聞いて、高齢者の皆さんもほっとなさっていると思います。

私からもしまバスや当局の皆さんにお礼を言いたいと思います。

ありがとうございます。

それでは、２項目めの町営住宅についてですけれども、この町長の答弁ではまだとは思いますが、これから先、新規公営住宅の予定ですけど、同僚議員の質問でも、令和７年度から住宅を建設するとのことでしたが、その件についてはどうなっているんでしょうか。

○勝　林太郎建設課長

お答えいたします。

平成29年に策定しました本町の公営住宅長寿命化計画ですけれども、これは10年計画でございまして、５年を経過した令和４年に見直しを行なっております。

町長の答弁にもありましたとおり、住宅の政策が、量の確保から質の確保と重点が移ってきている中で、本町としましても今ある基礎の住宅の個別改善を主に行なってきたところでございます。

また、将来の必要戸数の設定も本計画の中では減少させていくという推計に今なってございます。

それで、令和７年から９年のほうに時期をずらしたという経緯がございます。

○６番（隈元巳子議員）

現在計画はないのでしょうか。

○勝　林太郎建設課長

現在の計画の中では、新規の建設というものはなくて、建て替えを前提とした建設といった予定がありますけれども、荒波地区におきましては、荒波地区を一つの全体のエリアとして考えて、嘉渡集落が中間的な場所に位置するということで、荒波全体としては嘉渡集落に建て替えの予定ということで計画には記載してございます。

○６番（隈元巳子議員）

その後、計画の中に秋名、幾里は入っていないのでしょうか。

○勝　林太郎建設課長

現計画の中では秋名、幾里集落という記載はございませんけれども、先ほど申し上げましたように、荒波地区を一つのエリアとして考えて、集落とか地区の選定を今後やっていければなと考えております。

○６番（隈元巳子議員）

現在、秋名には住みたい方が、という方が個人的にも尋ねていらっしゃいます。

空き家もあるんですけれども、都会から年２回来るということで、家主の意向で貸してもらえない状況ですけれども、住宅ができることによって荒波が活性化されていくんじゃないかと思いますので、秋名、幾里にも頭のどこにか計画のあれをよろしくお願いいたします。

○勝　林太郎建設課長

今、ご要望をお受けしましたけれども、住宅の建て替えといいましても、住宅の建設には当然事業費も必要でございますし、あと敷地の確保も大事でございますし、あと入居者、実際に入居される方を確保するという様々な問題をクリアする必要があると思いますので、そういった条件を検討しながら今後考えてまいりたいと思います。

○６番（隈元巳子議員）

３項目めの食育・伝承文化について再度質問をいたしたいと思います。

まず、保育所の給食の素材は、地場産をどれぐらい使っていらっしゃるのでしょうか、また、使っていらっしゃるのでしょうか。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

保育所の給食の食材の搬入においても、地元の企業さんにお願いして搬入を進めております。

また使っている食材も季節のもの地場産のものを意識して、マコモダケやタンカンなど、ふんだんに取り入れて給食を提供させていただいております。

○６番（隈元巳子議員）

小学校、中学校は以前地元の食材を農家さんからということは聞いていますので質問いたしません。

食というのは本当に大事なことで、お母さんのお腹の中にいるときから食は大切だと言われています。

子どもたちの食の大切さについてどのようにお考えでしょうか。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

子ども子育て応援課では、妊婦さんの教室、赤ちゃんの離乳食教室、保育所の園児や保護者に対する給食の試食会等々を開催して、食育の講話を行なっているところで

ございます。

また、成人になってからでは食生活を改善することは、なかなか難しいものという考えのもと、早い時期、子どものころから、赤ちゃんのころから食育が重要であるということを認識していただいて、管理栄養士が中心となって実践をしているところでございます。

○６番（隈元巳子議員）

同じ質問ですけれども、小学校、中学校の食について、どうお考えでしょうか。

○里園一樹教育委員会事務局長

学校のほうでは、給食センターの栄養士が、年間を通して訪問しております。

その中で様々なお話をさせていただいているところでございます。

○６番（隈元巳子議員）

食に関しては役場全体の課でも大なり小なりいろいろ工夫をしながらしていると思います。

特に農林水産課のほうでも、令和６年度は龍郷食育産地事業ということで、教職の場における食育活動、学校給食における地場産等の活用、文化の伝承、農林業、漁業体験など、令和６年度の計画に盛り込まれ、先月そういったチラシも手元に届いています。

昨日の徳永議員のほうから３名の課長さんに食のことについて質問があったと思いますが、やっぱり３名の課長さんたちも食については大事ということを、すごく気を使っているということを伺いました。

きっとほかの課長さんたちも同じ考えだと思います。

それならばトップの３名の方に１人ずつ、町長、副町長、教育長、よろしくお願いいたします。

○竹田泰典町長

食についてどう考えているかというご質問だと思うんですけれども、私は基本的にこの食というのは一番大事な問題じゃないかと思っています。

先ほど教育長から答弁もありましたように、母子、いわゆる子どもが、議員がおっしゃったように、食育をしっかりやることが、元気な健やかに子どもが育ち、その過程においてもしっかり食育をやることが大事だと思っています。

また、その子どもたちがしっかり成長することによって、レベルも上がっていくだろうということで、今、農林水産課、学校給食、さらには保健福祉課、子ども子育て課において、食育のいろんな計画をしながら、それを履行して、食育が大事であるということを町民に訴えてまいりたいと思います。

そして、元気な龍郷町にしていきたいと思っているところでございます。

そういう気持ちでちょっと表現がまずかったのかわかりませんけれども、健康で安心して暮らせる龍郷町になればと思っているところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○則　敏光副町長

子どもの成長にとりまして、四つの面から非常に大切だなと思っているものがございます。

一つは、「知育」、いろんなことを教える、知識を深める、それから道徳心を養う「徳育」、それから身体を鍛える「体育」、そして四つ目に「食育」です。

この「食育」「徳育」「知育」「体育」、この四つがバランスよく成長して、はじめて健全な立派な大人になっていくのかなと思っております。

その中で食育につきましては、昨年食育推進計画もできましたが、中でも共食、共に食べるというこの共食の大切さというのを非常に解いております。

この食べるということは、作る人への感謝の念を持つこと、そしてまた自己肯定感を高めて、人格形成に大きく貢献するものだと思っております。

そういった意味で、食べるということ、最近は朝食を食べない子どもさんが増えているということで、非常にびっくりしておりますけれども、朝食はどうしても必要と、しかも１人で食べる子どもが増えているというのもびっくりしましたけれども、やっぱり共食、共に食べる大切さというのを非常に実感しております。

そういう意味で食育は、幼児期から青年期に向けて非常に大切なものだと認識をいたしております。

以上です。

○碇山和宏教育長

食育についてですけれども、学校においては給食の時間だけでなくて、各教科、それから特別活動、それから総合的な学習の時間を通して、食育については子どもたちに学習をさせているところです。

それから、先ほど局長のほうから、給食センターの栄養教諭の話がありました。

もちろん各学校に食育の指導に行っております。

彼女がブックコラボ給食、本とコラボした給食ということで実践をしているんですが、絵本の中に出てくる食材、それを紹介をして、その絵本を子どもたちの前に置いておいて、それと食育とをつなげた取り組みをやっております。

非常に子どもたちにとってはおもしろい取り組みだなと思っていますし、それと、各学校で子どもが作る弁当の日、すばらしい取り組みなんですが、大体学期に１回ほど、これを通して食材への感謝、そして親への感謝、そういった心を育てております。

それから、学校だけでなく地域というかＰＴＡに関しては、一昨年、食育日本料理研究家といわれている有名な人ですが、榔木春幸先生をお招きをして、「世界に誇れる奄美の食文化」という講演をしていただきました。

そういった形で、学校、家庭、地域が密接に連携をして食育は進めていくべきだろうと思いますし、食育というのは、食は人ですよね、人を良くする、育てる、ですから人を良くする教育ということで、一番大事なものだろうと認識をしておりますので、これからも連携をしながら取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○６番（隈元巳子議員）

お三名の話を聞き、本当トップが代われば地域も変わるというように、本当に三方の意見を聞き、また課長の皆さんも同じことだろうと思いますので、私たち地域も子どもを育てるという意味で、子育てする親たちの先輩として、また地域で子どもたちを食の教育に取り組んでいけたらと思っております。

それでは次の質問に移ります。

各集落の食育と文化を伝承していくには、どのような方法をお考えでしょうかの質問に対して、食育については、中央では公民館講座で料理教室等などを行なわれています。

母子会でも会員の子どもさんたちに一緒に調理をしたりしておりますが、各地域において食文化を支えていくための方策としてはどのようにお考えでしょうか。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

各地域における食文化の伝達については、先ほどお話にもあがりましたとおり、第３次龍郷町食育推進計画の中で触れさせていただいております。

私のほうからは、特に保育所等においてどういった取り組みをしているかということについてお答えさせていただきます。

現在、保育所の給食に郷土料理や伝統料理を取り入れたりしております。

また、献立表に郷土料理のレシピを掲載するなどの取り組みを行なっております。

今後各家庭で地域の食文化について理解を深められる機会を一層増やせるよう、食の講演会なども検討しているところでございます。

以上です。

○６番（隈元巳子議員）

以前、龍郷町でもう何十年もなると思います。

私たちの時代が子育て時代に、「はなちゃんのみそ汁」という映画と講演がありましたが、あのころは本当に私たち世代の親たちは、食が大事だなということで意識を

持っていました。

これからもそういった講演などが、年代を問わなく地域全体で講演ができるようなことも考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

地域における食育の推進ということで、大きな柱を５本立てております。

一つは、健康寿命の延伸につながる生活習慣病予防のための食育推進、一つは、地域社会における共食、もう一点は、食育活動支援、もう一つは、若い世代に関わる食育の推進、最後に高齢者に係る食育の推進、各この５本の柱に沿った事業の計画を進めているところです。

これらをまとめて、やはり地域の中で食育に関する気運を高めるためには、講演会というのは非常に有効な手段だと思っております。

参加される方々が参加しやすい時期、時間帯を考慮して、ぜひ食育推進の講話の先生をお呼びしてできればなと考えております。

○６番（隈元巳子議員）

ぜひお願いしたいと思います。

子どもたちはよく島の宝といいます。

そして、また高齢者の皆様からよく聞く言葉が、どぅくさぁが宝と言っています。

そして龍郷町の給食センターの前に、早寝早起き朝ごはんというフレーズが書かれています。

やっぱりこの三つの共通点というのは食じゃないかと思います。

食の原点だと思います。

行政ばかりがしてもいけないし、私たち地域に帰って、私たち年代が子育ての皆さんと話をしたり、いろんな情報を出したり、いろんな伝統の食事を作ったりしていくのが、龍郷町の地域全体で取り組む食の安心・安全・伝統文化じゃないかと思いますので、もう一回食というのに龍郷町も今が一番良い時期にきているんじゃないかと思いますので、その点は町長さん、副町長さん、教育長さん、そして課長の皆さんもよろしくお願いいたします。

龍郷町が食の地域であるということを願いまして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（平岡　馨議員）

隈元巳子議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

13時45分より再開いたします。

休憩　午後１時３５分

再開　午後１時４５分

○議長（平岡　馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

圓山和昭議員の一般質問を行ないます。

○７番（圓山和昭議員）

町民の皆様、こんにちは。

龍郷町の山々の新緑が目に鮮やかな別れと出会いの季節となりました。

学舎から巣立ち、これから新生活が始まる皆さん、おめでとうございます。

門出を迎えた皆さんの限りない前途を祝します。

先日行なわれました龍郷町青少年ミュージカル菊次郎、昨日来、同僚議員たちからも称賛の声があがっております。

子どもたちの様子を申し上げますと、観客の感動の涙、盛大な拍手とスポットライトを浴びて、全てを出し切ったあとの輝く笑顔が印象的でした。

異年齢集団によるかけがえのない経験を通しての学びと感動とともに、支えてくれた方々への感謝、龍郷町への感謝の言葉も聞こえてきたことは、社会教育の青少年育成事業としての目的も達成できたのではないかと感じるものでした。

それでは、先に提出しております通告書に基づき、施政方針の中から質問をいたします。

まずは、龍郷町立中学校の統合について。

昨年９月議会において、中学校統合の方針を示し、12月には町長、副町長、教育長が中学校区ごとに住民説明会を開いております。

そして、令和７年度の施政方針の中では、準備委員会を設立し、令和９年度の開校を目指すと統合の年度の時期も明確に示されましたが、今後の具体的なスケジュールと課題について質問いたします。

２項目めは、給食費の無償化について。

令和７年度から学校給食費の保護者負担分が無償化となりますが、目指す食育の推進・充実に向けての方針について伺います。

３項目めは、保健福祉センターの改修について。

当初予算にも設計委託料等、予算計上されておりますが、どのような施設を目指すのか。

そしてアンケート調査もしておりますが、温泉源活用の方針は。

４項目めは、龍郷町地域振興公社について。

効率的な作業体系を構築するため、「業務体制の見直しを行なう」とは、どのような見直しをするのか伺います。

５項目めは水産業の振興について。

漁業従事者がより活躍できる事業導入の検討について、どのような事業メニューが考えられるのか伺います。

そして、最後は町長選挙についてです。

今年は竹田町長が就任して８年目を迎え、２期目の最終年です。

11月に町長の任期満了を迎えますが、これまでの実績と進退、町長選挙への出馬意向について伺います。

以上６項目につき、当局の答弁を求めますが、最後の町長選挙については、質問席より最後に改めて伺いますので、まずは５項目めまでの答弁を求めます。

○竹田泰典町長

圓山議員から６項目について質問事項がありますので、順次お答え申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

なお、町長選挙については、この５項目のものが終わったあとにという議員の要望でございますから、これが終わったあとに答弁を申し上げたいと思います。

それでは、３項目の保健福祉センター改修について、１点目の当初予算にも設計委託料等、予算計上されていますが、どのような施設を目指すかについてのご質問にお答え申し上げます。

少子高齢化が進む中、人と人とのつながりが希薄化していく中で、多世代間の交流のきっかけを創出し、人の流れを生み出す新たな地域資源として温泉源の活用を検討し、幅広い年代の交流を促す拠点として再整備を目指しているところでございます。

１階に温泉施設と多目的室を２階に屋内遊戯スペースとファミリーサポートセンター拠点を設置し、施設利用を通じて子どもから高齢者までが集まり、賑わいを創出するまちづくりを目指してまいりたいと思っています。

次に、２点目のアンケート調査もされておりますが、温泉源活用の方針はについてのご質問にお答え申し上げます。

１月下旬から２月にかけて、温泉源利用に関するアンケート調査を実施いたしました。

その結果、温泉掘削費用につきましては、財源を調達できるのであれば活用したほうが良いという回答が71％でございました。

一方、後年の維持管理費につきましては、温泉利用料金を値上げして、現状の赤字額程度まで圧縮できれば温泉を活用してもよいという回答が４割強でございました。

この結果を受け、私は温泉利用が健康づくりにもたらす総合的効果に加えて、本町

に人の流れを生み出す新たな地域資源として温泉源を活用したいと考えているところでございます。

ご理解を願いたいと思います。

次に、４項目の一般社団法人、地域振興公社について、効率的な作業体系を構築するため「業務体制の見直しを行なう」とは、どのような見直しをするのかについてお答え申し上げます。

地域振興公社については、本町の遊休農地の解消、農作業の受託等を目的に令和２年９月に設立し、事業を展開してきているところでございます。

その管理については、農林水産課の職員が兼務していましたが、事業拡大等により職員の負担が大きくなり、公社を管理する専任の職員配置が急務となってまいりました。

そのため、令和７年４月から専任の職員を配置し、さらに各課で配置してきた作業員を公社に集約し、道路や公園、体育施設等の作業等を行なっていきたいと考えているところでございます。

ご理解を願いたいと思います。

次に、５項目の水産業振興について、漁業従事者がより活躍できる事業導入の検討について、どのような事業メニューが考えられるかについてお答え申し上げます。

昨日、伊集院議員の質問にもお答えしましたとおり、令和７年度に漁業者による離島漁業再生支援交付金事業の再開に向けて進めているところでございますが、その事業メニューについては、漁業者が主体的に取り組むものであるため、本町においてもその取り組みを支援してまいりたいと思っているところでございます。

具体的なメニューとしては、密漁監視、種苗等の放流、おさかな祭りなどの活動も考えられるところでございます。

先ほどの６項目については、後ほど答弁をさせてもらいたいと思います。

以上、５項目までの質疑が終了次第、町長選は答弁をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

〇碇山和宏教育長

１項目の中学校統合について、令和９年度の開校を目指すとありますが、今後の具体的なスケジュールと課題はについての質問にお答えいたします。

中学校の統合に関する今後の具体的なスケジュールはとのことですが、まず本年６月に各中学校長やＰＴＡ会長などを委員とした「中学校統合準備委員会」を設立する計画としており、その委員会において、具体的なスケジュールを策定していきたいと考えております。

課題につきましては、「学校名の決定方法」「校歌の決定方法」などが考えられますが、準備委員会の中で様々な課題を洗い出して解決を図っていき、令和９年４月に新中学校が開校できるよう準備を進めていきたいと考えております。

なお、準備委員会の進捗状況につきましては、町のホームページや広報紙に掲載して、随時お知らせしたいと考えておりますので、ご理解ください。

次に、２項目の給食無償化について、令和７年度から学校給食の保護者負担分が無償化となるが、目指す食育の推進・充実に向けての方針はとのご質問にお答えいたします。

児童・生徒への食育の推進状況ですが、給食センターの栄養教諭が年間を通じて学校を訪問し、食に関する指導を実施しております。

訪問指導の内容ですが、「給食について知ろう」「食事と心の健康」「朝ごはんの大切さ」など多岐にわたっております。

また、学校独自の取り組みとして、「弁当の日」の設定や家庭教育学級での保護者向けの講話などが実施されております。

今後も「健全な食習慣の形成」「食文化の理解と継承」「地産地消の推進」などの学校給食基本理念に基づき、給食センター職員や学校職員と連携して食育の推進・充実に努めてまいります。

○７番（圓山和昭議員）

それでは再質問に移らせていただきますが、まずは中学校の統合についての再質問からいきたいと思います。

今、教育長の答弁において、令和９年の４月に開校という答弁をもらいましたけれども、町立学校の設置主体は町ですので、改めて町長に伺います。

令和９年度の４月に開校を目指すとありますけれども、学校の数、今現在中学校は３校ありますが、学校の数、そしてその場所、改めて開校の時期についての答弁を求めます。

○竹田泰典町長

今、中学校は３校ございます。

併設校が１校、単独校が２校なんですけれども、まず中学校を１校にしたいと思っているところでございます。

そして、場所としては現在龍南中学校を予定しているところでございます。

これから準備委員会等が設立され、いろんな意見が出てくるだろうと思いますけれども、この方向を一応お話をし、その準備委員会の中でどういう議論がされるのか、そこらあたりも注視しながら進めてまいりたいと思います。

基本的には龍南中学校を新しい中学校という考え方で進めてまいりたいと思います。

私がこの問題にどうしてもやらなければならないと思った理由が、まず、今、龍北中がございます。

今、生徒数８名ですかね、いるんですけれども、１、２年生がまとめた学級になっていまして、大変苦慮しているなと。

中学校は多感な時期だと、子どもたちの夢に向かって進めている状況だろうと思います。

毎年４月になりますと、他の校区外入学というのが多数いまして、なかなか地元の学校には通っていただけないという状況も、私が就任してから毎年３月の末から４月になりますとその問題がいつも浮上して、子どもたちがいろんな悩みをもって進めているなと思っているところですけれども、そしてもう一つなんですけれども、小規模校から大島の高校に行った際に、まず学校に子どもたち、大きな生徒数がいるところに慣れるのに必死だったというお話も子どもたちから聞かされて、これではいけないと、できることであれば子どもたちがしっかりと自分の将来の夢に向かってできるような方策をするのが、我々行政の役割だと思っているところでございます。

状況を聞いてみますと、何とか２クラス、あるいは３クラスという形になるようですけれども、子どもたちの競争心、また友達とのふれあい、それから部活、いろんなものに効果が出てくるんじゃないかという、出ると確信をしているところですけれども、これは準備委員会、これから町民の皆さんのご意見を十分に拝聴しながら、統合に向けた事務を進めてまいりたいと思っています。

施政方針でも述べたとおり、令和９年４月を目指して進めてまいるということでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○７番（圓山和昭議員）

はい、では町長から方針がしっかりと示されましたので、続いてこのあとこの準備委員会、答弁にありました準備委員会について、それがいつごろどういった委員構成で、何について、そしてその内容や経過は公表されるかどうかというところを、再質問で聞こうと思ったんですが、全て答弁にございました。

６月に設置すると、中学校の校長やＰＴＡ会長を委員とすると、課題もありましたね、そして進捗状況については、ホームページや広報紙に掲載してお知らせしていくということで、ぜひ開かれた形で、新たな中学校の設立、開校に向けて、夢と希望のつまった中学校にしていってほしいと願っております。

令和９年度の４月に３校を１校でということで、現在の龍南中学校を活用するという町長の方針が示されましたので、ぜひ準備委員会でしっかりと議論をしながら、鹿児島県内で一番の、そして日本一の中学校を目指してほしいと思っておりますが、教

育長はどのような新中学校像を描いていますか、ぜひ答弁をいただきたいと思います。

○碇山和宏教育長

今、日本一の学校という話がありましたが、圓山議員のほうから、最初にミュージカルの話がありました。

西郷菊次郎、龍郷出身ですが、世界に羽ばたいた西郷菊次郎です。

そして町長の話の中に龍南中学校にという話がありました。

龍南中学校のキャッチフレーズは、「世界に拓く龍風の丘」というのがキャッチフレーズです。

世界に向けて良い学校、そして子どもたちが、そして地域の方々が、この子どもたちをサポートしながら、今も非常に良くなっています、どの学校も、さらに一つになったときにいろんな形で相乗効果があるだろうと、そして子どもたちが自分の生まれ育った島に誇りを持って、そして、さらに世界に羽ばたいていけるような子どもたちをつくっていけたらと、そんなふうに考えております。

以上です。

○７番（圓山和昭議員）

教育長から世界一を目指すという言葉がございましたので、ぜひ期待していきたいと思います。

しっかりと議論を行なってほしいと思います。

１月に我々議会の総務厚生常任委員会は、これまでに中学校の統廃合を実施しているさつま町に、学校統廃合についての所管事務調査に行きました。

学校の統合までは様々な意見はもちろん出てきますが、統合してからの子どもたちの意見や保護者からの意見については、仲間や選択肢が増えたこと、同学年の多様な意見や考え方を知ること、そして意見交換ができるようになったことの喜びの声というのが、実に多かったということも聞いてきました。

そして、準備委員会というのは、新中学校の開校のための準備委員会であると同時に、閉校する学校、この中では単独というのは龍北中学校だと思われますが、龍北中学校をどのように閉校するかの準備委員会でもあると思っております。

昨年の12月の龍北校区住民説明会では、私も出席いたしましたが、およそ９割が校区の住民の方々でしたけれども、子どもたちのために統合を早急に進めてほしいという出席者の方の声に、大きな拍手が沸き起こりました。

これは将来を担う荒波地区の子どもたちの教育環境のために、母校の統合はやむなしと、町の方針に理解を示していただいたことにこれは敬意を表し、また、校区住民も荒波地区の子どもたちのために、未来志向の判断をしたんだと、そういう前向きな明るい閉校式を迎えられるように切に願っておりますので、ぜひその住民の皆様の気

持ちも汲み取った閉校に向けての準備というのをよろしくお願いいたします。

統合については以上です。

続いて、給食費の無償化について、食育の観点からも答弁もらいましたが、昨日、そして本日の隈元議員も含めて、食育の質問やたくさんの答弁をもらっておりますので、１点だけ、令和７年度から給食費が無償化になるということを、どのように子どもや保護者に伝えていく予定でしょうか。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

やはりそういう給食の無償化、こういうことを保護者や子どもたちに知らせることも大事だと思いますので、給食だよりを使ったり、ホームページの中でそのような欄を設けて、知らせていければと考えております。

以上です。

○７番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

隈元議員の話の中でもありましたけれども、食育とは感謝すること、感謝することも食育の一つであるという質問や当局の答弁もありました。

給食費の無償化については、本当に当初は大変ありがたいと思っていても、だんだんと無償化、無償が当たり前の感覚になってくると私は思っております。

学校で毎日食べている給食費が、どこからどういう過程で無償になっているかということも、知ること、学ぶこと、そしてそれについて感謝することで、おかげさまという心も芽生え、児童や生徒の成長の糧になると思いますし、まさにそういう学びも食育の一つだと私も感じますので、そういったところのご指導もよろしくお願いいたします。

教育委員会は以上です。

続いて、保健福祉センターの改修について再質問をいきたいと思います。

少し内容も踏み込んでおりますけれども、保健福祉センターの改修についての質問だったんですが、答弁の中で、すでに１階に温泉施設とか、温泉という言葉が出てきております。

最終的には温泉源を活用するという表明を町長はされておりますけれども、今後の具体的な改修のスケジュール、そして完成、供用開始、これはいつごろを目標としているのかのまず答弁を求めます。

○加藤寛之保健福祉課長

お答えします。

まず、この改修ですけれども、単独費ではやっぱり難しいということで、補助金の

活用を考えております。

施政方針の中でも補助金の活用とか出していますけれども、現在、新しい地方経済・生活環境創生交付金、第２世代交付金、以前のデジ田交付金に代わるものですけれども、そちらのほうに交付申請を行なっております。

この交付決定が３月下旬から４月上旬に予定されております

この交付金を活用しながらということを考えておりまして、令和７年度に基本実施設計、地質調査を行なって、令和８年度、令和９年度の２か年にかけて改修工事を行なっていききたいと考えております。

○７番（圓山和昭議員）

では供用開始は令和10年度の目標としているという理解でよろしいですか。

○加藤寛之保健福祉課長

失礼しました。

供用開始は、令和９年10月１日を目標としております。

○７番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

令和８年、９年と改修工事は続きますけれども、それでは、今現在もどぅくさぁや館が日ごろから使われておりますけれども、この改修工事期間中の代替施設はどのようになるんでしょうか。

○加藤寛之保健福祉課長

代替施設というのは、おそらく社協が現在入っていますので、社会福祉協議会のことになると思いますけれども、現在、令和６年度に龍瀬へき地保育所、新しく新築しております。

旧保育所、そちらのほうを、へき地保育所をまだ残していますので、そちらのほうに社会福祉協議会を改修のあいだ使うということで今現在動いております。

○７番（圓山和昭議員）

龍瀬保育所を活用するということですね。

そしてこの答弁の中で、多世代間の交流のきっかけを創出すると、そして２階が多目的施設、屋内遊戯スペース、そしてファミリーサポートセンターの拠点ということで、子どもも楽しめる施設が充実されるのかなと、これは期待も膨らむ答弁であったんですけれども、子育て応援課としては、どのような施設を目指し、その活用方針をどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

リノベーションの主な内容につきましてですけれども、現在１階部分で温浴施設、

お風呂として使っている部分を全て改修して、多目的スペースに変更する予定でございます。

また、現在のどぅくさぁや館の右手側、グラウンド側に向かって少し拡張工事をいたしまして、現在のお風呂よりもかなり大きめの浴室を確保する予定になっております。

１階部分の多目的室のほうで、多世代交流ができるようなイベント等を企画をしている段階でございます。

また２階部分につきましては、全面的にリノベーションを行ないまして、一部をファミリーサポートセンター室、病児・病後児預かり室、それ以外の部分につきましては、全て児童遊戯施設、屋内遊技場の整備に変えるという予定にしております。

また増築しましたお風呂場のスペースの屋上の部分につきましては、屋上テラスとして人工芝を敷いて、そこでちょっとしたイベントができるようなものを考えております。

２階部分の児童遊戯スペースにつきましては、見守り活動を必ず行なおうと思っておりますが、そこにぜひ高齢者の方々が、グループポイント活動事業を使って見守り活動に来ていただくということで、子育て世代、子どもたち、高齢者たちの交流ができればと考えております。

また、多様なキッズイベントも企画しております。

このキッズイベントの企画の段階から、まだ構想段階ですけれども、中学生に入っていただいて、中学生のボランティアとともにキッズイベントの運営をしていくということも今、構想に入れているところでございます。

以上です。

○７番（圓山和昭議員）

非常にいろいろな企画、計画を立てられているようで、さらに子どもたちが楽しめる、そしてまた本当に多世代間の交流、交流というのが一つの大きなキーワードになっていくのかなというところを感じたところです。

その子どもが楽しめる施設の充実も目玉にはなると思うんですが、もう一点、その温泉源の活用、利用についてのことです。

町長の答弁において、温泉源を活用したいという答弁がありました。

そのまず前提となるものでアンケートを実施したと思います。

１月下旬から２月にかけて実施したということで、アンケートにおいては、財源を調達できるのであれば活用したほうがよいという回答が71％ということではありますが、温泉の掘削費用についての財源調達をできるのであれば。

まずはこのアンケートの回収率等の説明をお願いいたします。

○勝元　隆企画観光課長

アンケートでございますけれども、無作為抽出により町内2,000世帯にアンケート用紙を配布いたしております。

その結果、回答数が928件、回答率は46.4％となります。

ただ回答のほうは、ＱＲコードによりましてウェブによる回答も可能なことから、若干の誤差があると思うんですけれども、回答のほとんどは書面でいただいておりますので、概ねこの回答率でよろしいかと思います。

ちなみにアンケート自由意見といたしまして、賛成反対のほかに温泉プールの建設がいいとか、価格を設定を工夫する、これ町内、町外で差別化をしたらどうかとか、サウナを充実させてほしい、観光客もターゲットにしたほうがよい、食事もできるとよいといったような意見もございました。

前回、令和５年の３月のアンケートを全戸で配布して13％という回答であったことから、今回の回答率は大幅にアップしたものと考えております。

以上です。

○７番（圓山和昭議員）

前回の約３倍の回答率だったということで、そのうち71％が活用したほうがよいのではないかと、その体系の中で料金を工夫してもいいのではというのもあったそうですが、まさにこれですね、温泉利用料金を値上げして、現状の赤字額程度まで圧縮できればということもあったそうですが、現在の赤字額は大体幾らぐらいなのか、その幾らぐらいの赤字というのが大体何年ぐらい続いてきているのか、わかる範囲で結構です。

そして、現在の赤字額程度まで圧縮するには、どれぐらいの料金形態にすればよいのかというような、そういった料金設定のシミュレーション、そういったものまでしているのかどうか、わかる範囲で結構ですので、答弁をお願いいたします。

○加藤寛之保健福祉課長

お答えします。

令和５年度の収支試算になりますけれども、現在温泉費用に係る試算の中で、赤字が1,788万円あります。

その中で、現在この令和５年度の利用数というのが２万5,868人でした。

今年度の実績なんですけど、大体３万人弱、３万人近い数字になっております。

なので、この温泉に変えるとまだまだ利用者数は増えると感じておりまして、また利用料金も現在75歳以上が無料でしていますけれども、そちらのほうも料金を上げたほうがいいという話もありました。

まだ完全に確定ではありませんけど、大体75歳以上300円、一般の方は今、500円で

すけれども800円で、町外の方もそれ以上、1,000円以上になると思いますけど、そういうふうに料金を上げていきたいなと考えております。

その中で年間の、遊戯施設もありますので、利用者数とかが大幅に増える予定で、風呂の利用者数で４万人、各多目的室とか、あと上の遊技場の利用者数を含めて、大体４万3,000人ぐらいを予定しています。

その中で、収支のほうも利用料金をあげることで、大体同じ、もしくは家族風呂とかそういうのも造っていきたいという考えがありまして、そちらを入れるとトントンかちょっと黒字になるのではないか。

ただ、施設において故障とかそういうのが出てくると、やっぱり赤字がでるのではないかと考えております。

○７番（圓山和昭議員）

すみません、これまでの1,700万円の赤字というのは、大体何年ぐらい続いているかというのはわかりますか。

そしてまた、先ほどの料金シミュレーションでだいぶ赤字も圧縮できるということですけれども、さらにそこにまた改修費用も、特に老朽化でお風呂が使えなくなったりとか、そういったのもありますけれども、そういわれるともっと赤字が超えているのかなと、現状はと思います。

それがいろいろと有料化にしたり、料金を上げたり、そしてまた新たな利用者を増やすというような取り組みにおいて、この1,700万円をさらに圧縮できるという期待の数字も示されましたけれども、ちょっと参考までに何年ぐらい1,700万円の赤字続いていますか。

○加藤寛之保健福祉課長

おそらく収入に関しまして、大体年間700万円から800万円あると思います。

その中で、この施設が平成７年から供用開始だったと思っていますけれども、やはり利用者数によって全然収入が変わってきます。

その中で、少し赤字が最初は出ていたと思います。

というのは、やっぱり利用料金が安いものですから、そうなってくるとどうしても赤字になってくるということで、利用者数を増やすことによって黒字になると思いますけど、現在700万円ぐらいだと大体２万5,000人程度、今の料金設定でとなっております。

○７番（圓山和昭議員）

また後日、改めて今現在の赤字額というのがどれぐらい続いてきているかというのも資料でもらえたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

健康増進であったりとか、交流施設、こういった福祉施設、福祉センターというの

は、いろいろな施設がほぼ赤字であると、どこもですね。

だからこそ民間ができないからこそ、そこは公共が担うものという認識で私はおります。

民間ができて黒字であるのであれば、それは民間が当然やってくれるでしょうし、民間のほうにそこはお願いするべきところでありますけれども、そういうところができない、しかしながら、町民、住民にとって必要であるというのであれば、そこは公共施設として担うべき役割は大いにあると思いますので、今後もしっかりと議論をしながら進めていってほしいと思いますが、現時点で想定される全体の財源調達についての答弁もありましたので、想定される全体事業費だったり、そしてまた財源調達の金額であったり、補助金の補助の規模だったり、そのへんのところ、答弁できる範囲で結構ですので、財源調達についての答弁までもらいたいと思います。

○加藤寛之保健福祉課長

今現在申請している第二世代交付金、これが通ったら場合になりますけれども、まず補助対象経費が８億3,633万5,000円程度になります。

補助対象外経費、これは地質調査になりますけど、これが500万円、先ほどの補助対象経費８億3,633万5,000円の２分の１、これが補助金の額となります。

そのほかの経費については、起債とか、あと基金とか、そういうのを活用していかないといけないのかなと考えております。

○７番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

補助裏は辺地、過疎、そういったものがうまく活用できれば非常にいいのかなと、理想的かなと思いますけれども、こういった今、多くの答弁をもらいましたけれども、そういったものを踏まえて、町長、温泉源を活用したいという方針であると、温泉源を活用したいと考えていますとあります。

そういった方針で進めていくという受け止めでよろしいでしょうか。

○竹田泰典町長

今、先ほど答弁したとおり、温泉源を活用したお風呂にしたいと今、思っているところでございます。

今、国のほうとその補助金のことでやり取りをしているところですけれども、３月末、新年度の初めあたりに結果が出ると思いますけれども、また認められなくても再度申請をして、何とか支援が受けられるような方策に進めてまいりたいと思っているところでございます。

そういう裏、２分の１はそういう次世代ですか、支援があるわけですけど、そのものについては起債となるわけですけれども、この起債についても起債計画に基づいて

有利な起債を充てていきたいという思いで今、進めているところでございます。

○７番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

では次にいきます。

地域振興公社の効率的な作業体系を構築するための業務体制の見直しについてなんですが、詳しくこれは答弁をいただいております。

再質問もいろいろ考えてはいたんですが、専任の職員を配置するということ、作業員を公社に集約するということで、しっかりとこのマネジメントを行なっていただいて、混乱がないように町民の皆さんの様々な住民生活に支障を来さないように、管理監督をしていただきたいと思います。

これについては再質問はございません。

続いて、水産業振興についていきます。

これも先日の伊集院議員の質問と答弁でも多々ございましたので、ある程度はカットするんですが、参考までに伺います。

奄振交付金の農林水産物の輸送コスト支援事業等があると思うんですが、これの龍郷町の漁業に携わっている方々の活用実績とか、そういったものはこの１、２年あるのかどうか、そしてまた活用していない場合、もしくは活用できていないという場合、それがなぜなのかというところの答弁をお願いします。

○迫地政明農林水産課長

輸送コスト支援事業の活用でございますけれども、これまでも水産物のほうでは、セモノ類、あるいはモズク、これが奄美漁協龍郷支所を通した出荷販売が対象となっておりましたけれども、令和５年度、それから今年度の取り扱いの実績はございません。

取り扱いがなくなった理由としましては、龍郷の漁業者ではあるんですけれども、笠利の漁協の本所への出荷をする方、あるいは直接地元鮮魚店あるいは販売店、飲食店など、そういったところへの出荷販売が増えたためであると聞いております。

来年度漁業集落が再開するということになっておりまして、漁業活動も活性化することも期待されます。

そういったことで、令和７年度当初予算については計上はしておりませんけれども、県のほうへは一応水産物ということで事業の事前申請を行なっております。

今後の展開としましては、先ほど言いましたとおり、漁業集落活動が再開します。

そして実績が重なっていくことによって、漁獲量も増えていくというところで、本町の漁業振興の拠点施設であります、奄美漁協龍郷支所の利用促進につながって、漁業集落が主体となったまた新たな事業の展開、こういったものも期待できるのではな

いかと感じております。

○７番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

漁業集落の活動が再開するということに対して、本当に明るい希望の光を感じております。

その期待とともに、やはり以前の反省も必要かなと思います。

以前解散することになった反省を踏まえて、その課題を克服して、どういうふうに対策を講じていくか、当然これは漁業の担い手の皆さんが主体的に行なっていくもの、漁業集落のあり方、運営のあり方というのは、漁業者の皆様が主体的に行なっていくものだと思いますが、ぜひ担当課も一緒になって伴走型の対策、支援というものを講じていってほしいと願っております。

水産業振興についても以上です。

それでは、最後の質問に移ります。

町長選挙についてであります。

本年11月に町長の任期満了を迎えますが、これまでの実績と進退、また、町長選挙への出馬意向について、竹田町長に伺います。

○竹田泰典町長

ただ今町長選挙についてのご質問がありました。

答弁を申し上げます。

私が町長に就任して８年目を迎えます。

私はこれまで、目配り、気配り、心配りを基本姿勢として取り組んでまいりました。

町政運営にあたっては、町民の皆様が安全で安心して健やかに暮らせるまちづくり、真に龍郷らしいまちづくりを特に重視し、町民と語る会、みらい会議、また駐在員会、民事協議会など各種の会合に積極的に出席し、町民の皆様からいただいたご意見やご要望をもとに、町民に開かれた町政運営を目標に施策を展開してまいりましたが、その気運は高まり、町民の皆様方のご理解は徐々にではありますが、浸透してきているものだと思っているところでございます。

しかしながら、私が目指している町民とともに創るたつごうの達成には、その成果も不十分であると思っていますし、まだ道半ばであると認識をしているところでございます。

このような中、私は町政を担う者として、町の活性化に向けて議会並びに町民との対話をさらに重視し、町民目線で引き続き町政を担うことこそが最大の責務であると思っているところでございます。

したがいまして、私は、次期町長選に出馬して、本町の振興発展に先頭に立ち、職

員一丸となって、町民総参加で公平・公正な町政運営に私心を捨て、誠心誠意取り組んでまいる所存でありますので、議会をはじめ町民の皆様方のご理解とご支援を賜りたいと思っているところでございます。

以上、答弁を申し上げます。

○７番（圓山和昭議員）

竹田町長の３期目の出馬表明と受け取りました。

竹田町長の政治姿勢と町政運営が支持され、２期目のときには龍郷町政以来、初の無投票当選、１期ごとに町長が代わる龍郷町でしたが、５期20年ぶりに町長が継続したことにより、竹田町政は県や国とも非常に良好な関係を築けていると感じます。

これまでの政治姿勢や実績を携えて、これからも町民のため、町の未来に向かって頑張っていただきたいと思います。

最後に、本日は令和６年度最後の議会です。この議場にも３名の課長がおられますが、３月末をもって役職定年を迎える職員の皆さん、長年の勤務本当にお疲れさまでした。

４月より立場は変わりますが、それぞれの職務を全うしながらも、後輩職員の育成、指導を含め、ますますのご活躍とご健勝を祈念し、そして、これまでの長年勤務に心から敬意を表し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平岡　馨議員）

圓山和昭議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

明日３月19日の会議は、午後１時30分から開くことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがいまして、明日の会議は、午後１時30分より開会します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

散　会　午後２時３９分

令和７年１回龍郷町議会定例会

第　４　日

令和　７　年　３　月　１９　日

令和７年第１回龍郷町議会定例会議事日程（第４号）

令和７年３月１９日（水曜）
午後１時３０分開議

１．議事日程（第４号）

○日程第１　議案第21号　令和７年度龍郷町一般会計予算
○日程第２　議案第22号　令和７年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算
○日程第３　議案第23号　令和７年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算
○日程第４　議案第24号　令和７年度龍郷町介護保険事業特別会計予算
○日程第５　議案第25号　令和７年度龍郷町水道事業会計予算
○日程第６　議案第26号　令和７年度龍郷町下水道事業会計予算
○日程第７　議案第28号　令和６年度堆肥生産施設新築工事請負契約の締結
○日程第８　議員派遣の件
○日程第９　委員会の閉会中の所管事務調査の件
○日程第10　委員会の閉会中の所管事務調査の件
○日程第11　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

２．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

３．出席議員（10名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	前　島　克　幸	２番	得　田　要　一
３番	長谷場　洋一郎	４番	平　岡　　馨
５番	久　保　　誠	６番	隈　元　巳　子
７番	圓　山　和　昭	８番	伊集院　　巖
９番	徳　永　義　郎	１０番	前　田　豊　成

４．欠席議員（なし）

５．議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長　川　畑　進　弥　　書　　記　岡　江　敏　幸

６．説明のため出席した者の職氏名

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	竹田泰典	町民税務課長	園田徳一
副町長	則　敏光	建設課長	勝　林太郎
会計管理者	大司直美	農林水産課長	迫地政明
教育長	碇山和宏	生活環境課長	屋　浩仁
総務課長	大吉正一郎	土地対策課長	竹山智幸
企画観光課長	勝元　隆	教育委員会事務局長	里園一樹
保健福祉課長	加藤寛之	大島地区消防組合龍郷消防分署長	大司昭二
子ども子育て応援課長	松尾昭宏		

△　開　議　午後１時３０分

○議長（平岡　馨議員）

皆さん、こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△　日程第１　議案第21号　令和７年度龍郷町一般会計予算
△　日程第２　議案第22号　令和７年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算
△　日程第３　議案第23号　令和７年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算
△　日程第４　議案第24号　令和７年度龍郷町介護保険事業特別会計予算
△　日程第５　議案第25号　令和７年度龍郷町水道事業会計予算
△　日程第６　議案第26号　令和７年度龍郷町下水道事業会計予算

○議長（平岡　馨議員）

日程第１、議案第21号、令和７年度龍郷町一般会計予算から日程第６、議案第26号、令和７年度龍郷町下水道事業会計予算まで、以上６件を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

○予算審査特別委員長（伊集院　巖議員）

ただ今議題となりました予算審査特別委員会に付託された議案第21号、令和７年度龍郷町一般会計予算から、議案第26号、令和７年度龍郷町下水道事業会計予算までの６件について、予算審査の経過と結果を一括してご報告申し上げます。

令和７年度予算は、龍郷町に住んで良かったと実感できるような町、子育て世代を支援し、若者から高齢者の全ての町民が笑顔あふれ満足度の高いまちづくりに向けての当初予算となっております。

予算編成にあたっては、国、県の状況を踏まえ、従来の政策課題に対応しながら、新たな取り組みを考慮し、真に必要な事業や行政需要に対応するためには、財政不足は解消できず、財政調整基金等から繰り入れを行なっております。

当委員会は審査に際し、町長の施政方針や町民ニーズに的確に対応しているか、また、財源の確保、健全財政の堅持に努力されているかの視点に立って、３月５日、６日、７日の３日間、全委員出席のもと、執行部の説明と審査を深めるための資料の提出を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、議案第21号、令和７年度龍郷町一般会計予算であります。

歳入歳出それぞれ71億1,031万5,000円が計上されており、過去最大規模の当初予算となっております。

歳入予算の主な内容について申し上げます。

款１個人の町民税の対前年度3,432万7,000円の増額の要因について質疑があり、納税義務者の増加で均等割が伸び、また所得割も伸びております。

款10地方交付税の対前年度２億円増額の要因について質疑があり、直近数年間の交付額の推移と、令和７年度地方財政計画での1.6％伸びを考慮し、２億円の増額となっております。

款13使用料及び手数料についてであります。

戸籍手数料のコンビニ交付の手数料について質疑があり、１件当たり手数料200円のうち83円がコンビニ手数料、差額の117円が戸籍手数料として納付されております。

款14国庫支出金についてであります。

児童手当国庫負担金の国庫負担割合について質疑があり、昨年10月の法改正より３歳未満被用者１／１、３歳未満非被用者13/15、３歳から高校生７／９となっております。

款16財産収入についてであります。

一般住宅貸付収入150万円の内訳について質疑があり、一般住宅２軒、借上住宅３軒の合計５軒となっております。

款20諸収入についてであります。

１点目に、地域総合整備資金貸付金の内容について質疑があり、株式会社アーダンからの貸付金の返済で、平成25年に貸付決定し、返済は５年据え置かれ、平成30年から令和10年までの10年間の返済となっております。

２点目に雑入の特別対策補助金（保険者インセンティブ分）の内容について質疑があり、内容としては75歳以上の高齢者のグラウンドゴルフ助成に対しての補助金です。

款21町債についてであります。

１点目に辺地債の社会福祉施設整備事業債の内容について質疑があり、当該町債は二つの事業に充当されており、龍郷公民館の新築及びどぅくさぁや館改修の地質調査と設計委託に充当されております。

２点目に公適債の長寿命化事業債の内容について質疑があり、りゅうゆう館の屋根補修、外壁補修、窓枠補修に充当する町債であります。

続きまして、歳出予算の主な内容について申し上げます。

款２総務費についてであります。

１点目に防災関係経費で、戸別受信機の更新について質疑があり、更新については令

和５年から令和７年度の３か年の継続事業で、最終年度の今年度は、中勝集落、戸口校区、赤徳校区の更新であります。

また、電波状況については、今一度町内の状況を確認するとのことでありました。

２点目に諸費の指摘二次救急医療機関負担金の内容について質疑があり、県立大島病院以外の救急指定病院に受け入れ件数に応じて負担する経費であります。

３点目に企画費の委託料で、景観計画策定委託料とＪ－クレジット制度審査委託料の内容について質疑があり、景観計画策定については２か年をかけて策定し、令和９年度に町景観条例の制定予定であります。

Ｊ－クレジット制度審査委託料についても２か年かけて町有林のクレジット創出可能額等、令和９年度にクレジット発行するための支援業務委託料であります。

款３民生費についてであります。

１点目に障害者福祉費の障がい介護給付費のサービス内容について質疑があり、居宅介護サービス、就労継続Ｂ型（町内５事業所）、生活介護、施設入所等になっております。

２点目に児童福祉総務費の保育所等就職移住支援事業補助金の内容について質疑があり、県１/２補助の新規事業で、本町の保育所に就職するために島外から移住する保育士の引っ越し費用に補助金を交付いたします。

款４衛生費についてであります。

１点目に母子衛生費の子ども医療助成金と出産祝い金について質疑があり、子ども医療費助成金は出生から18歳までの医療費無料で、令和７年４月からは全ての対象者が現物給付となり、病院での窓口負担がなくなります。

また出産祝い金については、第１子５万円、第２子10万円、第３子15万円となっております。

委員から、第３子についてさらに増額できないか提案がありました。

２点目に環境衛生費の委託料の内容について質疑があり、令和７年度に町の地域温暖化対策実行計画を策定するための委託経費であります。

款６農林水産業費についてであります。

１点目に農業振興費の農業振興資金利子補助金の内容について質疑があり、令和６年度途中からの補助金で、借入を行なっている資金について、その借入額に対する利子及び保証料を補助することで、経営の安定を支援するための補助金で20名分を計上しております。

２点目に新規就農者育成総合対策事業の内容について質疑があり、令和７年７月からの９か月間、新規就農のための研修生を受け入れ、就農準備資金、経営開始資金補助金として月12万5,000円の補助金を交付しております。

３点目に令和７年度の群島植樹祭の内容について質疑があり、今年度は本町で開催となっており、場所は長雲峠、植樹する樹木はシャリンバイを計画しております。

４点目に水産業の離島漁業再生支援交付金については、新たに組織される漁業集落への交付金を交付いたします。

款７商工費についてであります。

観光振興費のソテツ群落除伐助成金の内容について質疑があり、カイガラムシの防除経費として安木屋場集落へ補助し、集落で防除作業を実施しております。

款８土木費についてであります。

１点目に社会資本整備事業の実施箇所等について質疑があり、路線としては本茶安木屋場線、屋入赤尾木線、安木屋場今井崎線が実施箇所となっております。

その中で本年度の屋入赤尾木線の工事総額は１億5,010万円で、工事箇所は赤徳小中学校体育館先から芦徳の里集落前までです。

また安木屋場今井崎線の道路改良の延長は1,720メートルであります。

２点目に道路メンテナンス事業（橋梁補修）の内容について質疑があり、町内40橋を５年に一度法定点検を実施する必要があり、業務委託料として1,400万円を計上しております。

なお70％は国庫補助金であります。

款９消防費についてであります。

消防施設費の工事請負費の内容について質疑があり、消火栓設置工事（赤徳校区内）、嘉渡班消防車庫建設工事、嘉渡・戸口班消防車庫解体工事、ＡＥＤボックス設置工事となっております。

款10教育費についてであります。

学校施設の危険ブロック塀改修工事と教員住宅建設の内容について質疑があり、ブロック塀については、法的に改修しないといけない箇所は令和６年度で終了しましたが、本年度からは老朽化が著しいブロック塀を順次改修予定としており、本年度秋名小学校での改修を計画しております。

また教員住宅建設事業は、大勝校区に１棟１戸の70㎡（２ＬＤＫ）を計画しております。

歳出の最後に、昨年まで総務費、衛生費、農林水産費、商工費、土木費、教育費で計上しておりました各公共施設の草刈り作業に要する費用は、令和７年度から地域振興公社で集約して作業を実施することから、各費目において公社への委託料を計上しております。

以上が一般会計の主なものであります。

引き続き、各特別会計・各事業会計についてご報告申し上げます。

議案第22号、令和７年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算については、歳入歳出それぞれ８億535万1,000円が計上されております。

歳入予算の主な内容について申し上げます。

１点目に国民健康保険税の収納状況の内容について質疑があり、予定収納率は、医療給付費現年度課税分、介護納付金現年度課税分、後期高齢者支援金現年度課税分、ともに95％、３区分の滞納繰越分、ともに９％と同率の収納率を予定しております。

２点目に一般会計繰入金の内容について質疑があり、内訳として、保険料軽減分、出産育児一時金分、交付税措置分、職員給与分でありますが、法定外繰入についてはありません。

引き続きまして、歳出予算の主な内容について申し上げます。

款２保険料給付費及び款６保健事業費の内容について質疑があり、出産一時金は50万円で６人を想定しております。

また人間ドック受診者を40人想定して予算を計上しております。

国民健康保険制度は、平成30年から県が財政運営の責任主体となり、町・県それぞれの役割を担っております。

今後も県が示す標準保険料率等を参考に、適正な保険料の賦課・徴収を行ない、今後も国民健康保険会計の健全な運営に努めていただきたい。

次に、議案第23号、令和７年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算でありますが、歳入歳出それぞれ２億134万2,000円が計上されております。

後期高齢者医療費被保険者の医療機関窓口負担の負担割合及び被保険者について質疑があり、負担割合については１割負担（一般の所得者）、２割負担（一定以上の所得のある者）、３割負担（現役並所得者）の３段階となっております。

本町の割合としては、直近で１割負担が958人、２割負担が102人、３割負担が31人、被保険者1,091人です。

また65歳から74歳で一定の障がいのある方は、広域連合の認定を受けることで後期高齢者医療の被保険者となり、本町では39名が被保険者です。

次に、議案第24号、令和７年度龍郷町介護保険事業特別会計予算でありますが、歳入歳出それぞれ８億1,388万9,000円が計上されております。

まず歳入については、国庫負担、支払基金交付金、県負担、一般会計繰入、介護保険料等ありますが、介護給付費及び地域支援事業費に充当される第１号保険料は、23％の同一負担となっております。

その他の歳入については、サービスの内容において負担割合が変動します。

歳出については、要介護（要支援）認定者及びサービス受給者の見込みで質疑があり、認定者の見込みは、令和６年12月末時点で、要支援１（19人）、要支援２（37

人）、介護１（49人）、介護２（59人）、介護３（52人）、介護４（73人）、介護５（40人）の合計329人で、サービス受給者の見込みは、要支援１（４人）、要支援２（16人）、介護１（49人）、介護２（59人）、介護３（52人）、介護４（73人）、介護５（40人）の合計293人を見込んでおり、認定者に占めるサービス受給者割合は89.06％であります。

また、サービス受給者の内訳として、居宅サービス144人、地域密着型サービス79人、老人福祉施設55人、老人保健施設27人、介護医療院１人となっております。

次に、議案第25号、令和７年度龍郷町水道事業会計予算であります。

収益的収支において、事業収益収入３億6,124万9,000円、事業費用支出２億6,242万1,000円を見込み、資本的収支において収入7,000万円、支出２億4,889万円を見込んでおります。

資本的収支において不足額が生じますが、「当年度分消費税及び地方消費税資本的調整額」、「当年度分損益勘定留保資金」、「繰越利益剰余金処分額」で補填いたします。

収益的収入の長期前受金戻入の内容について質疑があり、減価償却のうち補助金を財源として取得した部分を収益化したものであります。

また、その資本的支出の建設改良の内容について説明があり、中勝水源地さく井工事9,000万円、大勝上水道管理棟新築工事800万円となっております。

次に、議案第26号、令和７年度龍郷町下水道事業会計予算でありますが、収益的収支において、事業収益収入１億6,229万5,000円、事業費用支出１億5,391万3,000円を見込み、資本的収支において、収入5,049万7,000円、支出8,480万7,000円を見込んでおります。

資本的収支において不足額が生じますが、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」、「当年度分損益勘定留保資金」、「引継金」で補填します。

収益的支出の修繕料の推移と合併浄化槽の設置基数について質疑があり、修繕料は設置基数が増加している中で、毎年増加傾向にあります。

また令和７年度の設置予定基数は55基を予定しております。

令和７年度末合計で1,661基の設置予定となっております。

以上、特別会計及び事業会計の主なものであります。

最後に一般会計、特別会計、事業会計いずれも限られた予算であります。

施政方針でも表明されておりますが、既存の事務事業の目的や必要性・課題・手段・コスト等について事務事業評価を行ない、その見直しを実施しながら、社会経済情勢の変化や行財政制度の動向に対処し、質の高い事業・行政サービスを持続的に展開できるよう、最善の努力を期待するところであります。

以上で審査を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号、令和７年度龍郷町一般会計予算から議案第26号、令和７年度龍郷町下水道事業会計予算までの当委員会に付託された所管の事項については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（平岡　馨議員）

以上で委員長の報告を終わります。

ただ今委員長報告がありましたが、全員で構成しました特別委員会で、３日間にわたり慎重に審査が尽くされておりますので、議案第21号から議案第26号までの委員長に対する質疑は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

質疑を省略します。

これから各議案の討論、採決に入ります。

最初に、議案第21号、令和７年度龍郷町一般会計予算について討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、令和７年度龍郷町一般会計予算について採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決です。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第21号、令和７年度龍郷町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第22号、令和７年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、令和７年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第22号、令和７年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第23号、令和７年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、令和７年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第23号、令和７年度龍郷町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号、令和７年度龍郷町介護保険事業特別会計予算について討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号、令和７年度龍郷町介護保険事業特別会計予算について採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決です。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第24号、令和７年度龍郷町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第25号、令和７年度龍郷町水道事業会計予算について討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号、令和７年度龍郷町水道事業会計予算について採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第25号、令和７年度龍郷町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第26号、令和７年度龍郷町下水道事業会計予算について討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、令和７年度龍郷町下水道事業会計予算について採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第26号、令和７年度龍郷町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

△　日程第７　議案第28号　令和６年度堆肥生産施設新築工事請負契約の締結

○議長（平岡　馨議員）

日程第７、議案第28号、令和６年度堆肥生産施設新築工事請負契約の締結を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

改めましてこんにちは。

ただ今議題となりました議案第28号、令和６年度堆肥生産施設新築工事請負契約の締結について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、畜産農家の使用販売されずに処分している牛糞を収集し、堆肥を生産及び販売する施設を整備しようとするものでございます。

また、肥料価格高騰の影響による堆肥の需要が年々増加しており、敷料と混ぜた良質な堆肥の供給を行なうことで、農産物の収益性を向上させ、循環型農業及び耕畜連携に資するものでございます。

建物の概要といたしましては、鉄骨造平屋建て、延べ床面積451.58平方メートルで、施設内で牛糞の堆肥化及び完熟堆肥を３か月貯蔵できるスペースを備えた建物となってございます。

令和７年３月13日指名競争入札を行なった結果、ヤマシタ建設株式会社代表取締役、山下福男氏に決定いたしましたので、その工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡　馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○７番（圓山和昭議員）

２点だけ、指名業者の数と落札率の答弁だけお願いいたします。

○迫地政明農林水産課長

指名業者は５社でございます。

落札につきましては、92.34％でございます。

○議長（平岡　馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第28号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（平岡　馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第28号、令和６年度堆肥生産施設新築工事請負契約の締結は、原案のとおり可決されました。

△　日程第８　議員派遣の件

○議長（平岡　馨議員）

日程第８、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

△　日程第９　委員会の閉会中の所管事務調査の件

△　日程第10　委員会の閉会中の所管事務調査の件

△　日程第11　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（平岡　馨議員）

日程第９、委員会の閉会中の所管事務調査の件から、日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を一括議題とします。

お諮りします。

日程第９及び日程第10の２件は、総務厚生常任委員長から、日程第11は議会運営委員長から、目下各委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査、調査の申し出がありましたので、そのように決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（平岡　馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第９から日程第11の３件につきまして、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和７年第１回龍郷町議会定例会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉　会　午後２時０５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

龍郷町議会議長　平　岡　　馨

龍郷町議会議員　徳　永　義　郎

龍郷町議会議員　前　田　豊　成